

第2期上三川町 子ども・子育て支援事業計画

【中間年の見直し（令和4年度）】 変更後全文

※緑文字…令和3年度の変更

※赤文字…令和4年度の見直し

令和5年3月変更

上 三 川 町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 計画の策定体制	3
第2章 上三川町の子どもの状況	4
1. 子ども人口の動向	4
2. 子ども人口に影響する社会動向	6
3. 人口推計	10
4. 教育・保育の必要性に影響する社会動向	12
5. 子育て支援の状況	15
6. 第1期計画の施策の評価	18
7. ニーズ調査の状況	19
8. 町の子ども・子育てに関する課題	46
第3章 計画の基本的な考え方	47
1. 基本理念	47
2. 基本指針	48
3. 基本目標	49
4. 計画の体系	50
第4章 施策の展開	51
基本目標1 子ども・子育て家庭を支える	51
1. 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策	51
2. 地域における子育ての支援	70
基本目標2 安心して出産・育児ができる環境を整備する	71
1. 親と子どもの健康の保持・増進	71
2. 児童虐待防止対策の充実	73
3. ひとり親家庭等の自立支援の推進	74
4. 障がい児施策の充実	75
基本目標3 子どもたちの健やかな育ちを導く	77
1. 次代を担う人づくり	77
2. 生きる力を育む教育力の向上	78
3. 家庭や地域の教育力の向上	80

基本目標4 子育てを温かく支え、見守る	81
1. 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備	81
2. 子どもの安全の確保.....	82
3. 子育てを支援する生活環境の整備.....	84
第5章 計画の推進に向けて	85
1. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	85
2. 計画の進捗・評価	86
資料編.....	87
1. 計画策定の経過	87
2. 上三川町子ども・子育て会議条例.....	88
3. 委員名簿.....	90

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在である。その健やかな育ちや子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題である。」との認識のもとで、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始されました。

本町においても、これまでの「上三川町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承する計画として、新制度の趣旨を踏まえた「上三川町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、質・量ともに充実した子育て支援を子どもや子育て家庭、妊産婦などに向け進めてきました。

しかしながら、その後も合計特殊出生率に顕著な上昇はなく少子化傾向が継続しています。また、子どもへの虐待の相談件数が増加するなど、子どもの誕生やその健やかな成長をめぐる環境づくりには、なお多くの課題を克服する必要があります。

平成27年に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響を及ぼす少子化により、我が国の社会経済は危機的状況にあるとの認識に立ち、結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざすとされ、その中で、『子ども・子育て支援新制度の円滑な実施』は子育て支援施策を一層充実させるものとして重点課題のひとつに掲げられました。

また、人口減少社会となっている我が国が持続的な成長を実現し、社会の活力を維持し続けるためには、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することが求められています。特に社会の様々な分野で女性が活躍することに大きな期待がかけられており、実際に、本町においても子育て世代にある既婚女性の就労は年々進んでいます。そうした社会的な変化を踏まえると、子育て支援は、男性の育児参加の促進や性別による役割分担意識の解消など、人々の意識変革にも広がる必要があることも理解されます。

この度「（第1期）上三川町子ども・子育て支援事業計画」の最終年度を迎え、平成30年に策定された「新・放課後子ども総合プラン」や、令和元年に施行された幼児期の教育・保育の無償化などを含む改正子ども・子育て支援法を踏まえ、これからの5年間の本町の子育てを総合的に支援するために、子どもの育ちや子育てをめぐる課題に広い視野で取り組む「第2期上三川町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

①子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「第2期上三川町子ども・子育て支援事業計画」です。

②次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

本計画は、本町の「(第1期)上三川町子ども・子育て支援事業計画」と同様、次世代の育成を総合的に支援するために町が取り組むべき子育て支援の基本目標とその方向性を定めるものです。

③上三川町総合計画を上位計画とする町子ども・子育て支援事業計画

本計画は、「上三川町第7次総合計画」を最上位計画とし、「第2次上三川町地域福祉計画」、「第2次上三川町障がい者基本計画」、「上三川町第5期障がい福祉計画・上三川町第1期障がい児福祉計画」、「上三川町第2期健康増進計画」、「上三川町学校教育の方針(2019ー2021)」などの個別計画との整合を図ります。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/ R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
上三川町 子ども・子育て支援事業計画									
				計画 策定	第2期 上三川町子ども・子育て支援事業計画				

3. 計画の策定体制

本計画は、「上三川町子ども・子育て会議」から意見を聴取し、未就学児や小学生保護者並びに妊産婦を対象としたアンケート調査による本町における子ども・子育てに関する状況やニーズ等の把握を通じて策定しました。

（１）上三川町子ども・子育て会議

本会議は、子ども・子育て支援法第 77 条に基づき、子どもの保護者や子ども・子育て支援事業者などで構成された合議制の機関です。

（２）ニーズ調査の実施

本調査は、「第 2 期上三川町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、妊産婦及び小学生までの保護者の保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

（３）パブリックコメントによる意見公募

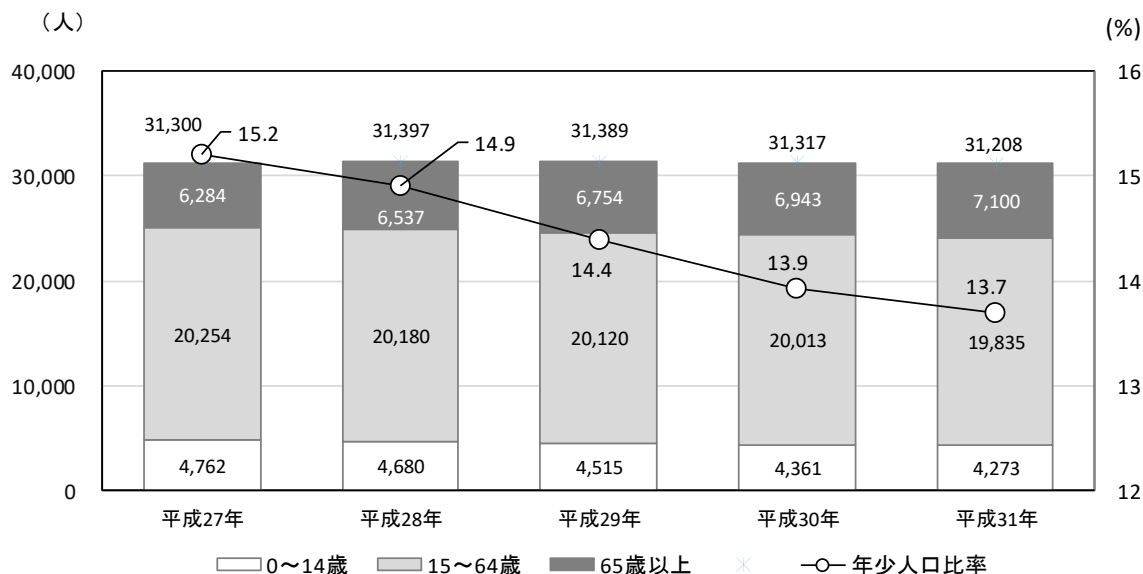
本町の公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、町民の皆様から広く意見を募集し、計画への反映に努めました。

第2章 上三川町の子どもたちの状況

1. 子ども人口の動向

(1) 人口の推移

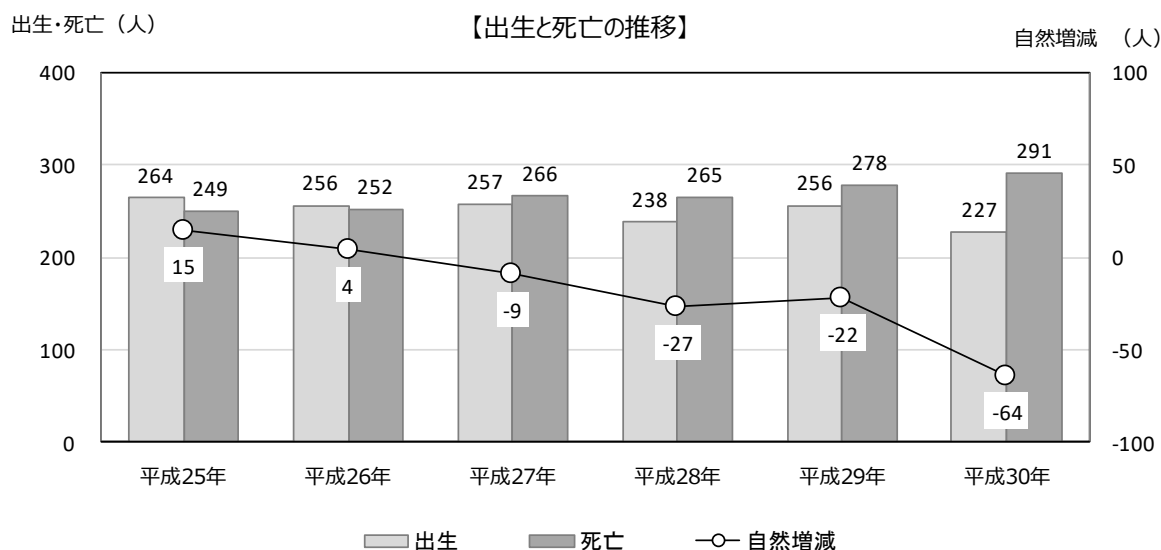
平成31年4月1日時点の本町の総人口は31,208人で、平成27年から92人減少しました。年齢3区分別の人口構成をみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少しており、一方で65歳以上の高齢者人口は増加しています。その結果、総人口に占める年少人口の割合は平成27年の15.2%から平成31年には13.7%まで低下しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 出生数・死亡数の推移

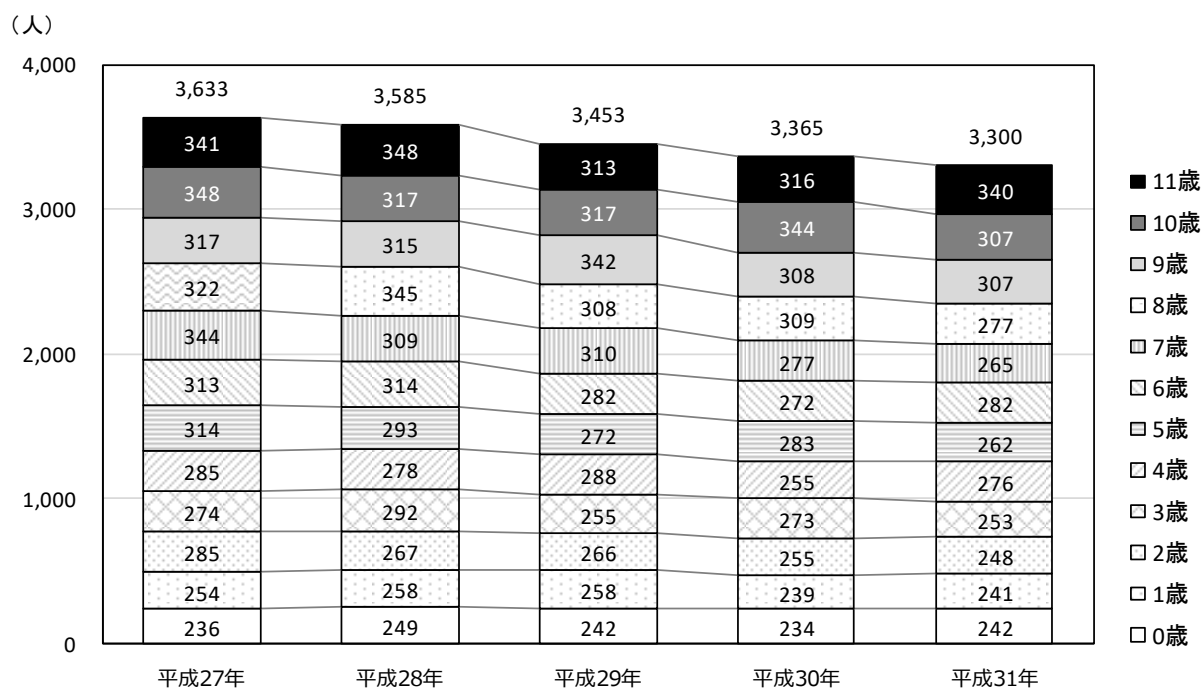
本町における年間の出生数は、平成25年から平成30年まで年により増減があるものの、全体としては減少傾向にあります。一方、死亡者数は年々増加傾向にあり、平成27年からは死亡者数が出生者数を上回る人口の自然減の状態となっています。



資料：栃木県人口動態統計

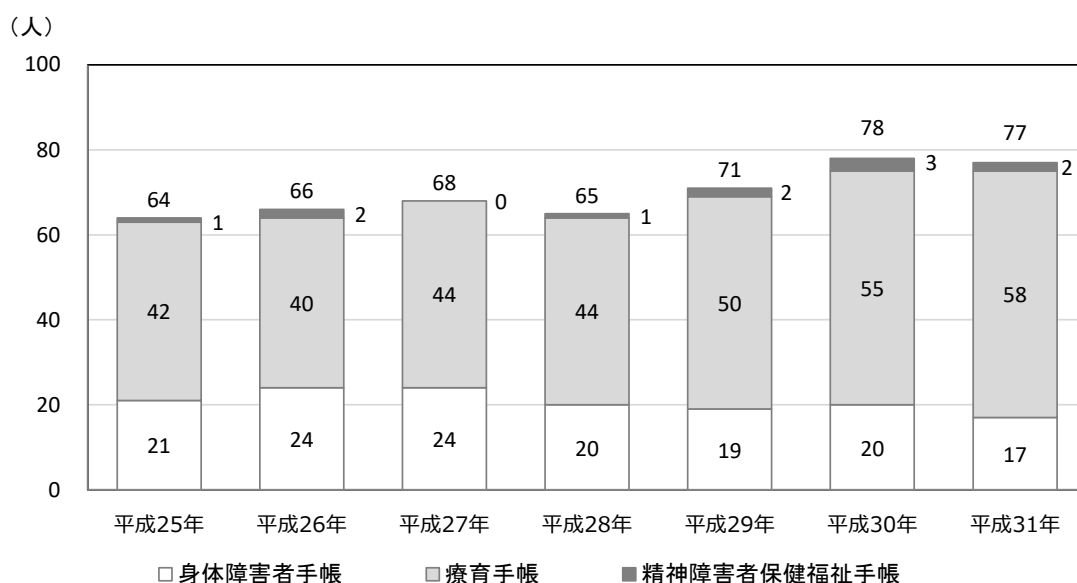
(3) 児童数の推移

本町の0歳から11歳までを合わせた児童数は減少しており、平成31年は3,300人と、平成27年から333人減少しました。



(4) 障害者手帳を持つ18歳未満の子どもの推移

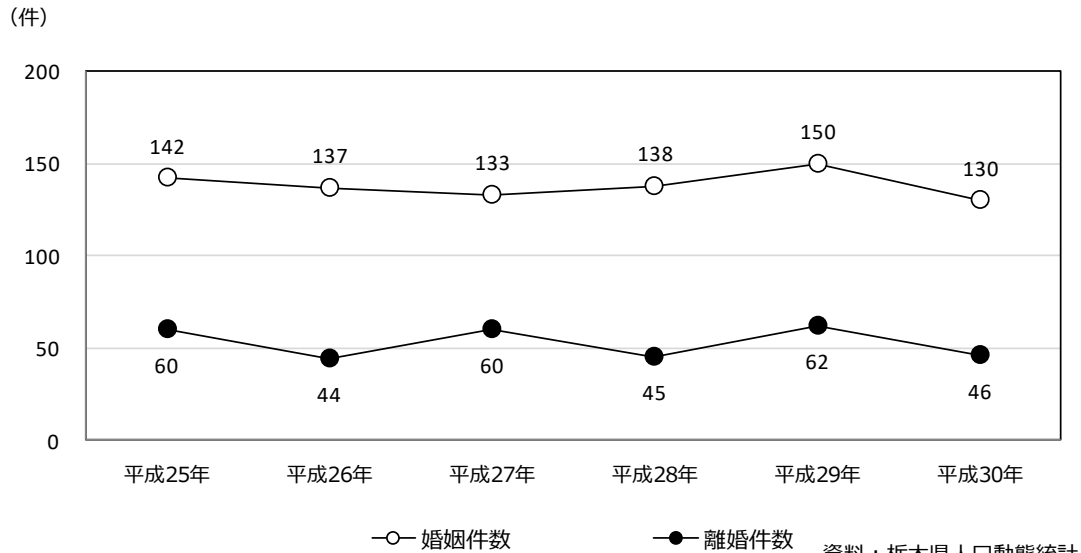
本町の身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳を持つ18歳未満の子どもの人数は、平成25年から平成31年まで、概ね横ばいの状況にあります。一方、療育手帳を持つ子どもの人数は増加傾向にあり、平成31年は58人と平成25年から16人増加しました。



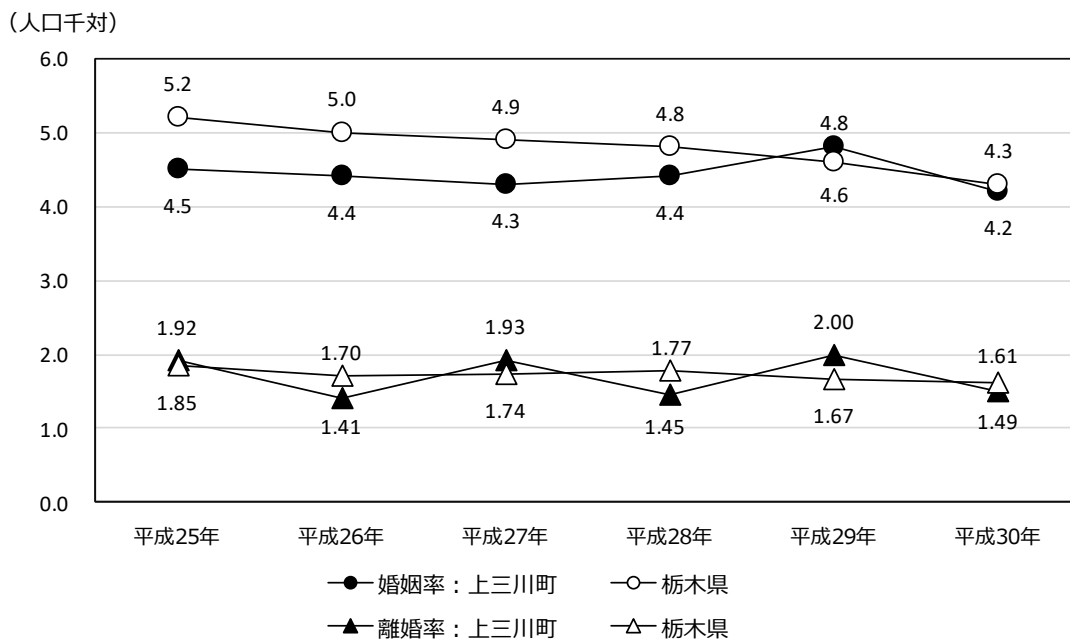
2. 子ども人口に影響する社会動向

(1) 婚姻件数と離婚件数の推移

本町の婚姻件数は、平成 25 年から平成 30 年まで、130 件台から 150 件台で推移しています。離婚件数は、年による増減はあるものの、平成 25 年から平成 30 年まで、概ね 50 件で推移しています。

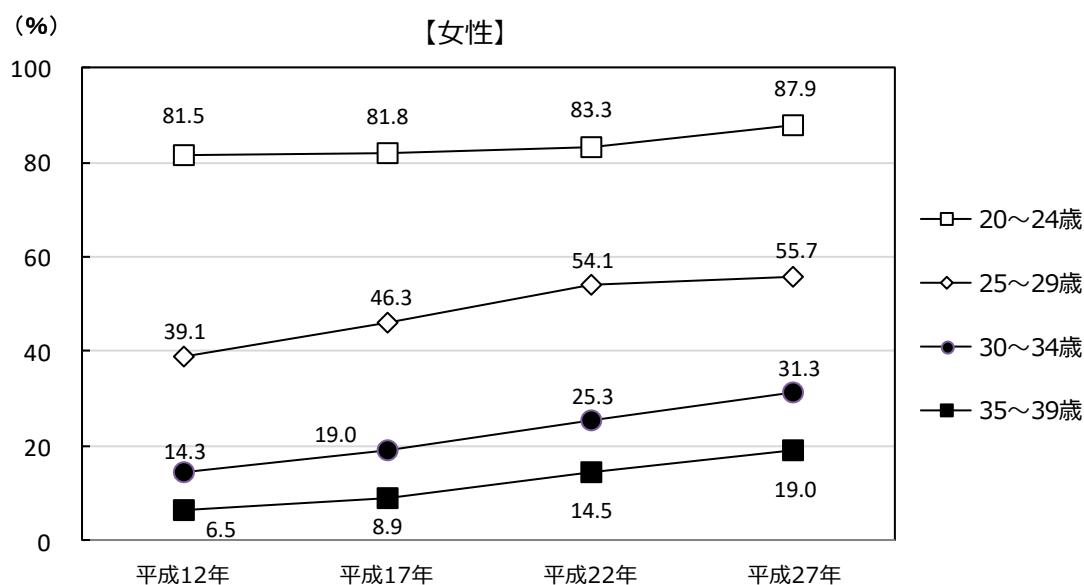
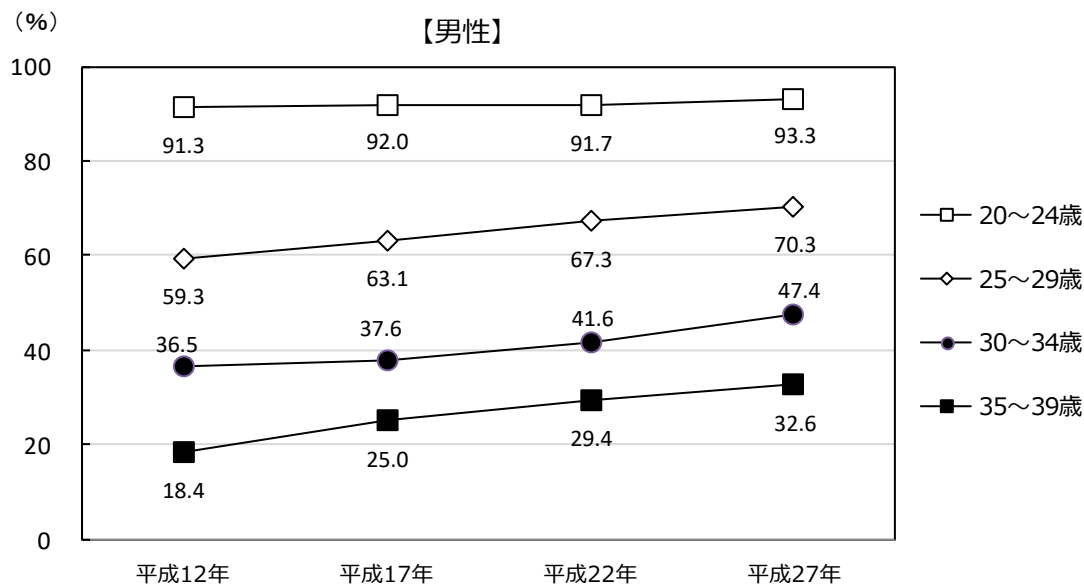


人口 1,000 人あたりの婚姻（又は離婚）の件数である婚姻率、離婚率をみると、本町の婚姻率は平成 25 年から平成 28 年までは県を下回っていましたが、平成 29 年からはほぼ同程度で推移しています。離婚率については、平成 25 年から平成 30 年まで、ほぼ県と同程度での推移となっています。



(2) 未婚率の推移

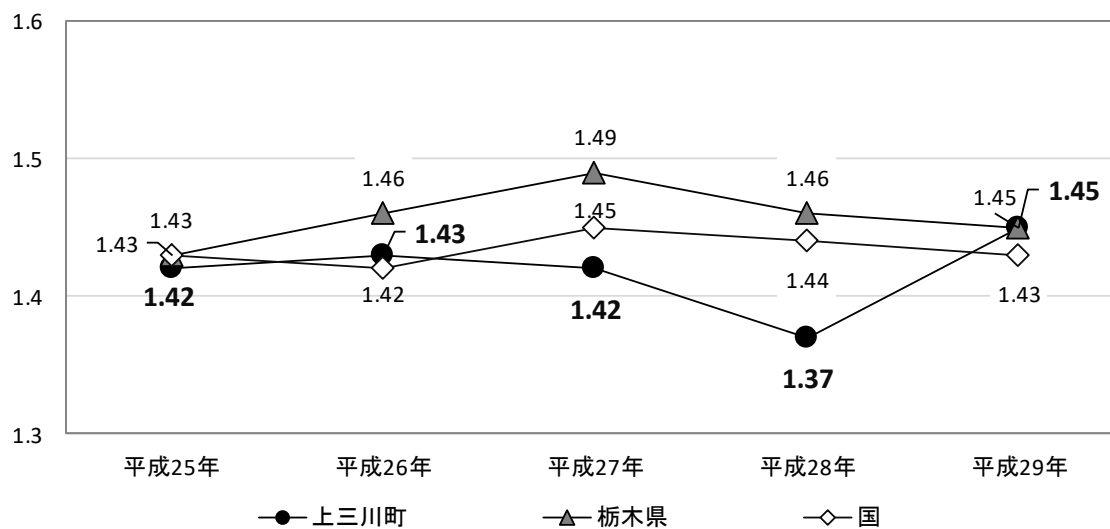
本町の未婚率は男女とも上昇傾向が続いています。平成12年から平成27年にかけて、男性の「35～39歳」は14.2ポイントの上昇、女性の「30～34歳」は17.0ポイントと大幅に上昇しています。



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(3) 合計特殊出生率の推移

女性が一生の間に産む子どもの数に相当する合計特殊出生率について、本町の平成 25 年から平成 29 年の値をみると、平成 28 年の 1.37 を除き、1.4 台を推移しており、県や国とほぼ同様の値となっています。

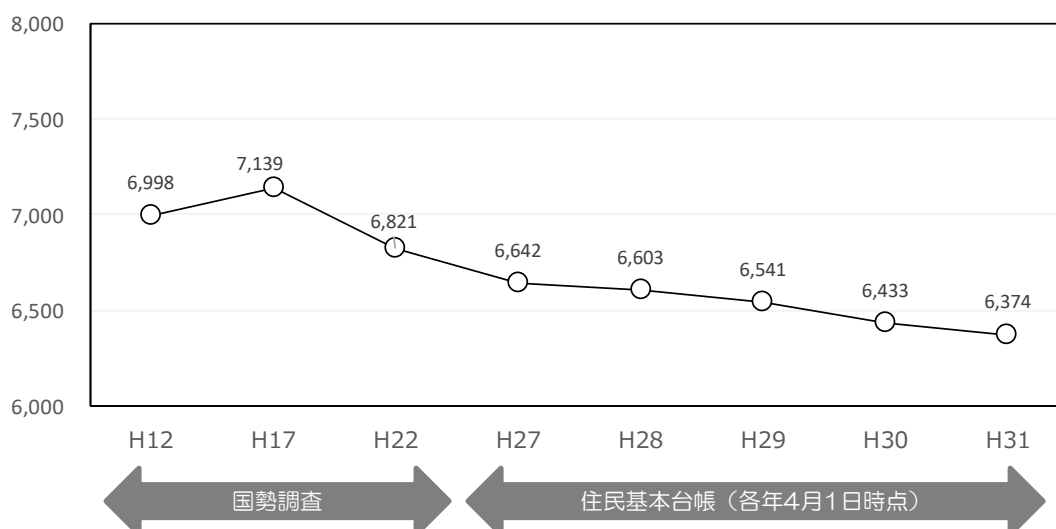


資料：厚生労働省、栃木県人口動態統計

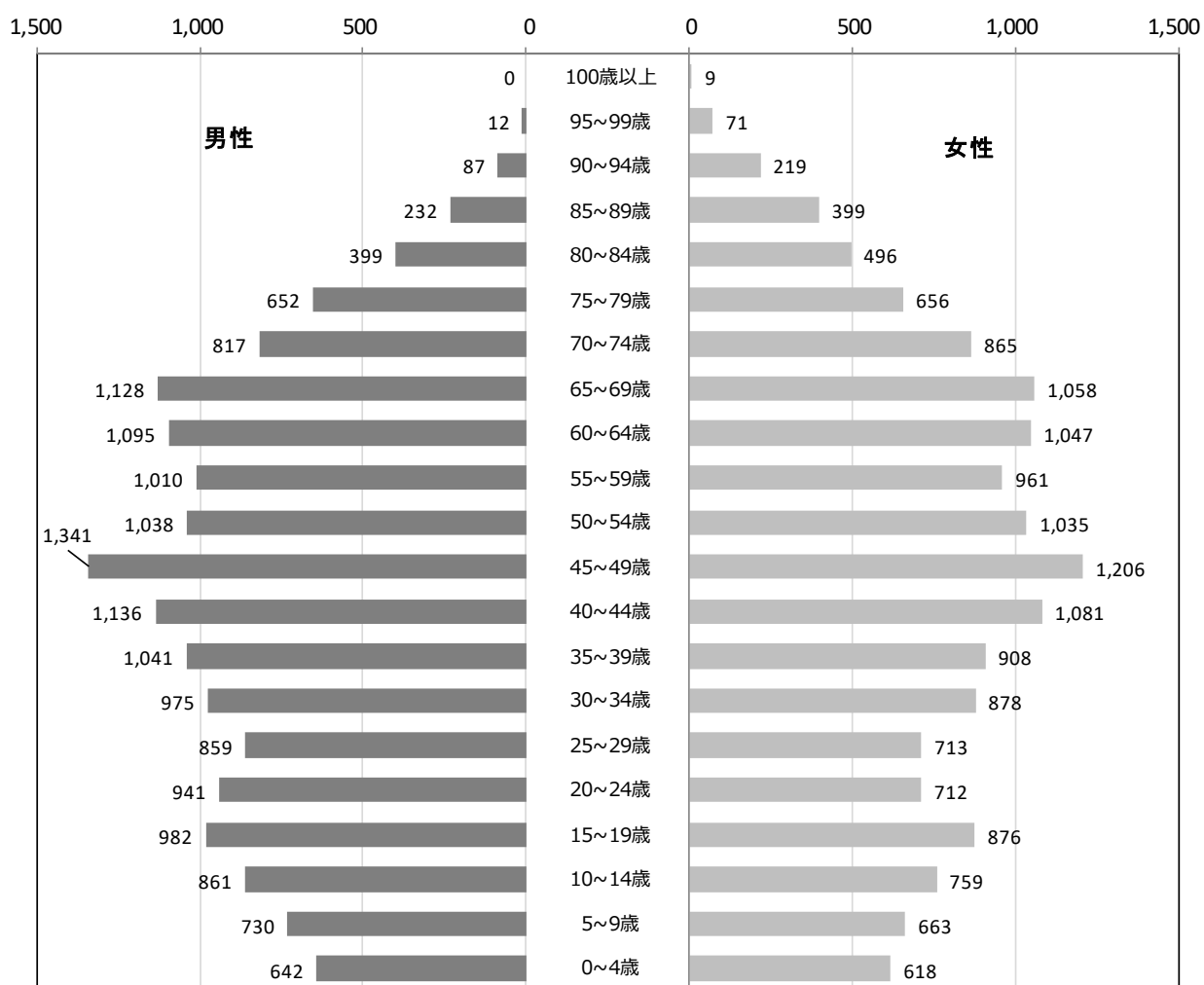
合計特殊出生率の算出の対象となる本町の 15～49 歳の女性人口をみると、平成 17 年以降、減少が続いています。

平成 31 年 4 月 1 日時点の年齢階級別人口（人口ピラミッド）をみると、女性人口は 15～19 歳の年代にピークがみられるものの、14 歳以下の人口は年代とともに減少していることから、出産可能な年代の女性人口の減少による出生数の減少が継続するものと考えられます。

(人) 【15～49歳の女性人口】



【年齡階級別人口】



資料：住民基本台帳（平成 31 年 4 月 1 日時点）

3. 人口推計

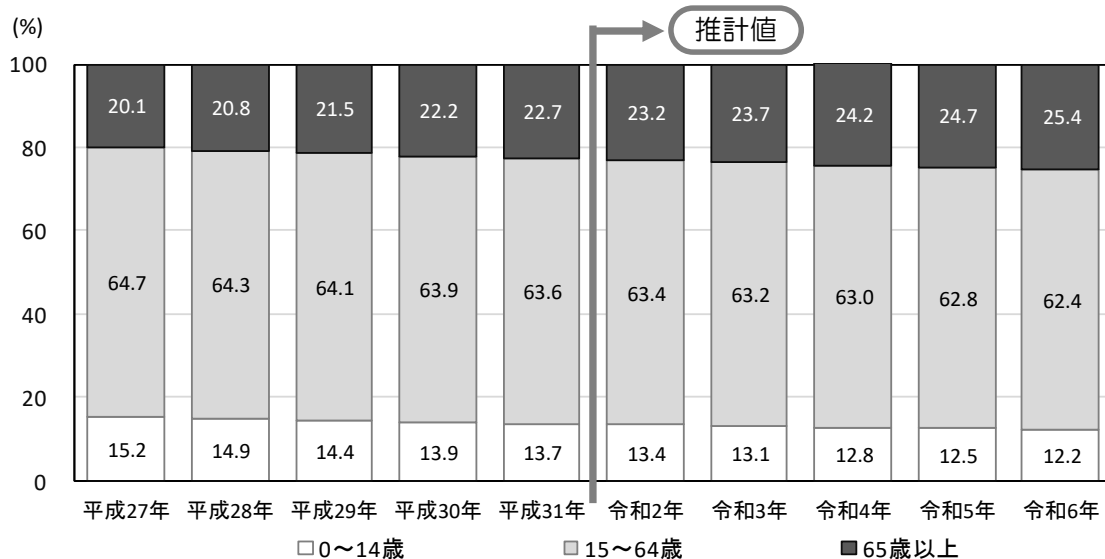
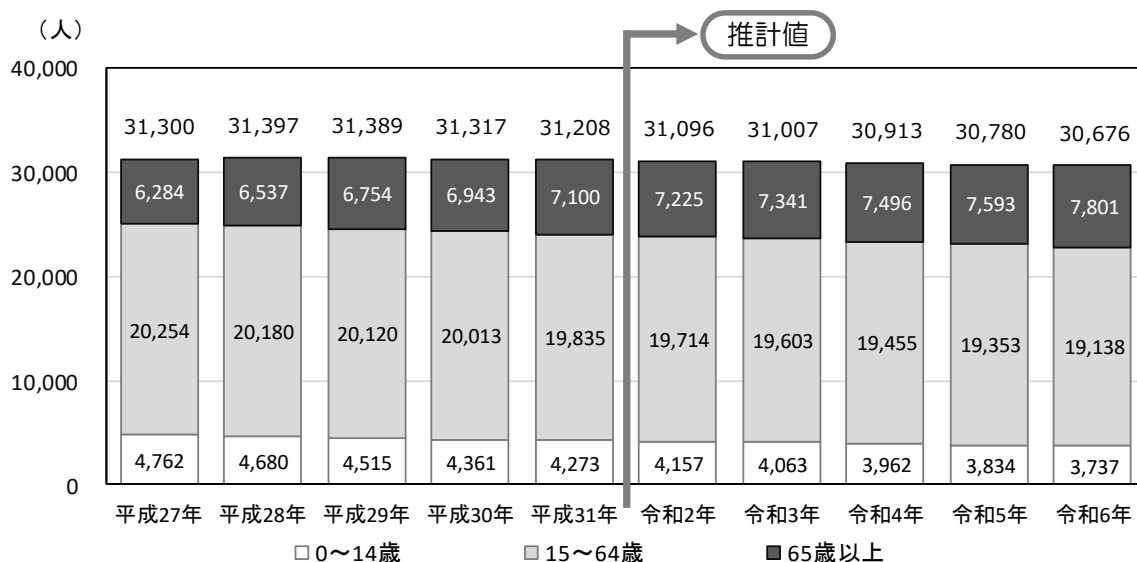
(1) 人口推計

人口推計は、平成 27 年から平成 31 年の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法（※）により行いました。

※コーホート変化率法：

ある年の年齢別人口を基準人口とし、一定期間における変化率を求め、将来人口を推計する手法。たとえば、ある年の 1 歳の人が翌年 2 歳となった時の変化の割合と同じ割合での変化が、次の年の 1 歳の人が翌年に 2 歳となるときのにもおこるであろうと考えて推計するものです。

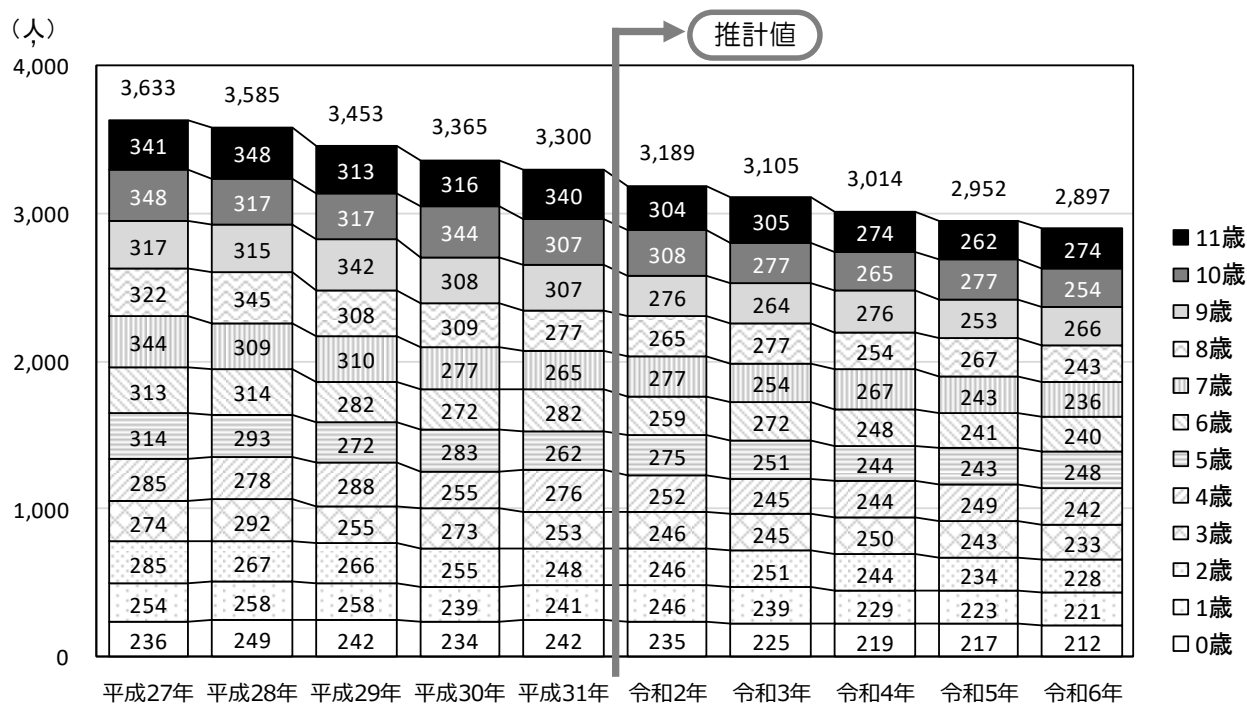
町の総人口は、平成 28 年からの減少傾向が令和 2 年以降も継続し、令和 6 年には 30,676 人となるものと推計します。また、年齢 3 区分別にみると、65 歳以上の高齢者人口が増加する一方で、0～14 歳の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口は減少し、令和 6 年の年少人口の割合は 12.2%と、平成 31 年から 1.5 ポイントの低下を推計します。



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日時点）から上三川町推計

(2) 将来の児童数の推計

本町の0歳から11歳までを合わせた児童数も減少傾向が継続し、令和6年には2,897人と、平成31年から403人の減少を推計しています。

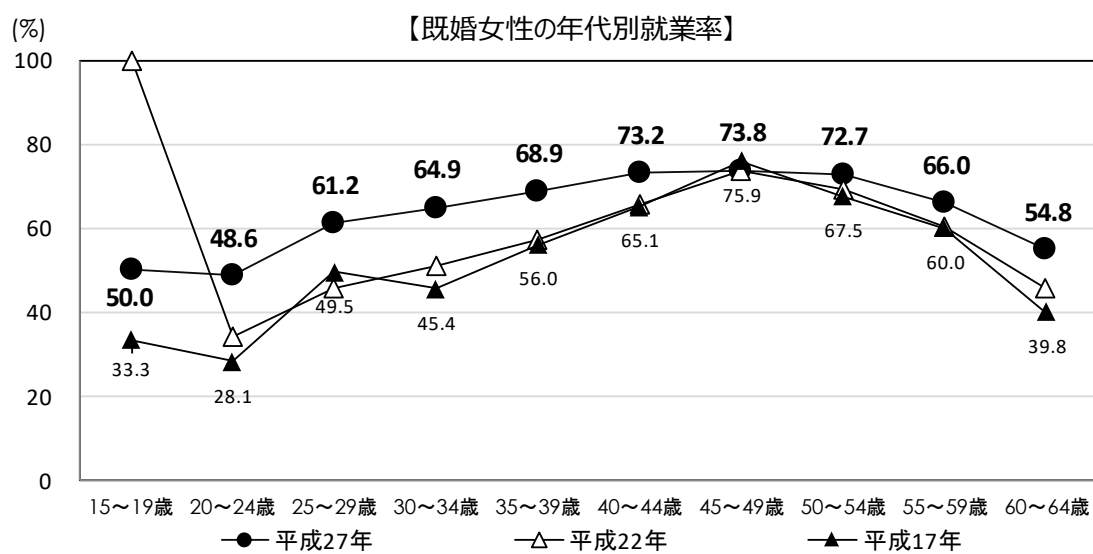
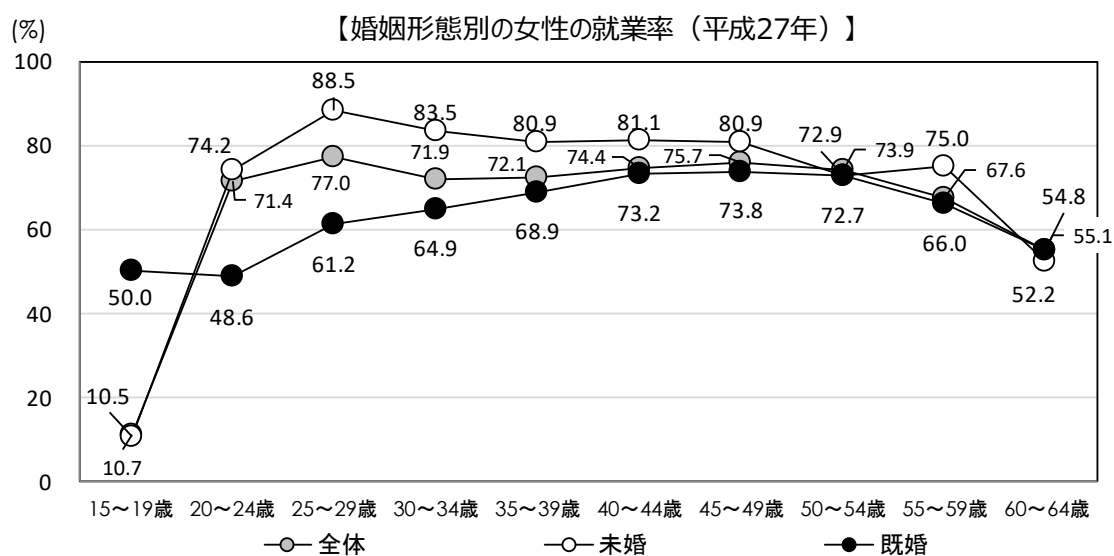


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）から上三川町推計

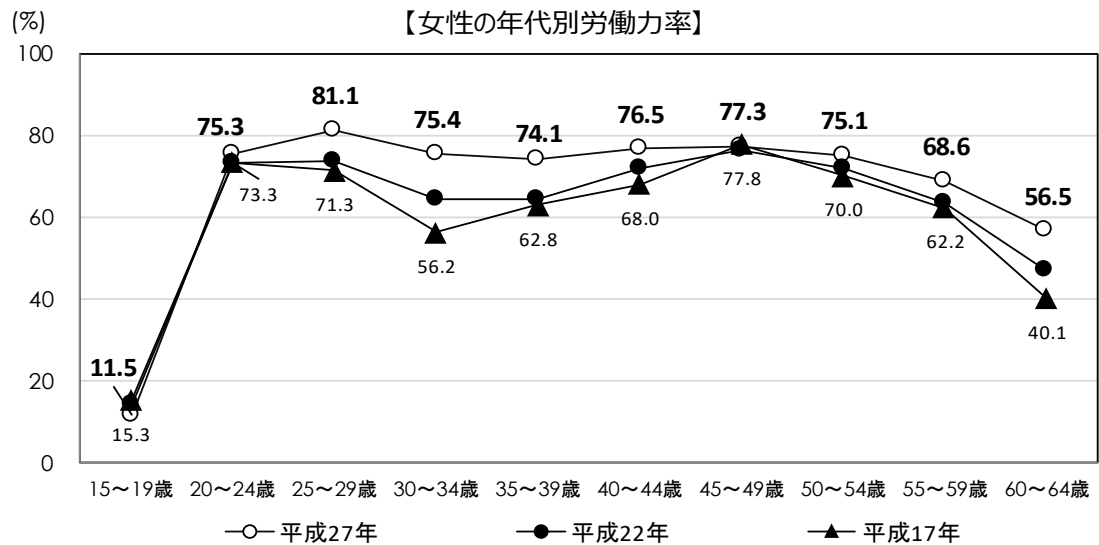
4. 教育・保育の必要性に影響する社会動向

(1) 女性の就労状況

平成 27 年の国勢調査における本町の女性の就業率を婚姻形態別にみると、全体では、出産・子育ての年代にあたる 30 歳代で前後の年代よりもやや低下する傾向がみられています。これは専ら既婚女性の労働力率が未婚女性よりも低いことが原因となっていますが、既婚女性について、平成 17 年からの就業率の変化をみると、平成 17 年と平成 22 年はほぼ同様であるのに対し、平成 27 年で大きく上昇しており、この間に、就労した既婚女性の割合が大きく増加したことがうかがえます。

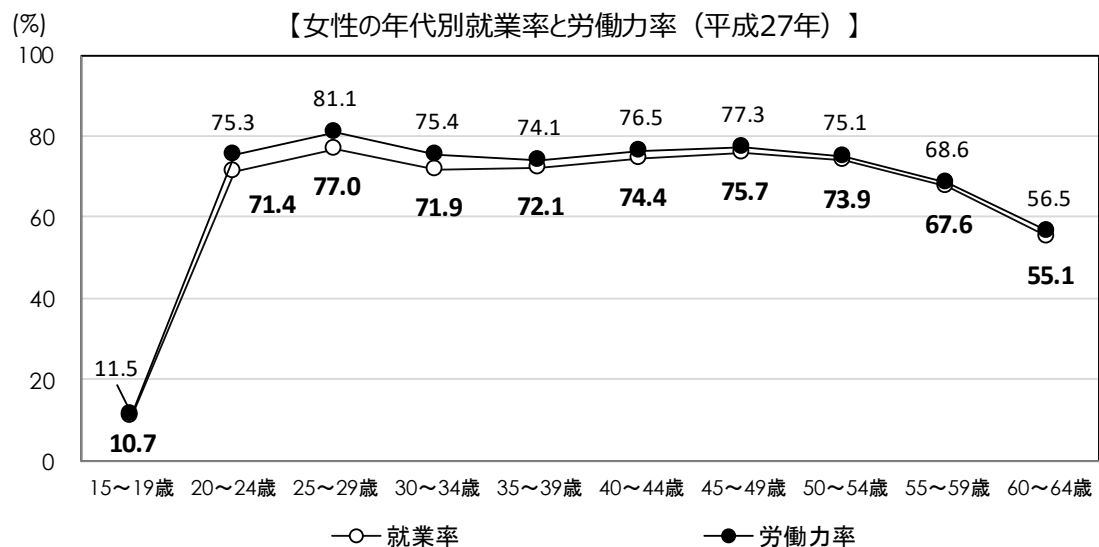


また、女性の年代別労働力率をみると、出産や育児等により一時的に離職する女性が多いことによって現れる、30～34歳の年代を中心とした労働力率の落ち込みは、平成17年から平成27年にかけて浅くなっていることがわかります。



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

さらに、平成27年における女性の就業率と労働力率の差、すなわち、就労希望の未就労者の割合は、20～34歳の年代においておよそ4ポイントあり、平成27年の時点で女性の就労が更に進む余地があったことがわかります。

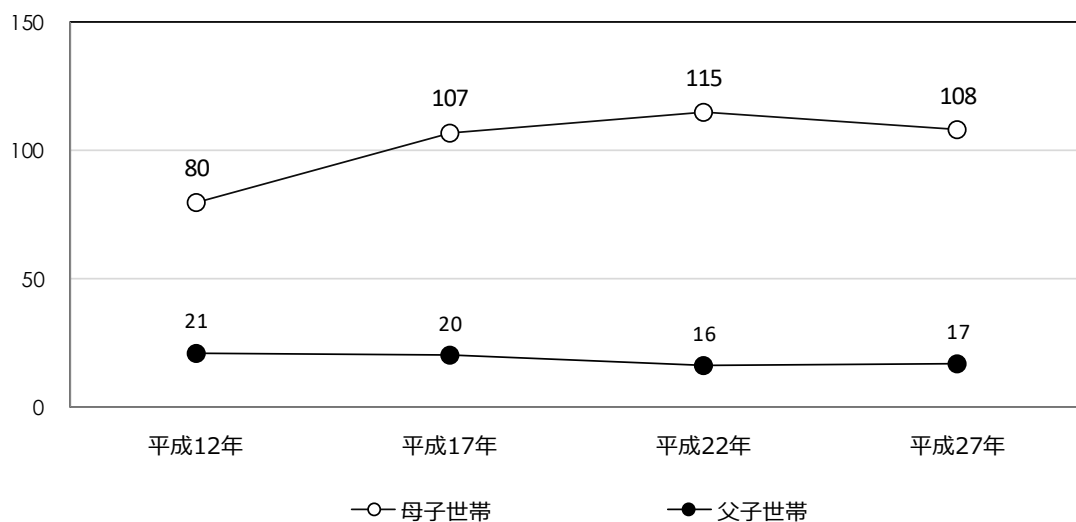


資料：国勢調査（平成27年10月1日時点）

(2) ひとり親世帯の状況

平成12年から平成27年までの本町のひとり親世帯は、母子世帯が父子世帯の概ね4～7倍となっています。この間父子世帯数は減少傾向であるのに対し、母子世帯数は平成17年に107世帯と、平成12年から27世帯増加したのちは、平成27年まで110世帯前後で推移しています。

(世帯)

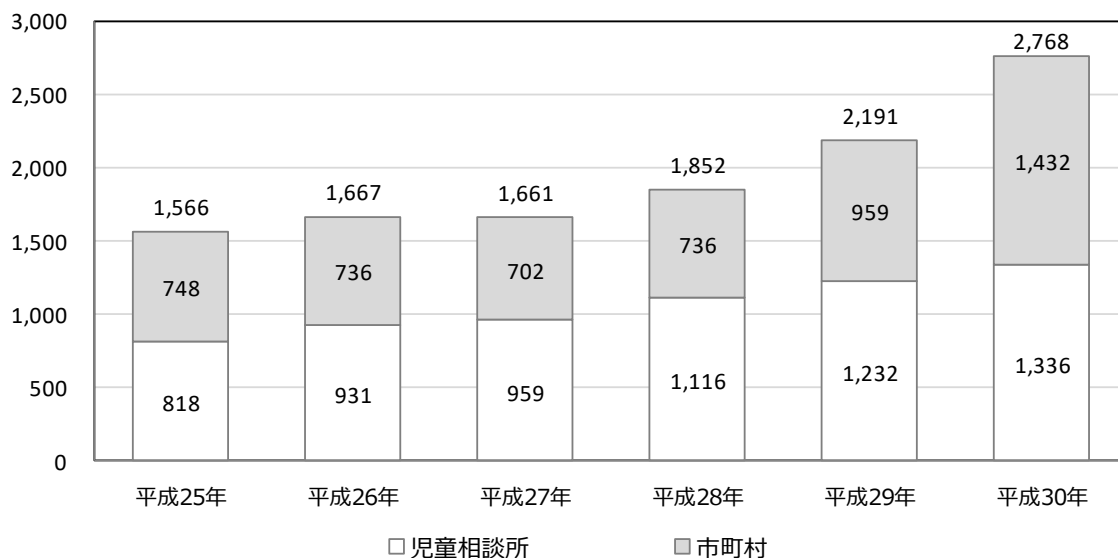


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(3) 児童虐待相談対応件数の推移

平成25年から平成30年までの栃木県における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあります。平成30年における児童相談所と市町村への相談対応件数の合計は2,768件と、平成25年から1,202件、76.7%の増加となっています。

(件)



資料：栃木県

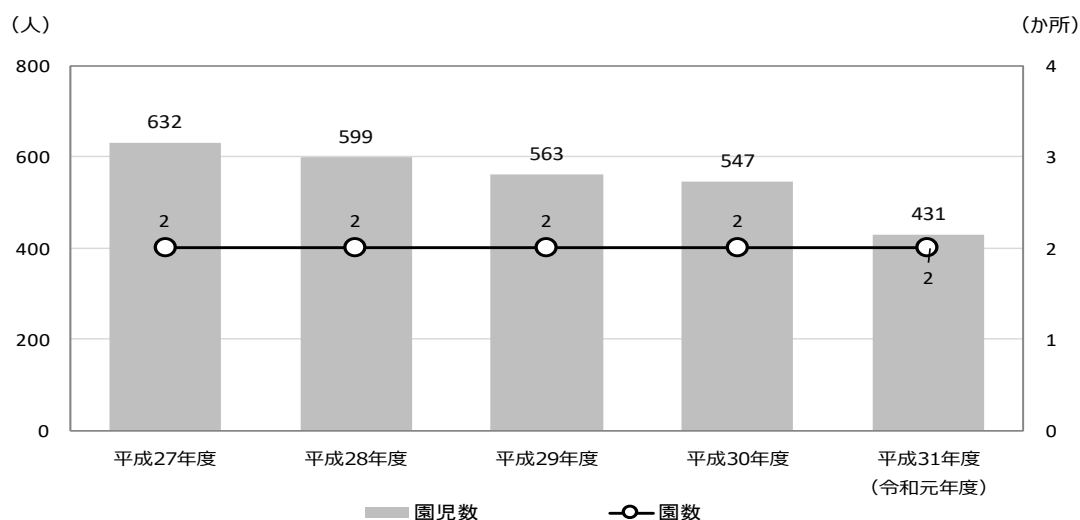
5. 子育て支援の状況

(1) 幼稚園数及び就園児童数の推移

本町における幼稚園と認定こども園（幼稚園部分※1）の就園児童数は、減少傾向にあり、令和元年9月末時点で431人となっています。園数は2園で継続していますが、平成31年度に1園が幼稚園から認定こども園に移行したことで、児童の一部が認定こども園（保育所部分※2）へ移行しています。

※1 認定こども園（幼稚園部分）は、3～5歳の教育を実施し、利用時間が4時間程度の施設です。

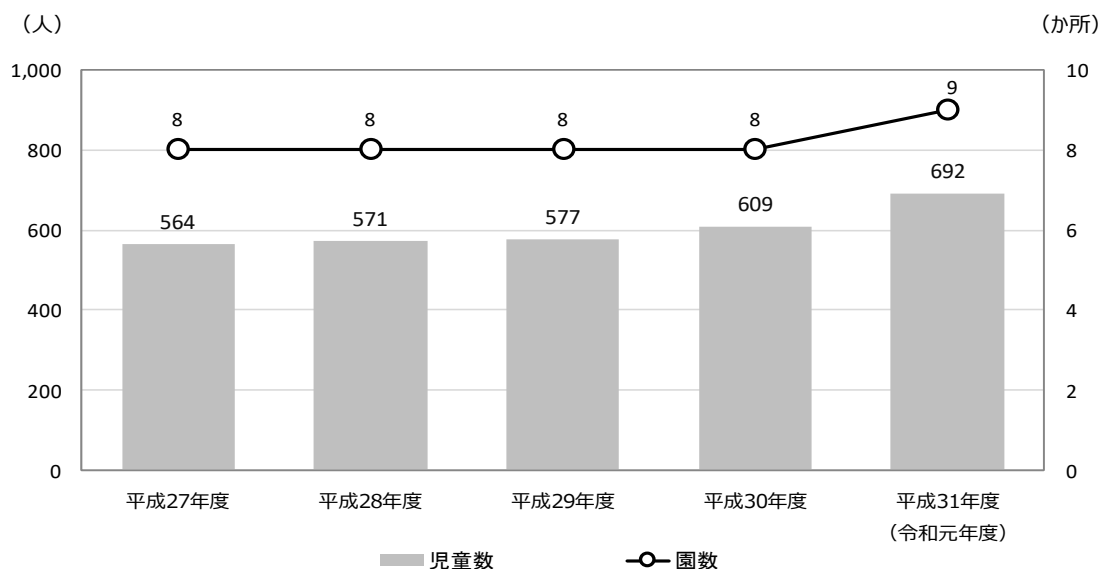
※2 認定こども園（保育所部分）は、0～5歳の保育の必要性のある児童を受け入れ、8時間以上開所している施設です。



資料：子ども家庭課（各年度末時点、但し令和元年度は9月末時点）

(2) 認可保育所数及び入所児童数の推移

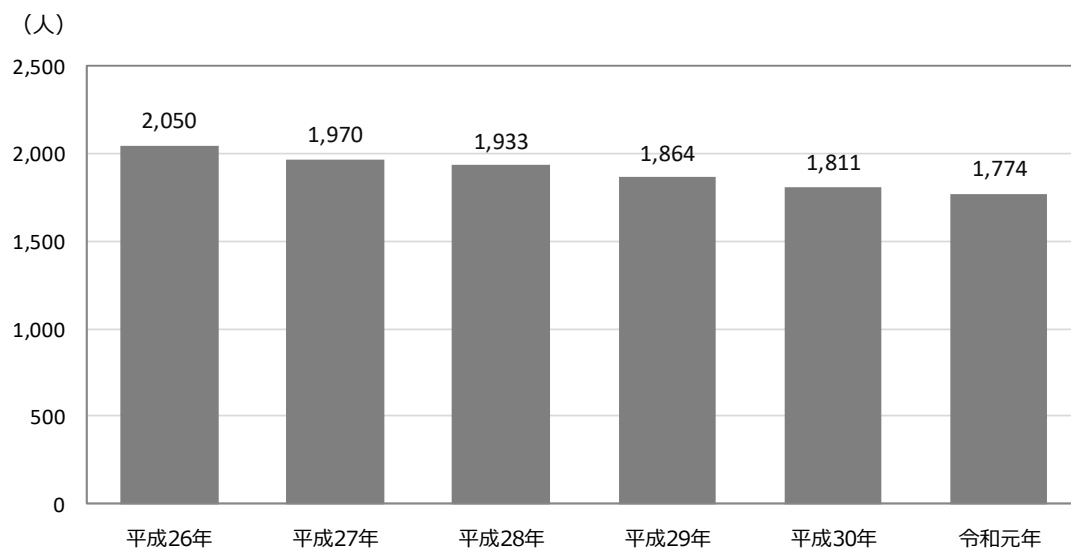
本町における認可保育所と認定こども園（保育所部分）の入所児童数は増加傾向にあります。園数は平成30年まで8園でしたが、平成31年度に1園が幼稚園から認定こども園に移行したことにより、令和元年9月末時点で9園、入所児童数は692人となっています。



資料：子ども家庭課（各年度末時点、但し令和元年度は9月末時点）

(3) 小学校児童数の推移

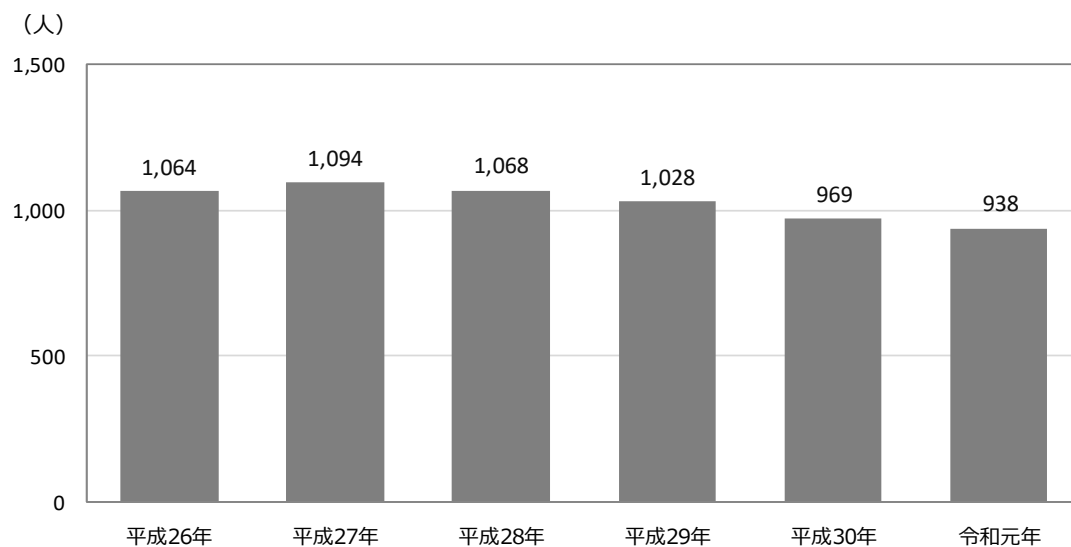
本町の小学校児童数はゆるやかに減少しており、令和元年 5 月時点で 1,774 人と、平成 26 年から 276 人減少しました。



資料：教育総務課（各年 5 月 1 日時点）

(4) 中学校生徒数の推移

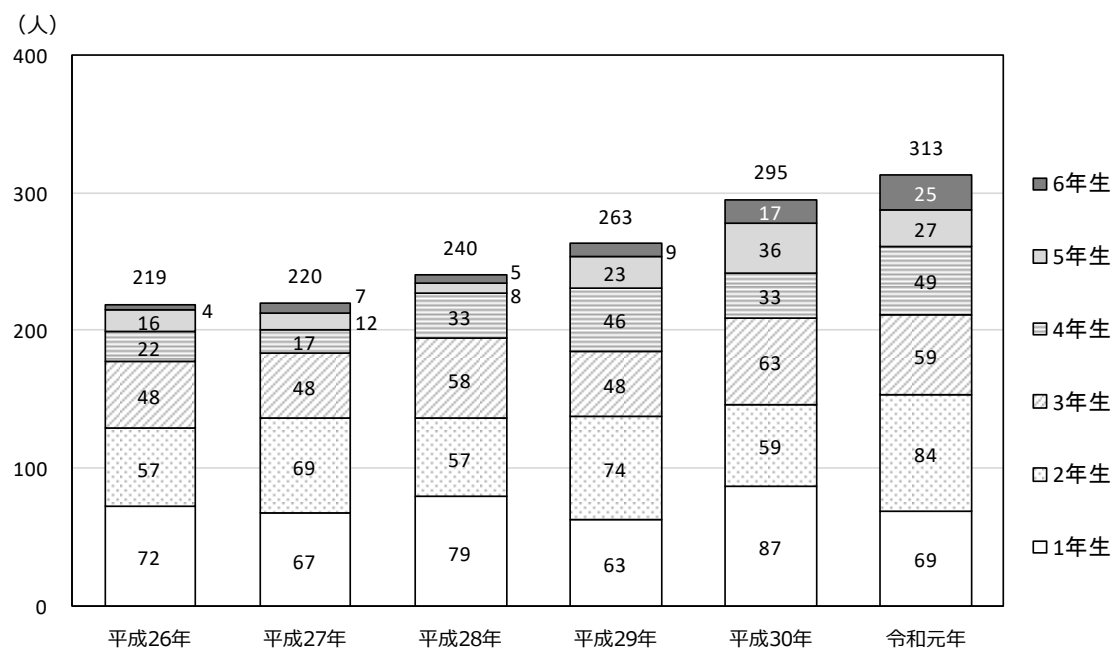
本町における中学校生徒数は平成 27 年を境に減少に転じており、令和元年 5 月時点で 938 人と、ピーク時の平成 27 年から 156 人減少しました。



資料：教育総務課（各年 5 月 1 日時点）

（５）放課後児童クラブ利用児童数の推移

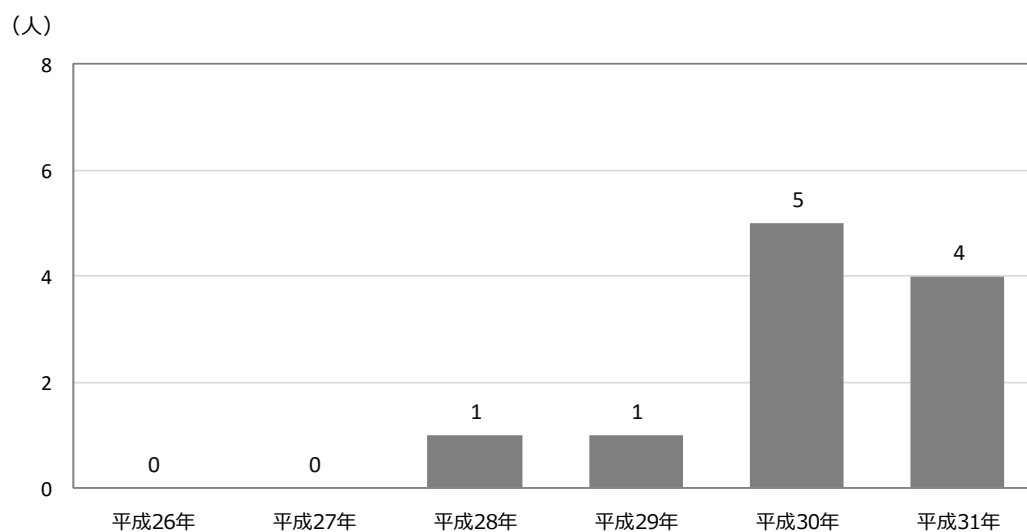
本町における放課後児童クラブ数は、令和元年 12 月時点で 8 か所（9 単位）となります。
また、放課後児童クラブを利用する児童数は、令和元年 5 月時点で 313 人となっており、うち低学年（1～3 年生）が 212 人、67.7%を占めていますが、平成 29 年以降、高学年（4～6 年）の利用児童数も増加しています。



資料：子ども家庭課（各年 5 月 1 日時点）

（６）障がい児保育の状況

本町の保育所における町が認める障がい児保育については、平成 31 年 4 月時点で 4 人となっています。



資料：子ども家庭課（福祉行政報告例（各年 4 月 1 日時点））

6. 第1期計画の施策の評価

(1) 第1期上三川町子ども・子育て支援事業計画

第1期計画に盛り込まれた113の事業について、担当部門による評価を行いました。その結果、「実施できた」との評価は全体で87.6%、「概ね実施できた」が9.7%、「一部実施できた」が1.0%、「実施できなかった」が1.7%となりました。

また、基本施策別でみると、「実施できた」の割合は、基本目標2の「親や子どもの健康の確保・増進」と基本目標4の「子育てを支援する生活環境の整備」で低くなっています。

基本目標		取り組み		評価			
		基本施策	事業数	実施 できた	概ね 実施 できた	一部 実施 できた	実施 できな かった
1	子ども・子育て家庭を支える	地域における子育て・子育ての支援	12	10	1	0	1
2	安心して産み、育てることができる	親や子どもの健康の確保・増進	23	18	4	0	1
		児童虐待防止対策の充実	6	5	1	0	0
		ひとり親家庭等の自立支援推進	7	7	0	0	0
		障がい児施策の充実	14	14	0	0	0
3	子どもたちが健やかに育つ	次代を担う人づくり	7	6	1	0	0
		生きる力を育む教育力の向上	22	20	2	0	0
		家庭や地域の教育力の向上	7	7	0	0	0
4	子育てを温かく支え、見守る	仕事と子育ての両立を支援する環境の整備	5	5	0	0	0
		子どもの安全の確保	8	7	1	0	0
		子育てを支援する生活環境の整備	2	0	1	1	0
合 計			113	99	11	1	2

7. ニーズ調査の状況

より充実した子育て支援施策を目指した「第2期上三川町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、妊産婦、未就学児の保護者及び小学生の保護者に対し、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見などをうかがうアンケート調査を実施しました。調査の概要と、主な調査結果は次のとおりです。

(1) 調査の概要

■調査実施日：平成30年11月1日（木）～平成30年11月15日（木）

■調査対象及び調査方法

	調査対象者	対象者	回収率
1	就学前児童保護者	町内在住の就学前児童全員の保護者	保育所・幼稚園を利用している保護者に対しては、各施設経由による配付・回収。未利用者は郵送による配付・回収。
2	小学生保護者	町内小学校の1年生から4年生全員の保護者	各学校経由による配付・回収。
3	妊産婦	町内在住の妊産婦	郵送による配付・回収。

■回収状況

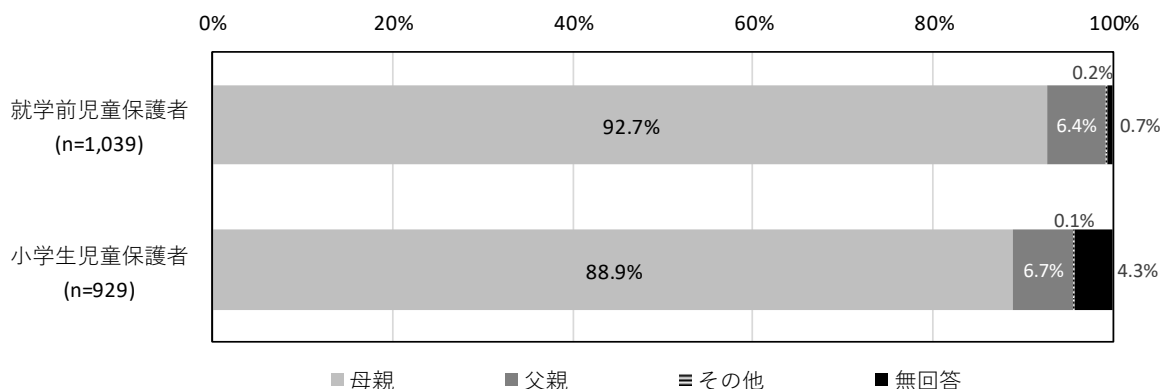
	調査対象者	配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
1	就学前児童保護者	1,661人	1,042件	1,039件	62.6%
2	小学生保護者	1,154人	934件	929件	80.5%
3	妊産婦	144人	64件	64件	44.4%
計		2,959人	2,040件	2,033件	68.7%

(2) 主な調査結果

■保護者の状況

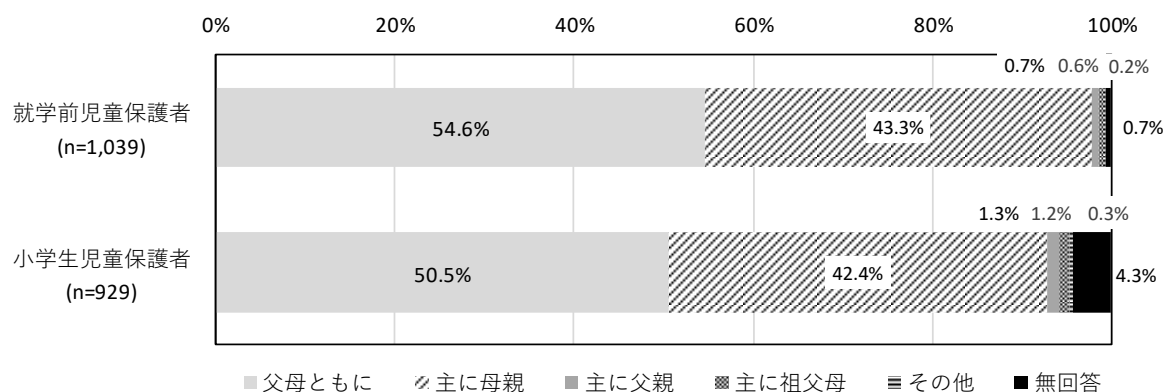
① アンケートの回答者について（単（※））【就学前：問4、小学生：問4】

アンケートの回答者については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「母親」が90%前後と回答の大半を占めています。



② 主に子育て（教育を含む）を行っている人（単）【就学前：問6、小学生：問6】

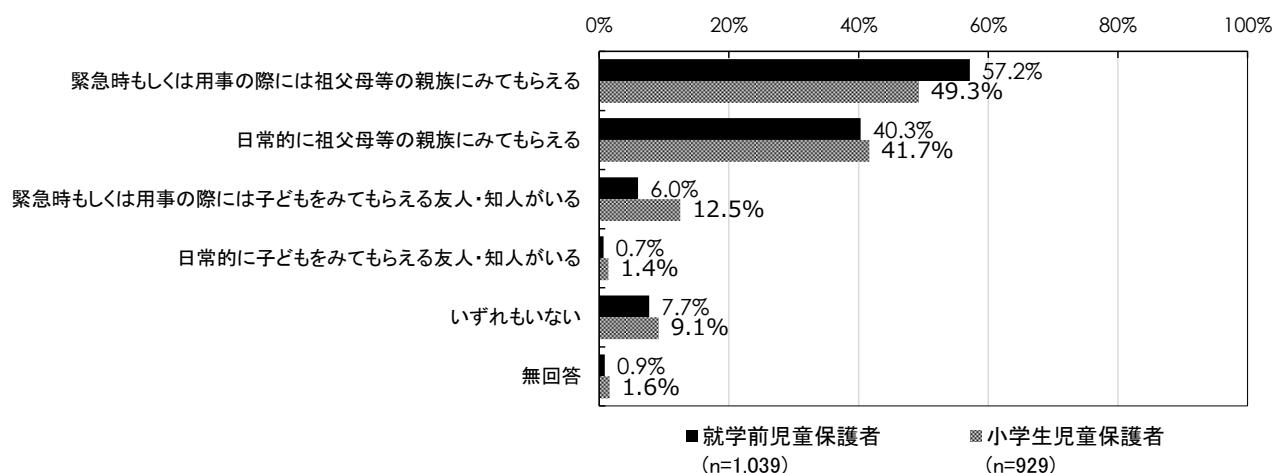
主に子育て（教育を含む）を行っている人については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「父母ともに」が5割以上と最も多く、次いで「主に母親」がともに4割以上となっています。



※（単）は、回答にあたり、あてはまるもの1つを選択する「単数回答」の設問、（複）はあてはまるものすべてを選択する「複数回答」の設問を表しています。

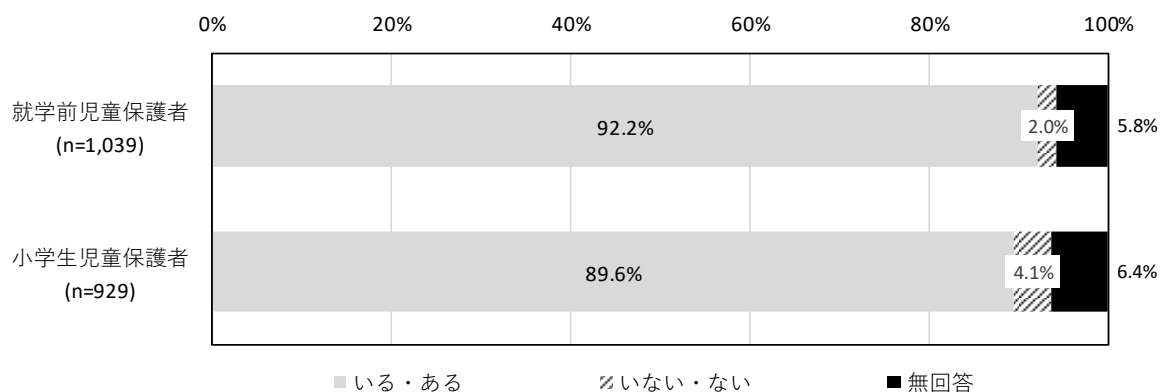
③ 日頃子どもをみてもらえる親族・知人の状況（複）【就学前：問9、小学生：問9】

子どもをみてもらえる親族・知人の状況については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が、就学前児童保護者では 57.2%、小学生保護者では 49.3%とともに最も多く、次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童保護者では 40.3%、小学生保護者が 41.7%と多くなっています。



④ 気軽に相談できる人・場所の有無（単）【就学前：問10、小学生：問10】

気軽に相談できる人・場所の有無については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「いる・ある」が9割程度となっています。また、「いない・ない」は、就学前児童保護者が 2.0%であるのに対し小学生保護者は 4.1%とやや多くなっています。

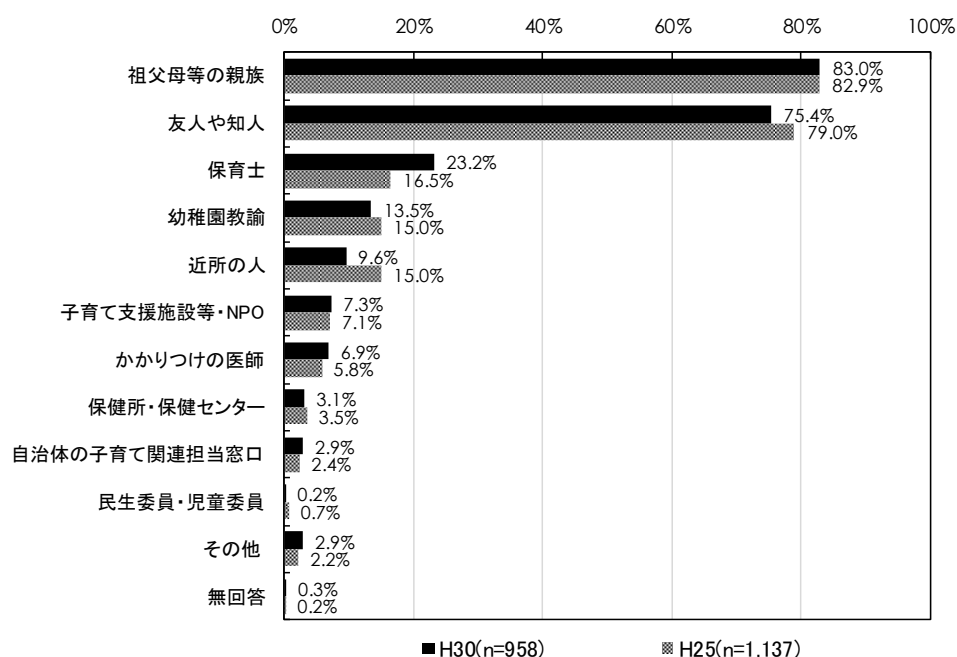


④ー１ 気軽に相談できる先について（複）【就学前：問 10-1、小学生：問 10-1】

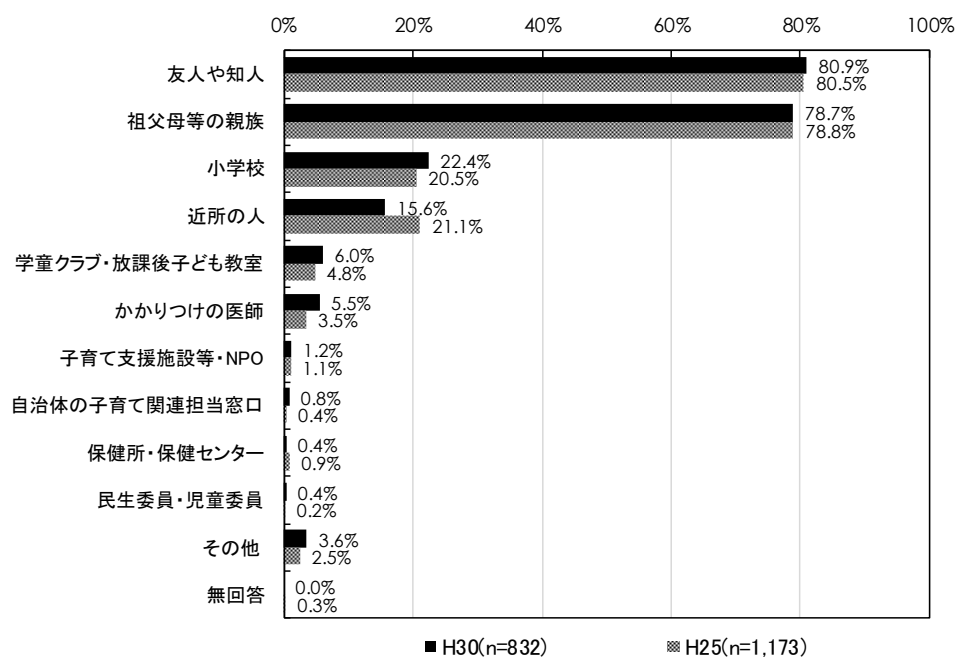
気軽に相談できる先について、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「祖父母等の親族」と「友人や知人」が80%前後と、前回平成25年調査と同様の結果となっています。

また、就学前児童保護者で「保育士」との回答が前回16.5%から23.2%へと6.7ポイント増加する一方で、「近所の人」が就学前児童保護者、小学生保護者とも、前回よりも5ポイント程減少しています。

◇就学前児童保護者◇



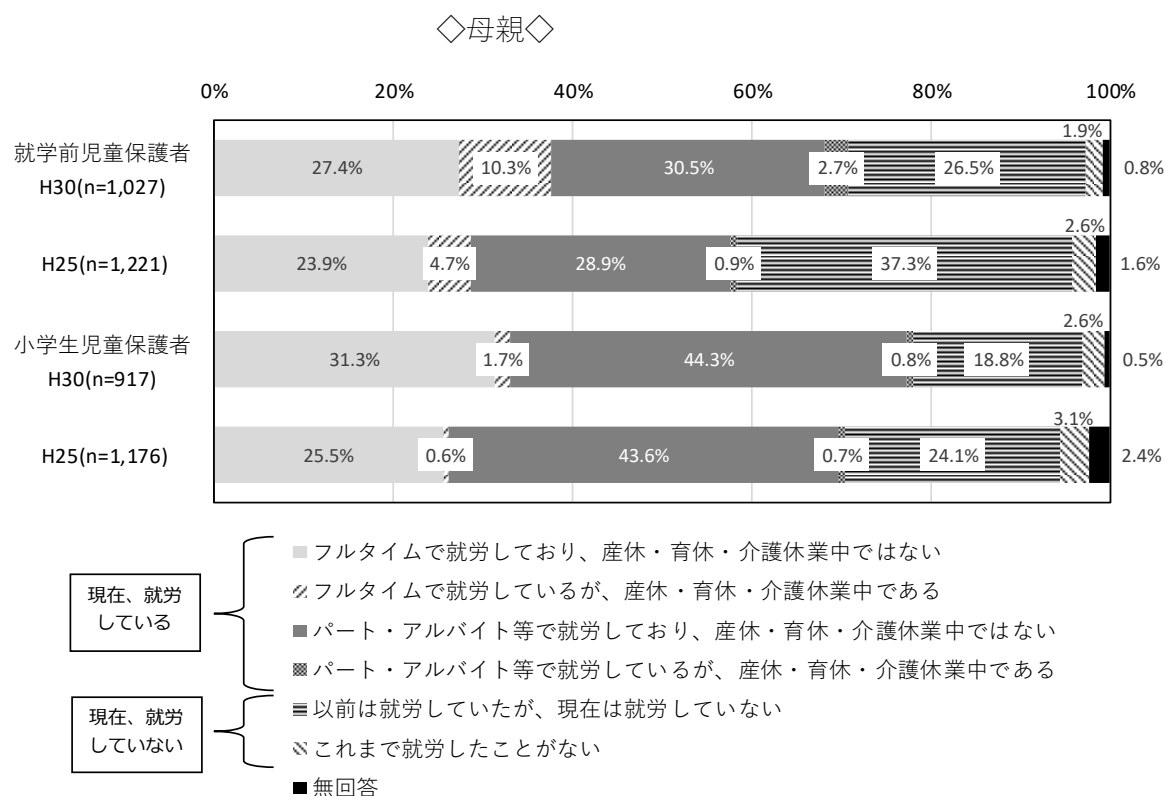
◇小学生保護者◇

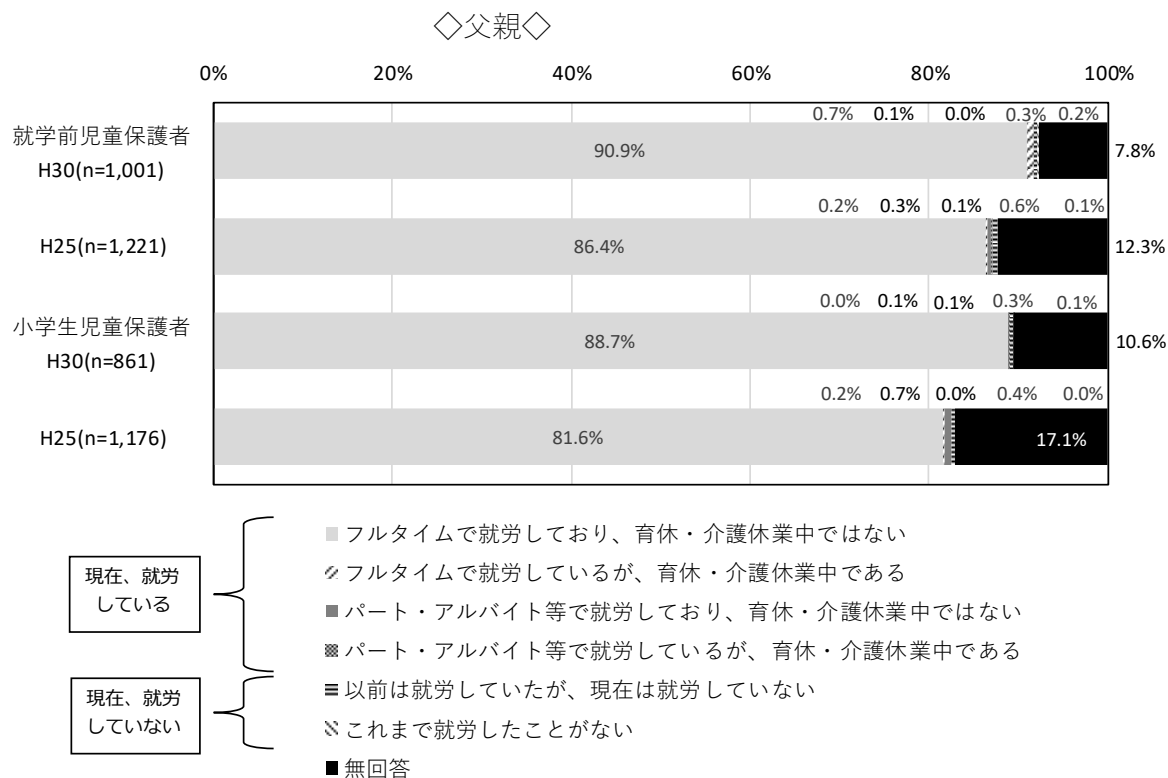


⑤ 保護者の就労状況について（単）【就学前：問 12、小学生：問 12】

保護者の就労状況について、母親では、『現在、就労している』が就学前児童保護者 70.9% に対して小学生保護者では 78.1%と多くなっています。前回調査と比較すると、『現在、就労している』は就学前児童保護者では 12.5 ポイント、小学生保護者では 7.7 ポイント、それぞれ多くなっています。

父親では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が回答の大半を占めています。母親と同様、『現在、就労している』は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに前回調査よりも多くなっています。

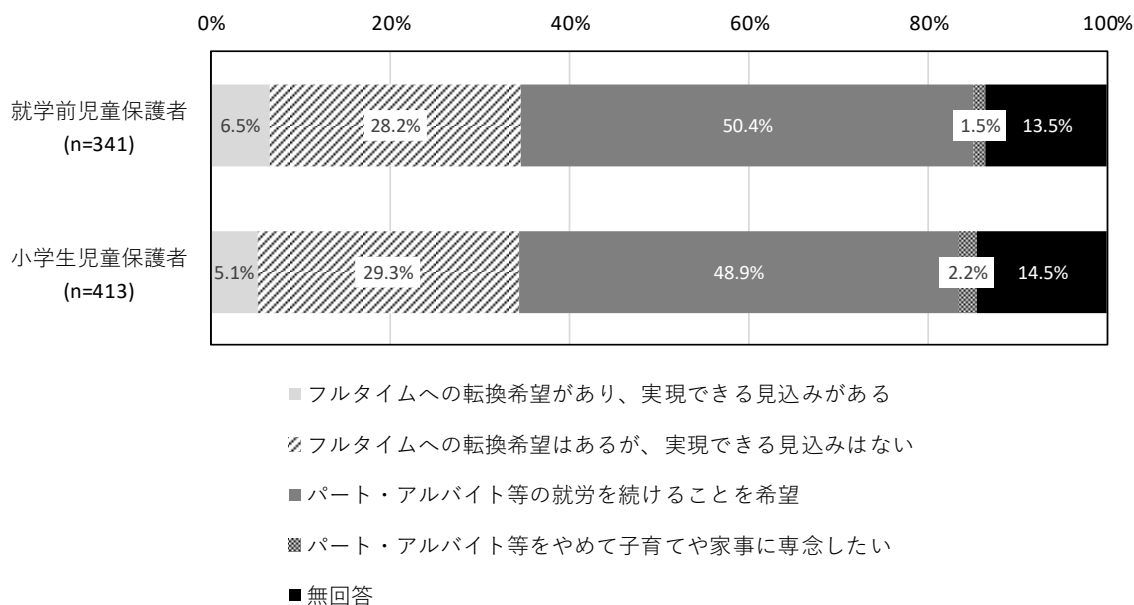




⑤ー１ 母親のパートやアルバイトからのフルタイムへの転換希望の状況（単）

【就学前：問 13、小学生：問 13】

母親のパートやアルバイトからのフルタイムへの転換希望については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「パート・アルバイト等就労を続けることを希望」が最も多く、就学前児童保護者では回答が５割を超えています。

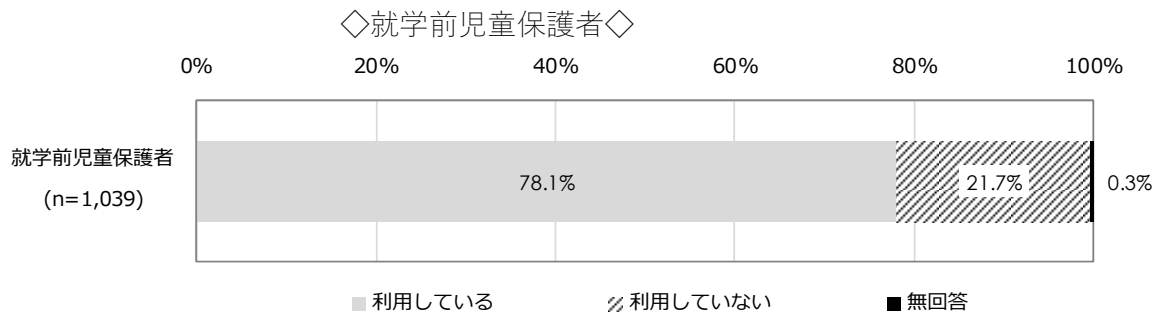


■平日の定期的な教育・保育事業（※）について

※定期的な教育・保育事業とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体的には、幼稚園や保育所、認定こども園などです。

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（単）【就学前：問 15】

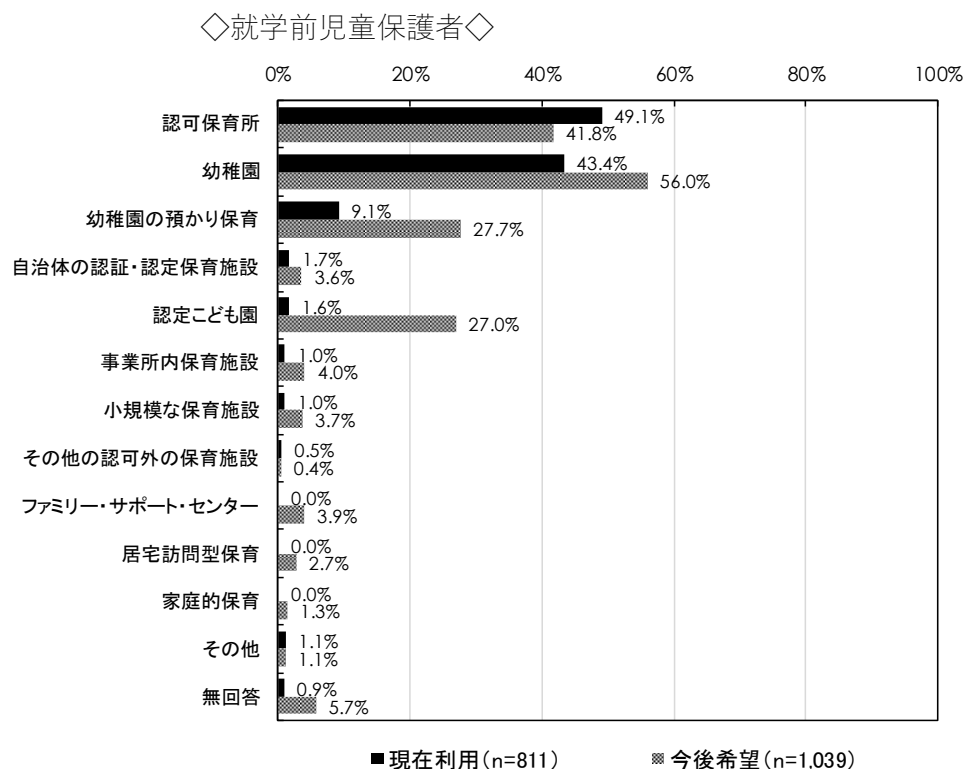
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況では、「利用している」が78.1%、「利用していない」が21.7%となっています。



② 現在利用している平日の定期的な教育・保育事業（複）と今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業（複）【就学前：問 15-1、問 16 妊産婦：問 20-1】

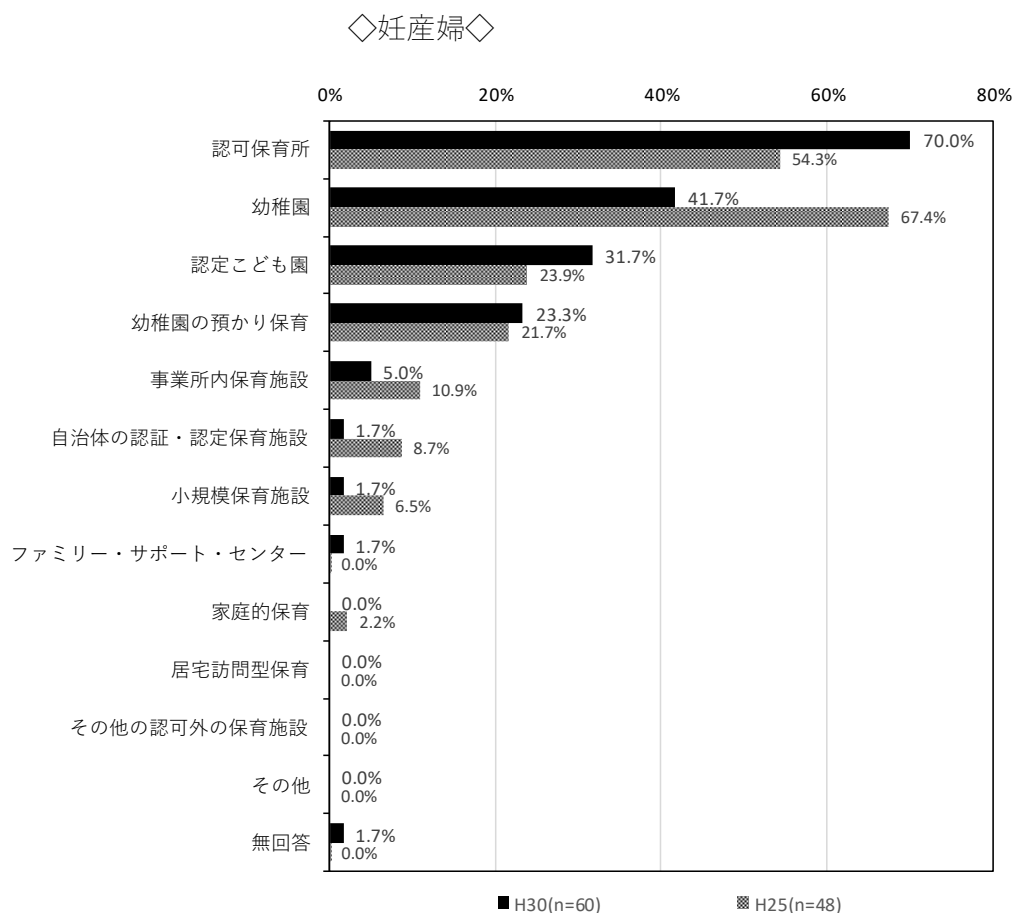
現在利用している平日の定期的な教育・保育事業では、「認可保育所」が49.1%で最も多く、次いで「幼稚園」が43.4%となっています。

今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業では、「幼稚園」が56.0%で最も多く、次いで「認可保育所」が41.8%、「幼稚園の預かり保育」が27.7%、「認定こども園」が27.0%となっています。特に「幼稚園の預かり保育」と「認定こども園」については、今後の利用希望が現在の利用を大きく上回っています。



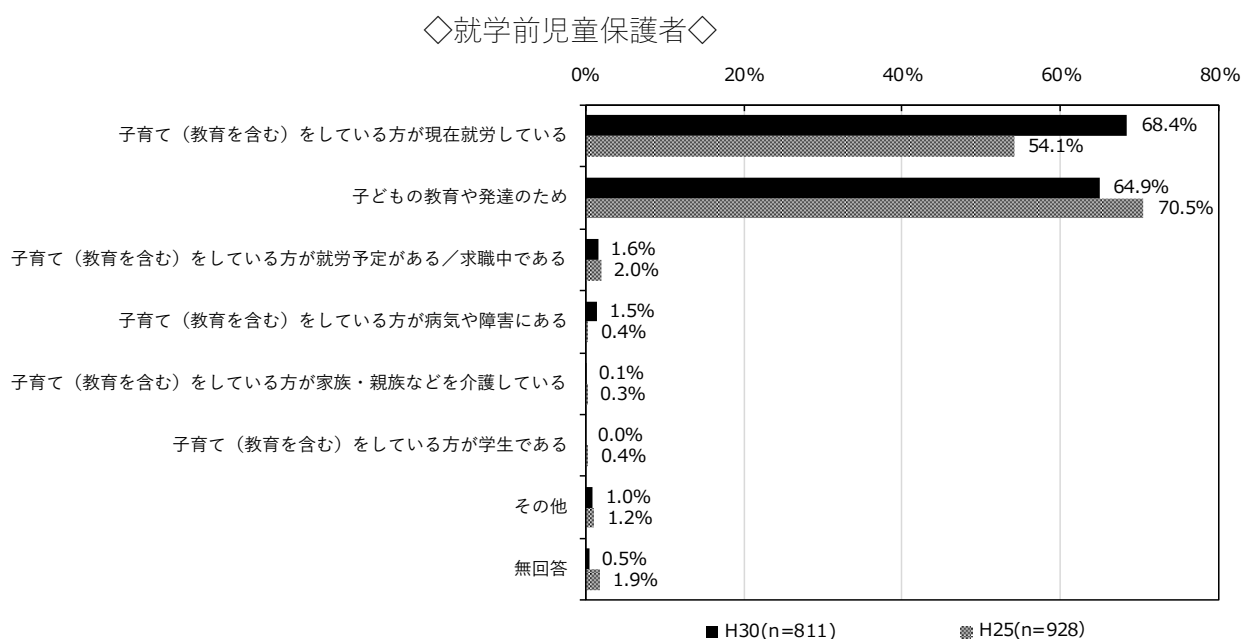
また、妊産婦の今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業では、「認可保育所」が70.0%で最も多く、次いで「幼稚園」が41.7%、「認定こども園」が31.7%となっています。

前回調査と比較すると、「認可保育所」、「認定こども園」はそれぞれ15.7ポイント、7.8ポイント多くなる一方、「幼稚園」は25.7ポイント減と大幅に少なくなっています。



②ー１ 平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由（複）【就学前：問 15-4】

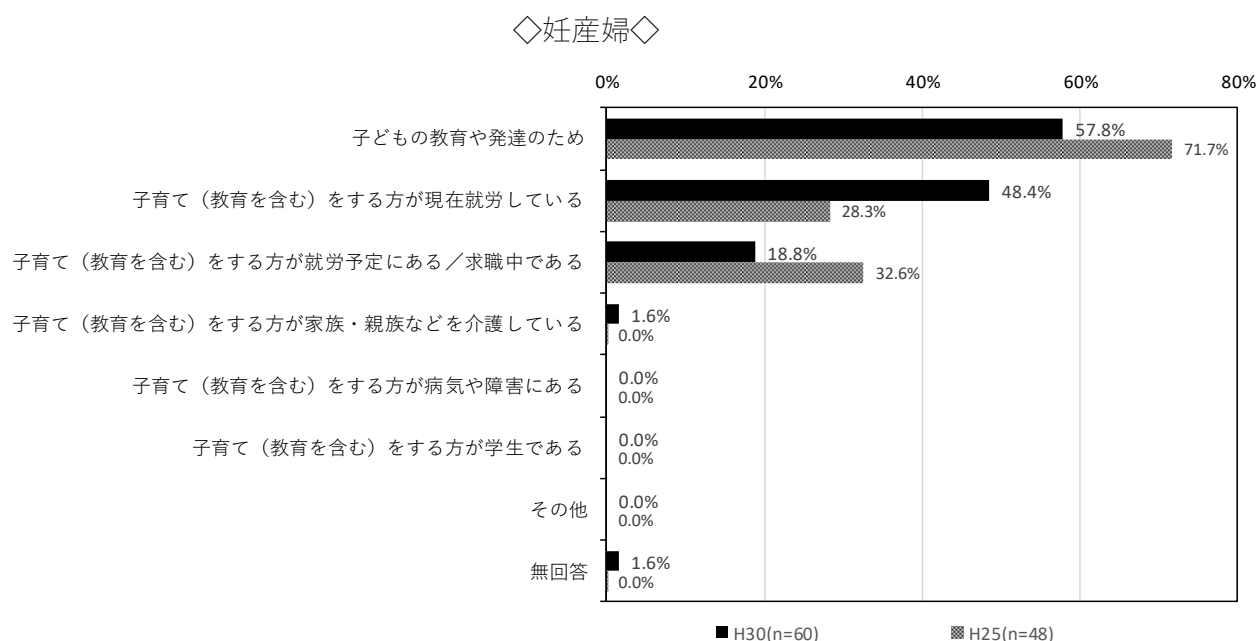
平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由については、「子育てをしている方が現在就労している」が前回調査から 14.3 ポイント増加の 68.4%で今回最も多く、次いで「子どもの教育や発達のため」が 64.9%となっています。



②ー２ 平日の定期的な教育・保育事業を利用したい理由（複）【妊産婦：問 20-5】

平日の定期的な教育・保育事業を利用したい理由については、「子どもの教育や発達のため」が 57.8%と最も多く、次いで「子育て（教育を含む）をする方が現在就労している」が 48.4%となっています。

「子育て（教育を含む）をする方が就労予定にある／求職中である」は前回調査から大きく減少しています。

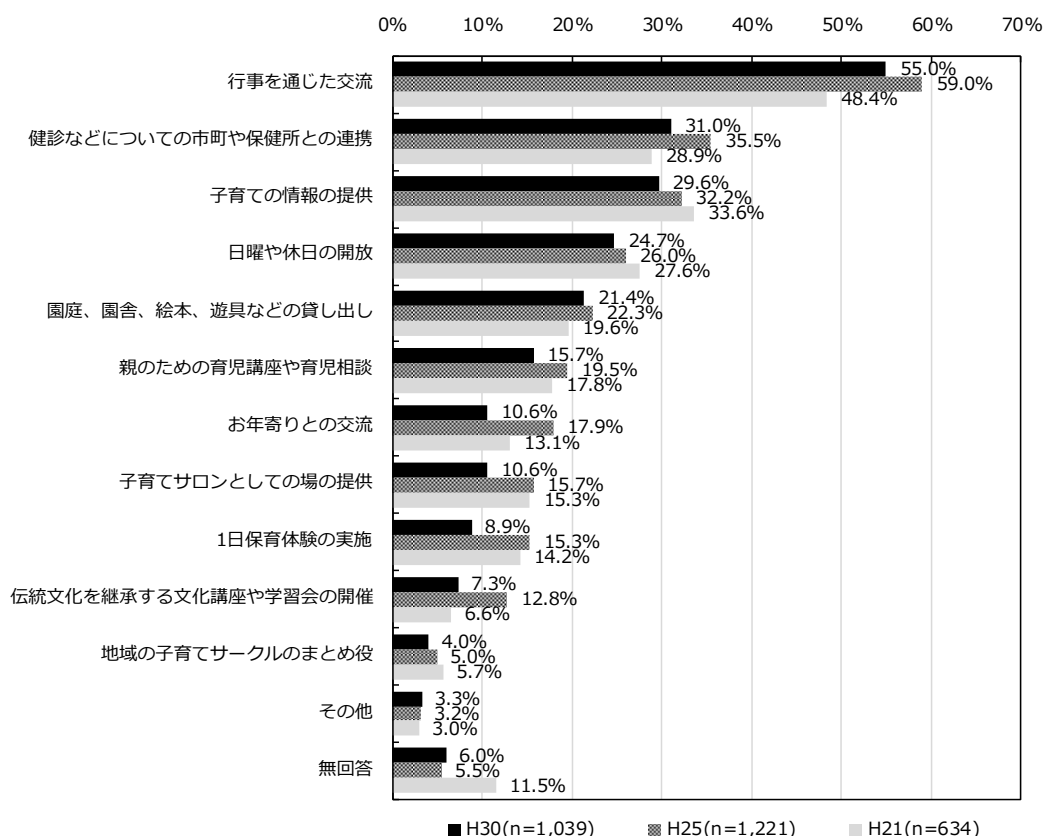


③ 保育園や幼稚園に期待すること（複）【就学前：問 36 妊産婦：問 25】

保育園や幼稚園に期待することでは前回、前々回の調査結果と同様に、「行事を通じた交流」や「健診などについての市町や保健所との連携」、「子育て情報の提供」などが多くなっています。前回調査結果と比較すると、ほぼすべての項目で今回のほうが回答割合は減少しており、中でも、「お年寄りとの交流」、「1 日保育体験の実施」、「伝統文化を継承する文化講座や学習会の開催」、「子育てサロンとしての場の提供」は 5 ポイントを超える減少となっています。

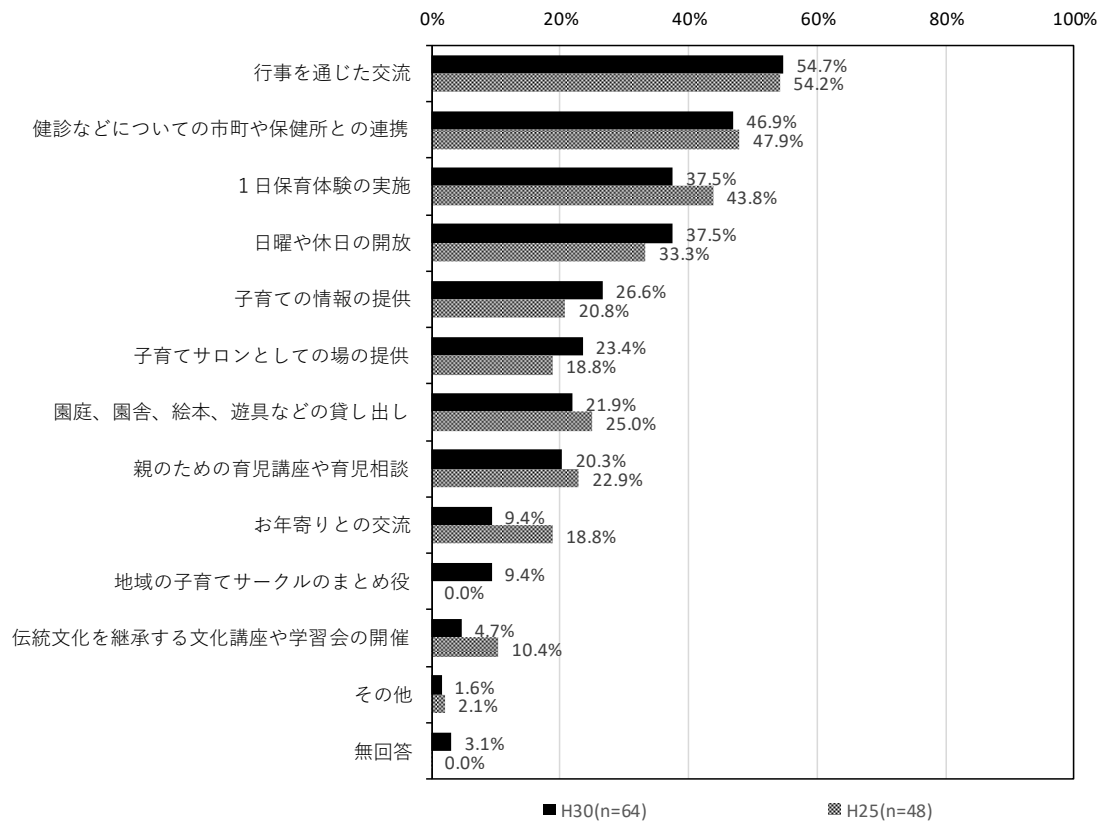
また、妊産婦でも「行事を通じた交流」が最も多く、次いで「健診などについての市町や保健所との連携」、「1 日保育体験の実施」、「日曜や休日の開放」となっています。「地域の子育てサークルのまとめ役」は前回 0.0%から今回は 9.4%と急増しています。

◇就学前児童保護者◇



H21 とは、平成 21 年の次世代育成支援対策行動計画後期計画策定時に行なった「子育て支援」に係るニーズ調査

◇妊産婦◇

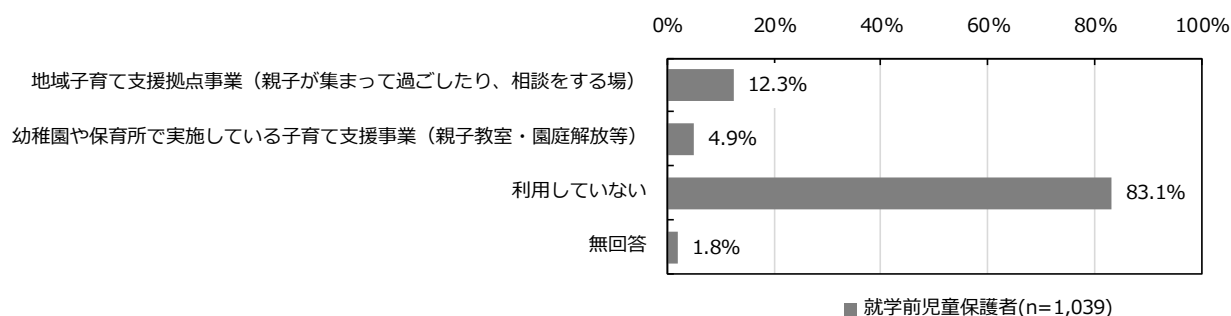


■子育て支援拠点事業や町の子育て支援事業について

① 地域の子育て支援事業の利用状況（複）【就学前：問 17】

地域の子育て支援事業の利用状況については、「利用していない」が 83.1%に上っています。「地域子育て支援拠点事業」の利用は 12.3%です。

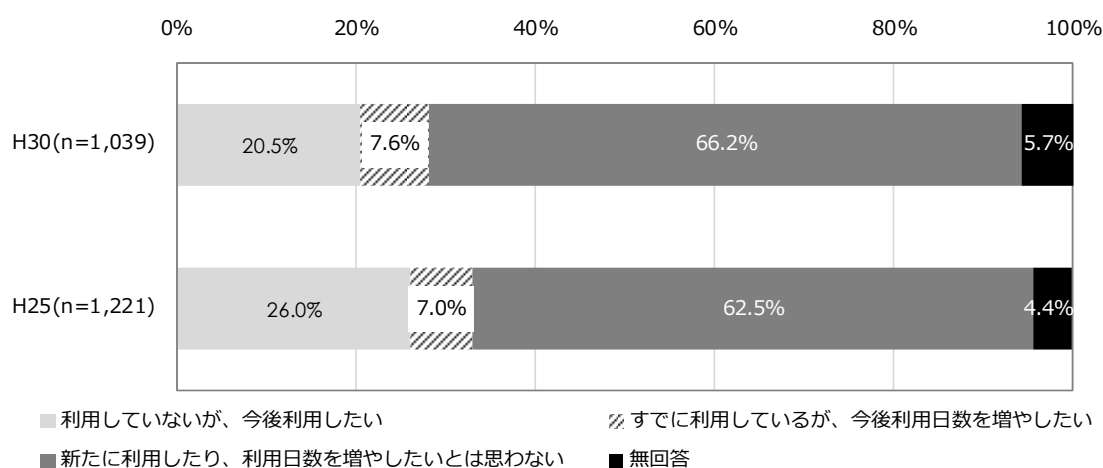
◇就学前児童保護者◇



①ー1 地域の子育て支援事業の今後の利用希望（単）【就学前：問 18】

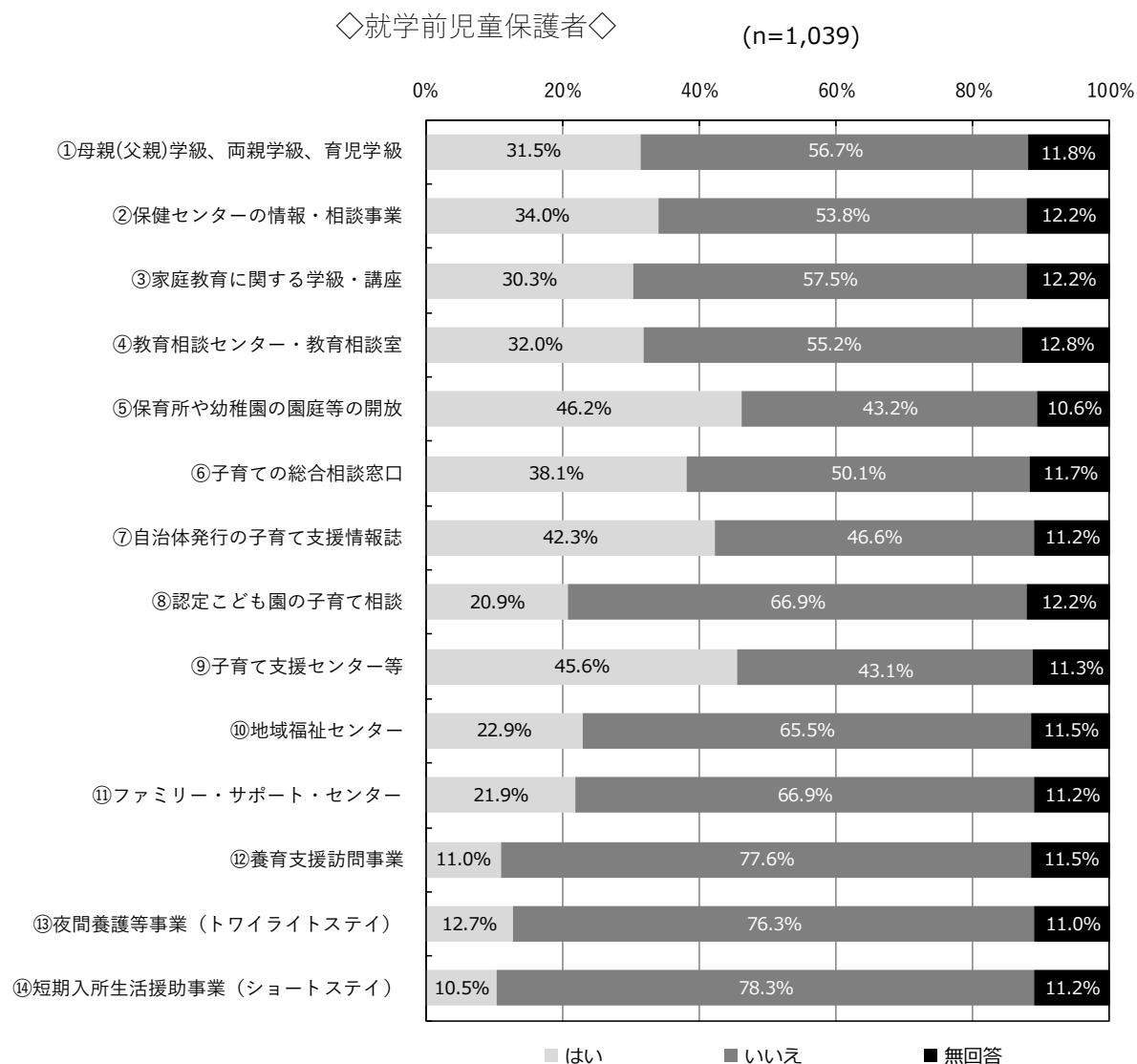
地域の子育て支援事業の今後の利用希望については、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 7.6%と前回調査から若干増加しましたが、「利用していないが、今後利用したい」は 20.5%と前回よりも 5.5 ポイント減少し、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 66.2%と前回よりも 3.7 ポイント増加しています。

◇就学前児童保護者◇



② 町の子育て支援事業の今後の利用意向（単）【就学前：問 19】

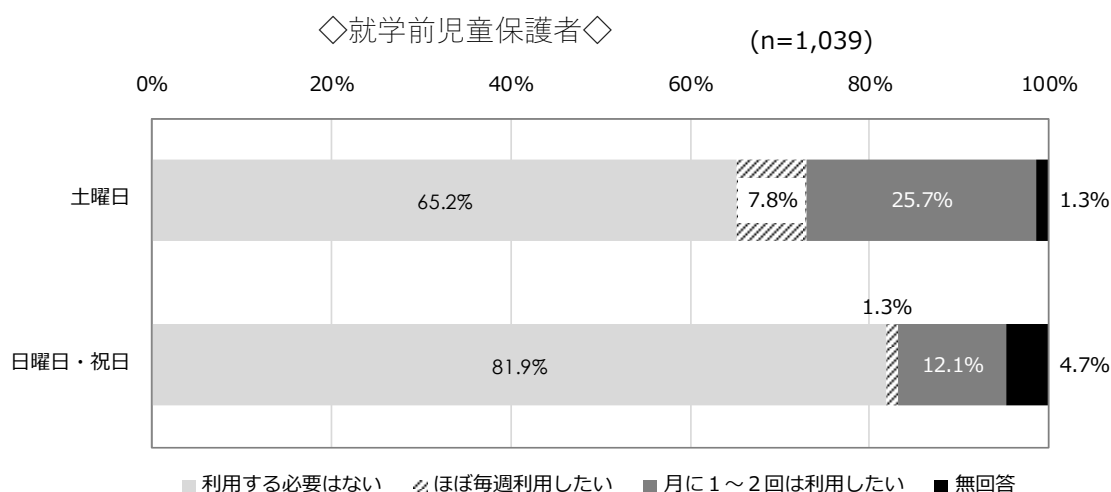
町の子育て支援事業等の今後の利用意向については、⑤、⑦、⑨で「はい（今後利用したい）」が4割以上となっています。



■土曜日、日曜日・祝日や長期休暇中の教育・保育事業の利用

① 土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望（単）【就学前：問 20】

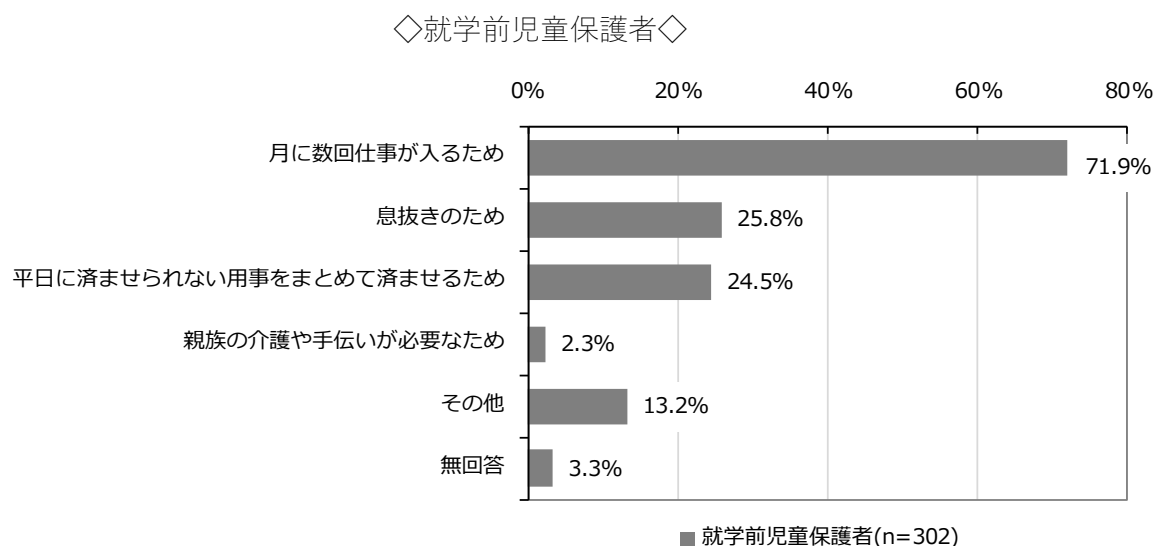
土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望については、土曜、日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」が最も多くなっています。また、土曜日の教育・保育事業の利用希望では、日曜日・祝日に比べ「ほぼ毎週利用したい」、「月に1～2回は利用したい」と回答した割合が多くなっています。



① - 1 土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望の理由（複）

【就学前：問 20-1】

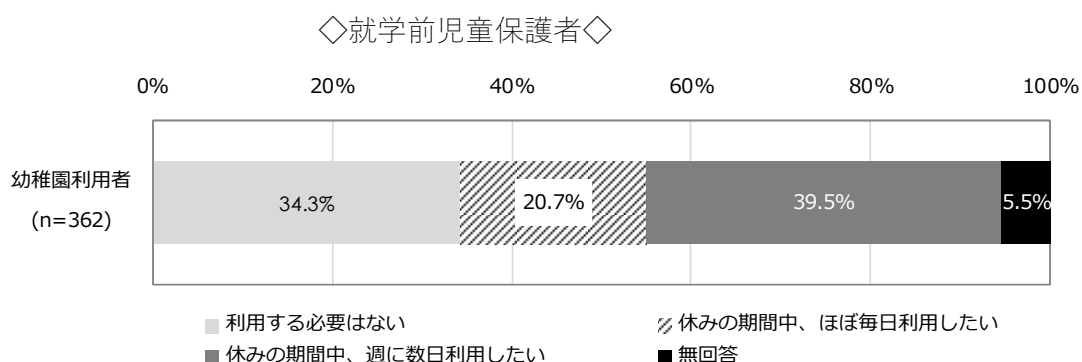
土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望で、「月に1～2回は利用したい」と回答した方の利用希望の理由は、「月に数回仕事が入るため」が71.9%と最も多く、次いで「息抜きのため」が25.8%、「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が24.5%となっています。



② 長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望（単）

【就学前：問 21（幼稚園を利用している方）】

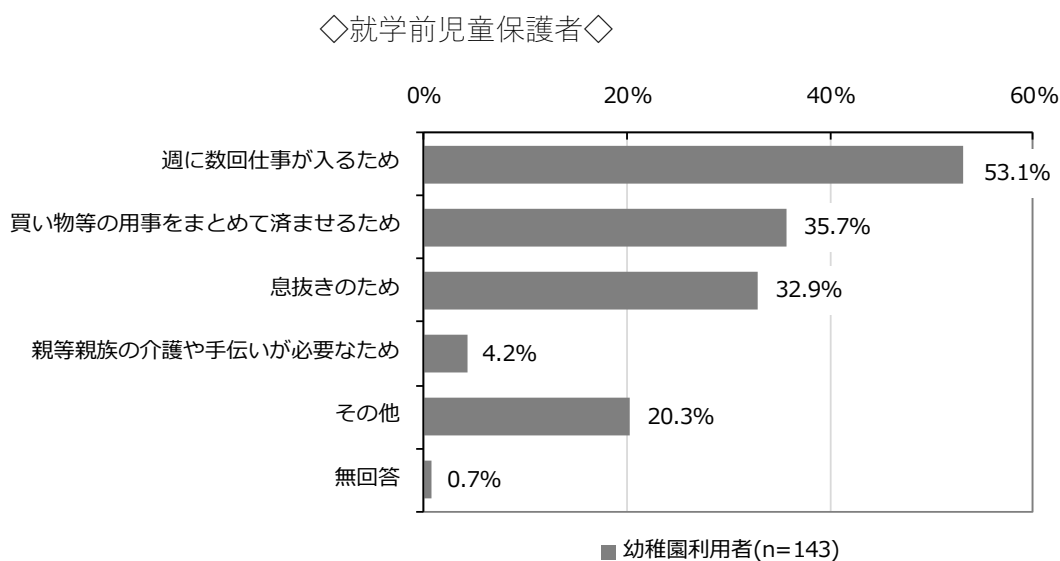
長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望では、「休みの期間中、週に数日利用したい」が 39.5%と最も多く、次いで「利用する必要はない」が 34.3%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 20.7%となっています。



②－1 長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望理由（複）

【就学前：問 21-1（幼稚園を利用している方）】

長期の休暇中の教育・保育事業の利用希望で、「週に数日利用したい」と回答した方の利用希望理由は、「週に数回仕事が入るため」が 53.1%と最も多く、次いで「買い物等の用事をまとめて済ませるため」が 35.7%、「息抜きのため」が 32.9%、となっています。

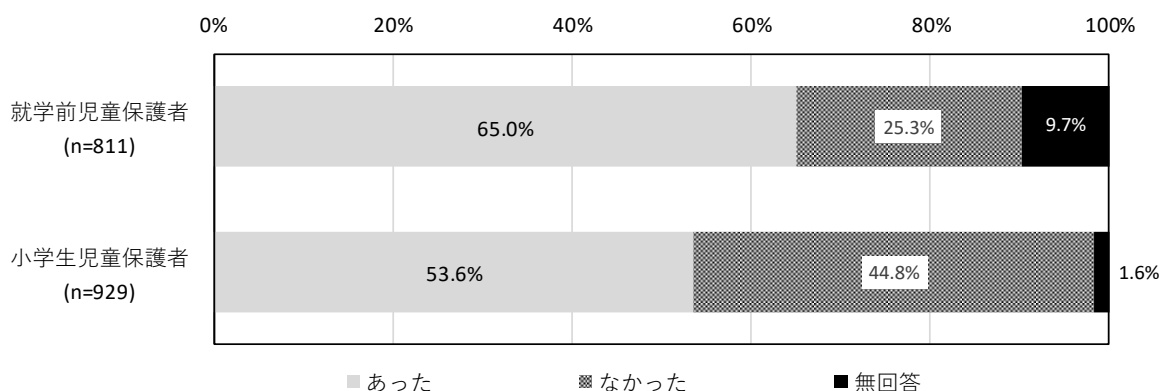


■不定期の教育・保育事業の利用について

① 病気の際の対応（単）

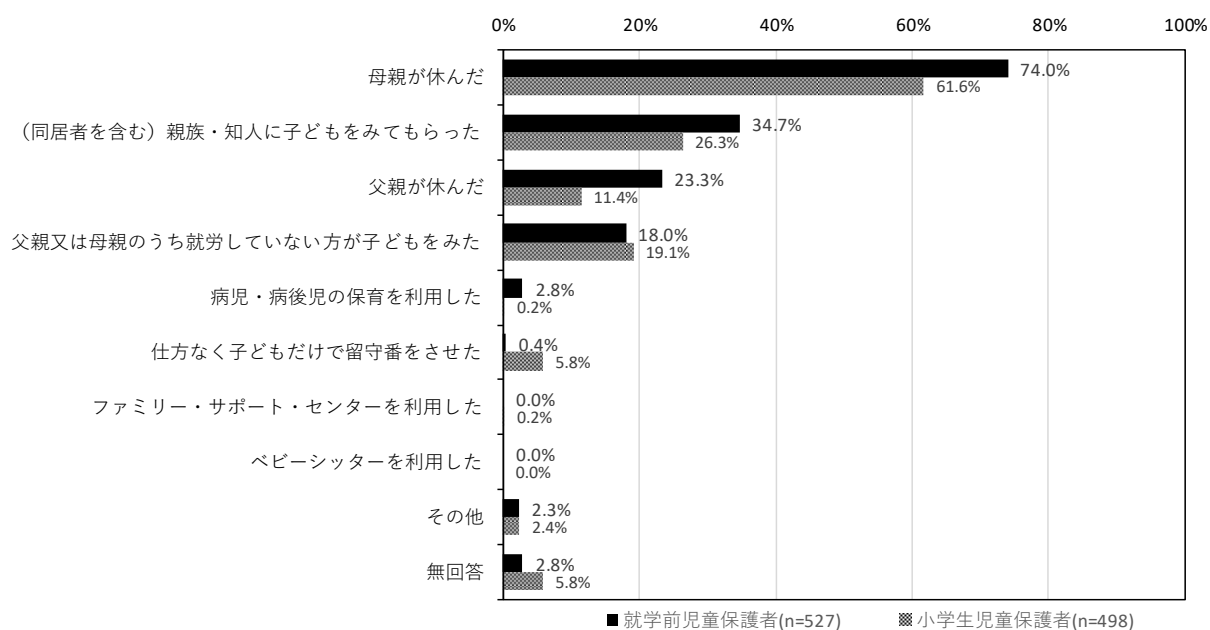
【就学前：問 22（教育・保育事業を利用していると回答した方）、小学生：問 15】

子どもが病気やけが等で教育・保育事業を利用できない、または学校を休まなければならなかったことが「あった」と回答した割合は、就学前児童保護者では 65.0%、小学生保護者では 53.6%となっています。



①ー1 病気の際の対応方法（複）【就学前：問 22-1、小学生：問 15-1】

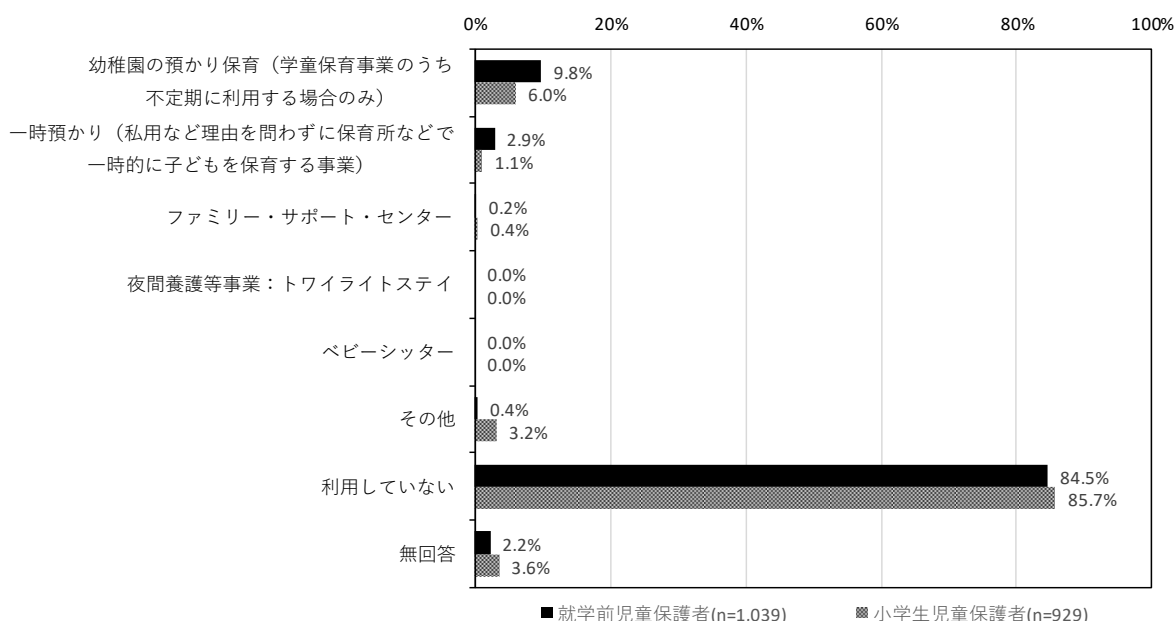
病気の際の対応方法は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「母親が休んだ」が最も多く、次いで「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」、「父親が休んだ」の順になっています。



② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用（複）

【就学前：問 23、小学生：問 16】

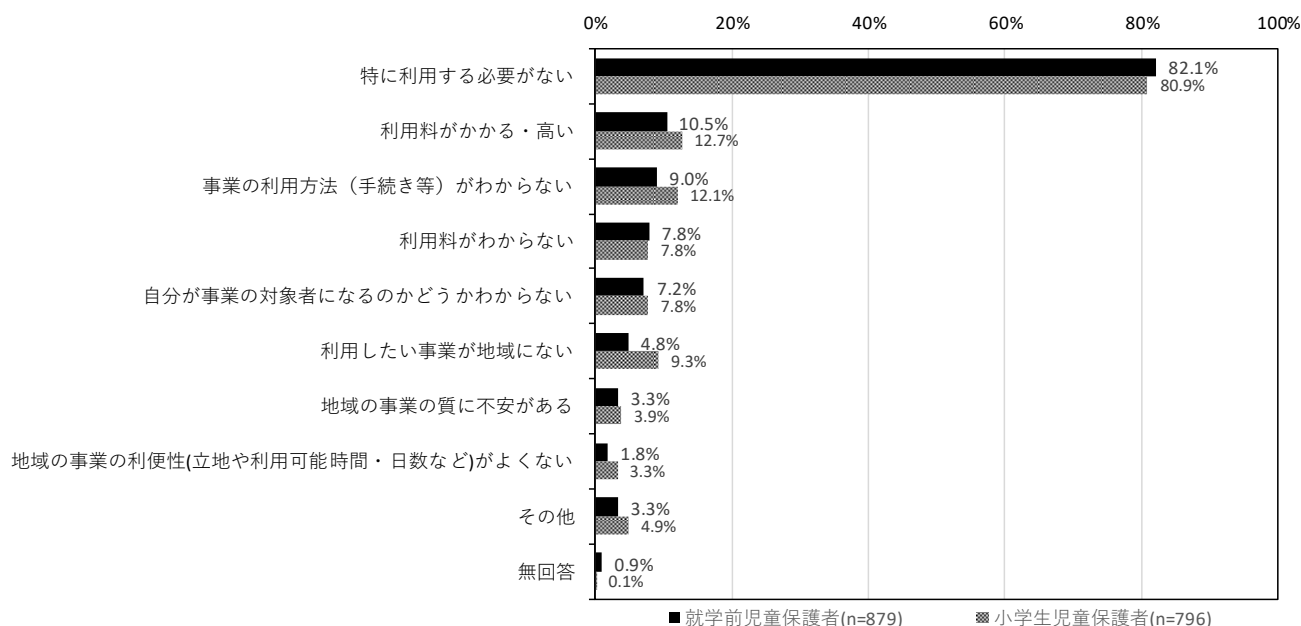
私用、親の通院、不定期な就労等で不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「利用していない」が8割を超えています。就学前児童保護者の利用では「幼稚園の預かり保育」が9.8%と多くなっています。



②-1 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用していない理由（複）

【就学前：問 23-1、小学生：問 16-1】

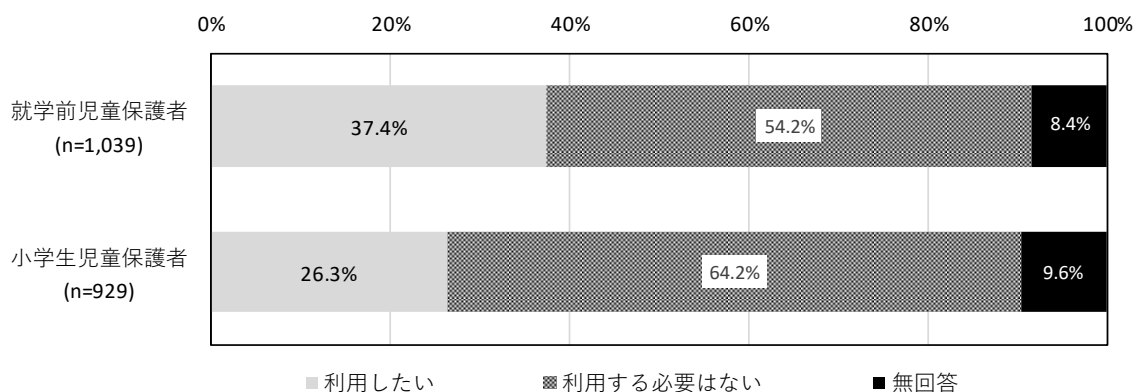
私用、親の通院、不定期な就労等で不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用していない理由は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「特に利用する必要がない」が8割を超えて最も多くなっています。



③ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用希望（単）

【就学前：問 24、小学生：問 17】

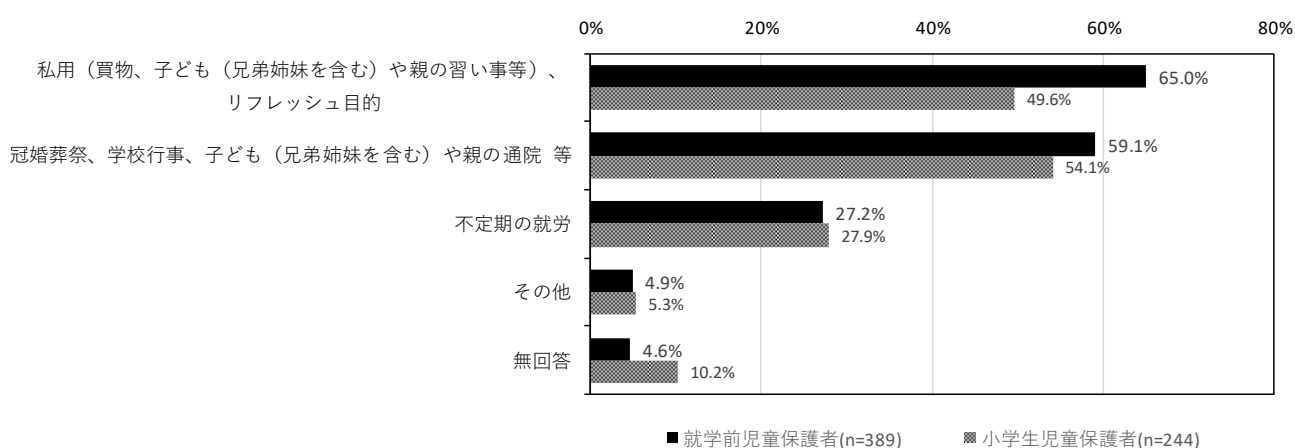
私用、親の通院、不定期な就労等で不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりについては、就学前児童保護者では 37.4%、小学生保護者では 26.3%が「利用したい」と回答しています。



③－１ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用したい理由（複）

【就学前：問 24、小学生：問 17】

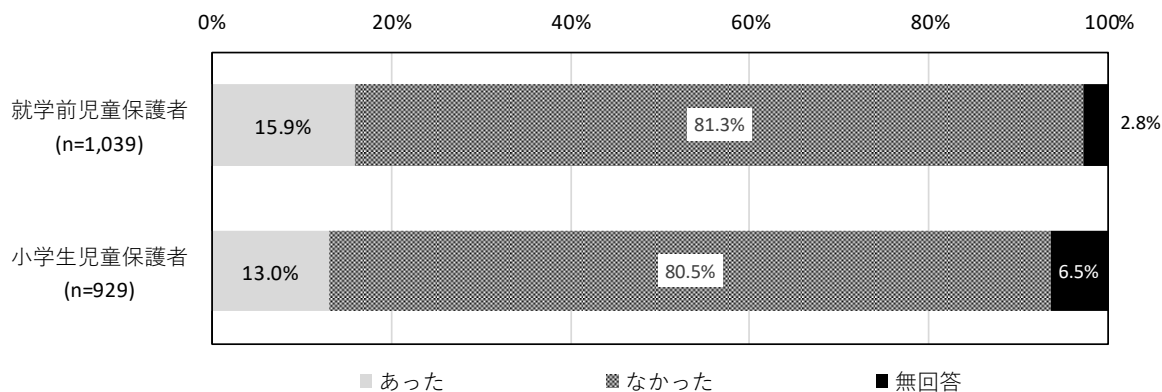
不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用したい理由は、就学前児童保護者では「私用、リフレッシュ目的」が最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」、「不定期の就労」となっています。また、小学生保護者では、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が最も多く、次いで「私用、リフレッシュ目的」、「不定期の就労」となっています。



④ 冠婚葬祭等により子どもを泊りがけで家族以外にみてもらったこと（単）

【就学前：問 25、小学生：問 18】

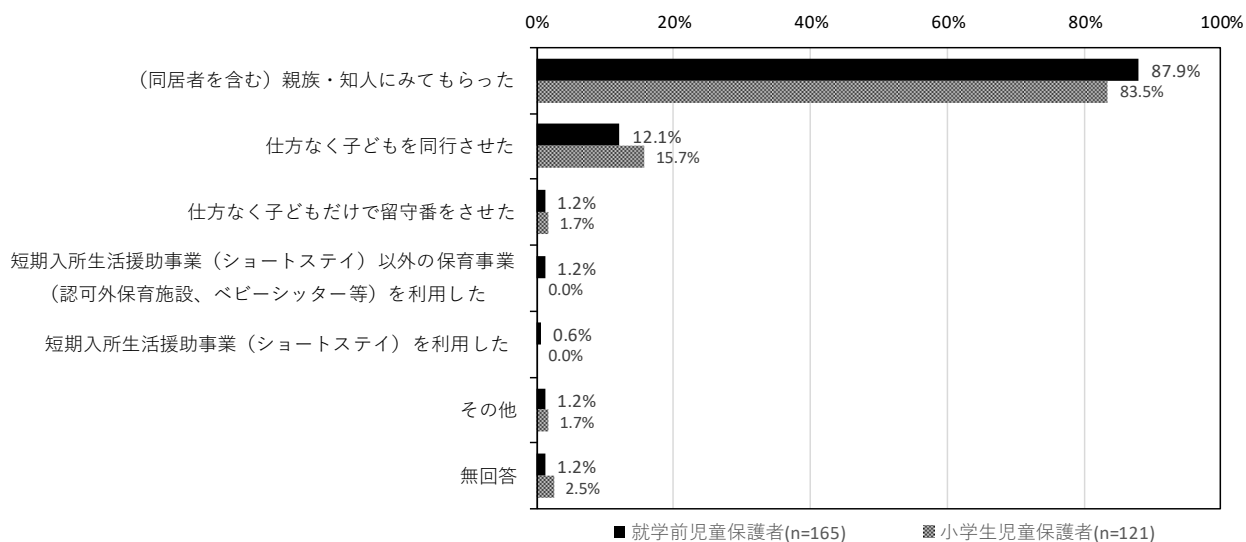
冠婚葬祭等により子どもを泊りがけで家族以外にみてもらった状況の有無については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「なかった」が8割を超えています。



④ー1 冠婚葬祭等の泊りがけでの保護者の用事があったときの対処方法（複）

【就学前：問 25、小学生：問 18】

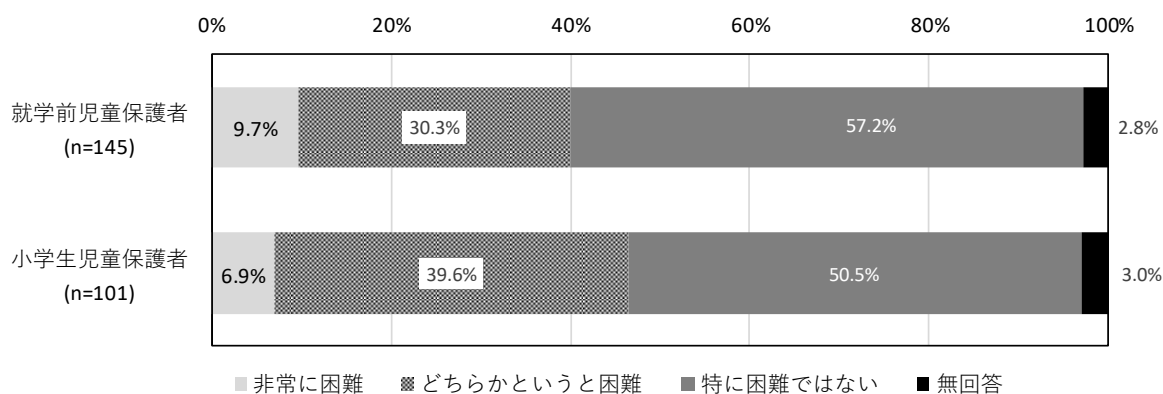
冠婚葬祭等の泊りがけでの保護者の用事があったときの対処方法については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が8割を超えて多く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」が、就学前児童保護者 12.1%、小学生保護者 15.7%と多くなっています。



④ー２ 親族・知人にみてもらったときの困難度（単）

【就学前：問 25-1、小学生：問 18-1】

親族・知人にみてもらったときの困難度については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「特に困難ではない」が５割以上を占めていますが、「非常に困難」の回答は、小学生保護者より就学前児童保護者が多く、「どちらかという困難」の回答は、小学生保護者のほうが就学前児童保護者よりも多くなっています。



■放課後の過ごし方について

① 小学校入学後の放課後の過ごし方（複）※就学前の5歳以上の保護者が回答

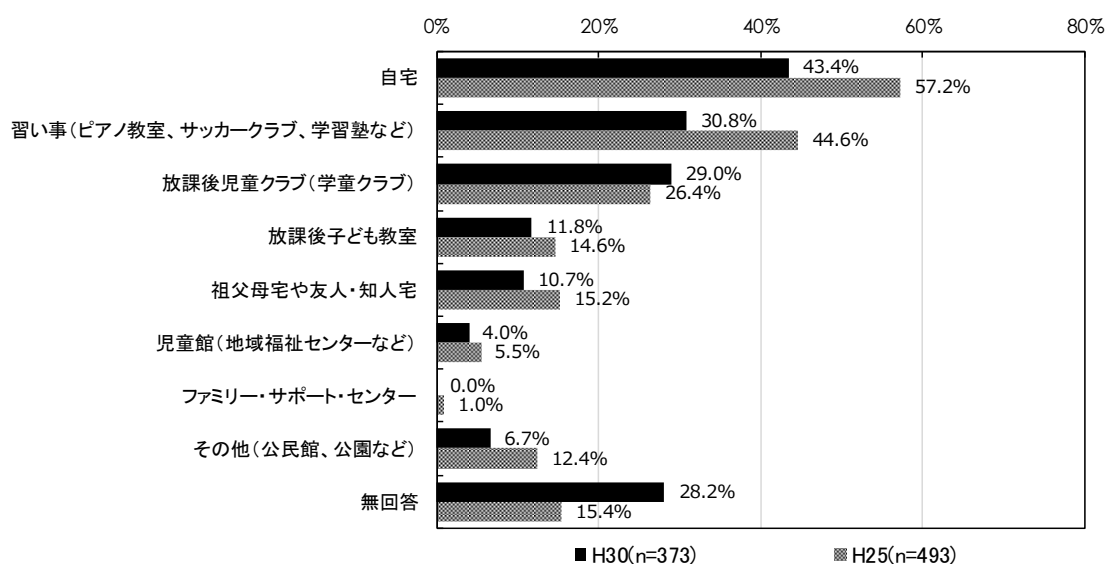
【就学前：問 26、27】

小学校入学後、希望する放課後の過ごし方については、小学1～3年の過ごし方、小学4～6年の過ごし方とも「自宅」が最も多く、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」となっています。

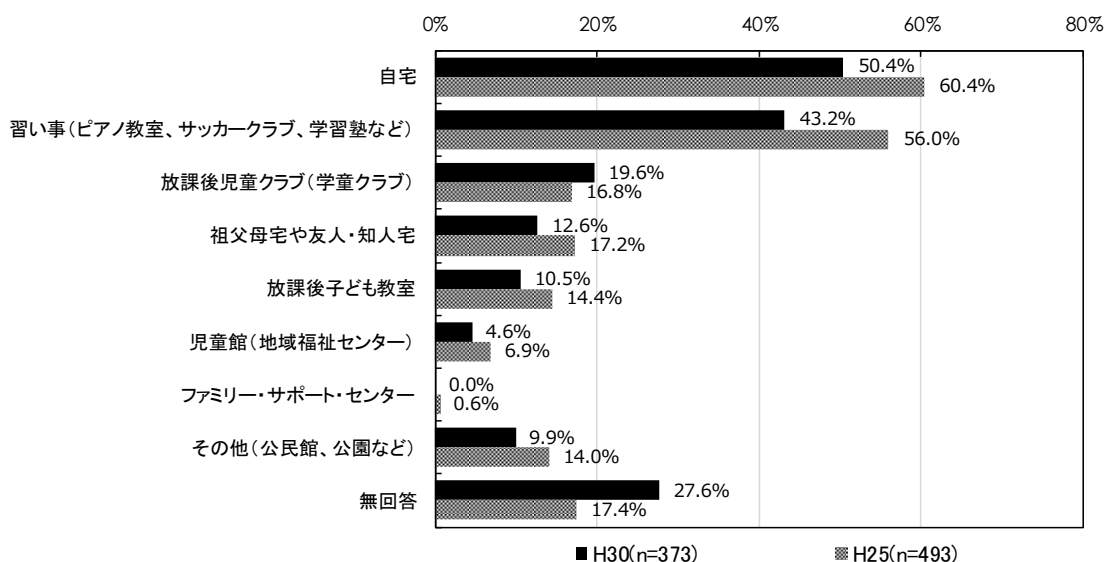
前回調査結果と比較すると、小学1～3年、小学4～6年とも「自宅」、「習い事」は大幅に減少し、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」は小学1～3年で 2.6 ポイント、小学4～6年で 2.8 ポイント多くなっています。

◇就学前児童保護者◇

■小学1～3年の過ごし方



■小学4～6年の過ごし方



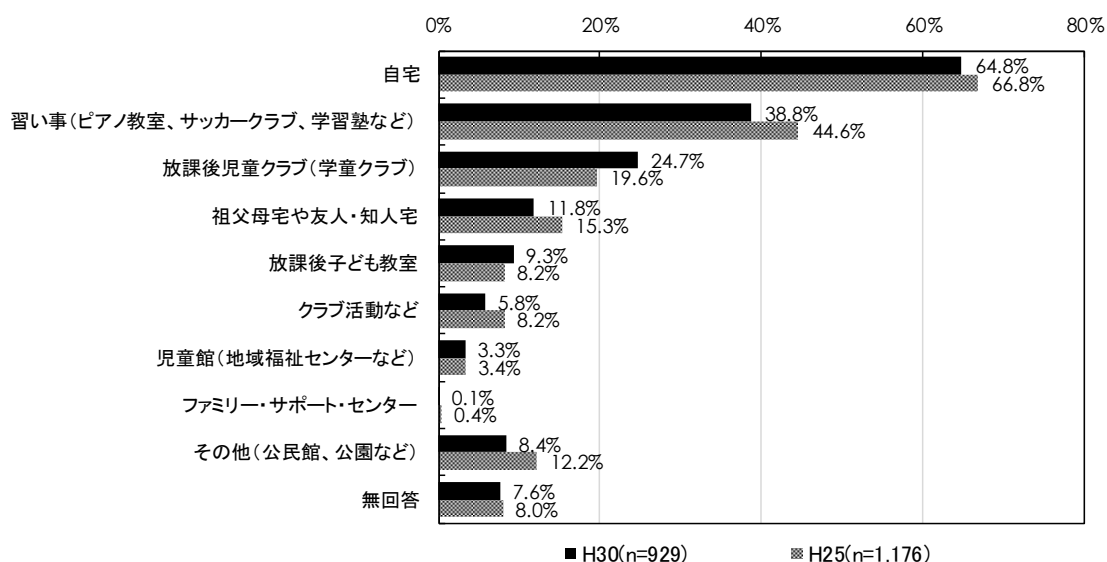
② 今後希望する放課後の過ごし方（複）【小学生：問 19、問 20】

今後希望する放課後の過ごし方については、小学校 1～3 年の過ごし方、小学 4～6 年生の過ごし方ともに「自宅」が 6 割を超えて最も多く、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ」となっています。

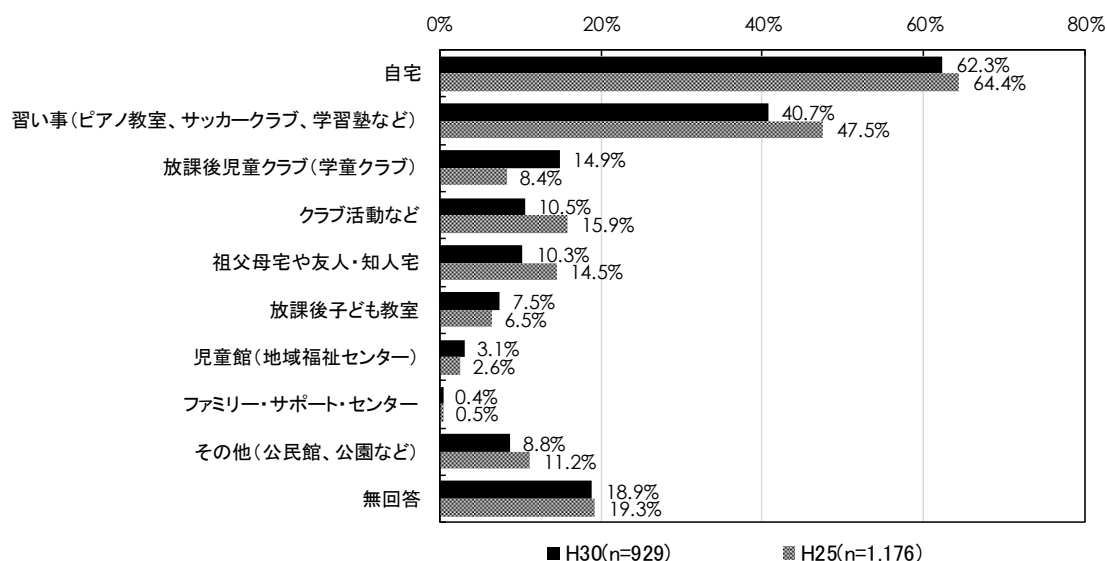
前回調査結果と比較すると、小学 1～3 年、小学 4～6 年とも「自宅」、「習い事」は減少し、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」は小学 1～3 年で 5.1 ポイント、小学 4～6 年で 6.5 ポイント多くなっています。また、「放課後子ども教室」についても、前回よりも若干増加しています。

◇小学生保護者◇

■ 小学 1～3 年の過ごし方



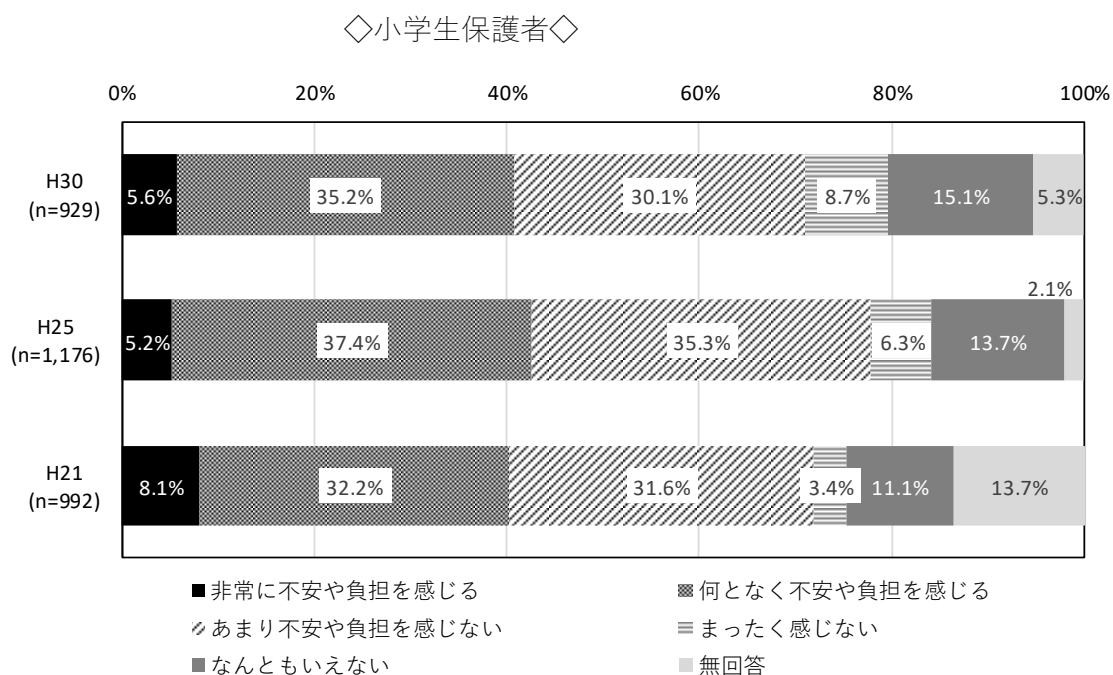
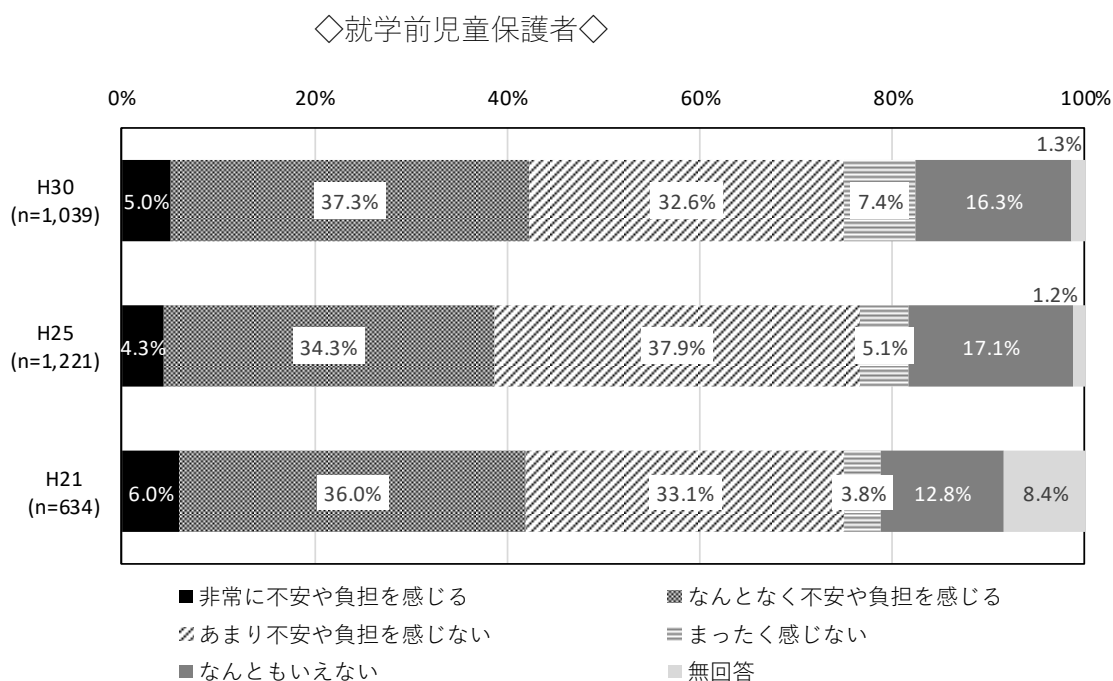
■ 小学 4～6 年の過ごし方



■子育て支援について

① 子育てに関する不安等について（単）【就学前：問 33、小学生：問 25】

子育てに関する不安感では、前回、前々回調査と同様に、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「何となく不安や負担を感じる」、「あまり不安や負担は感じない」との回答が多くなっています。



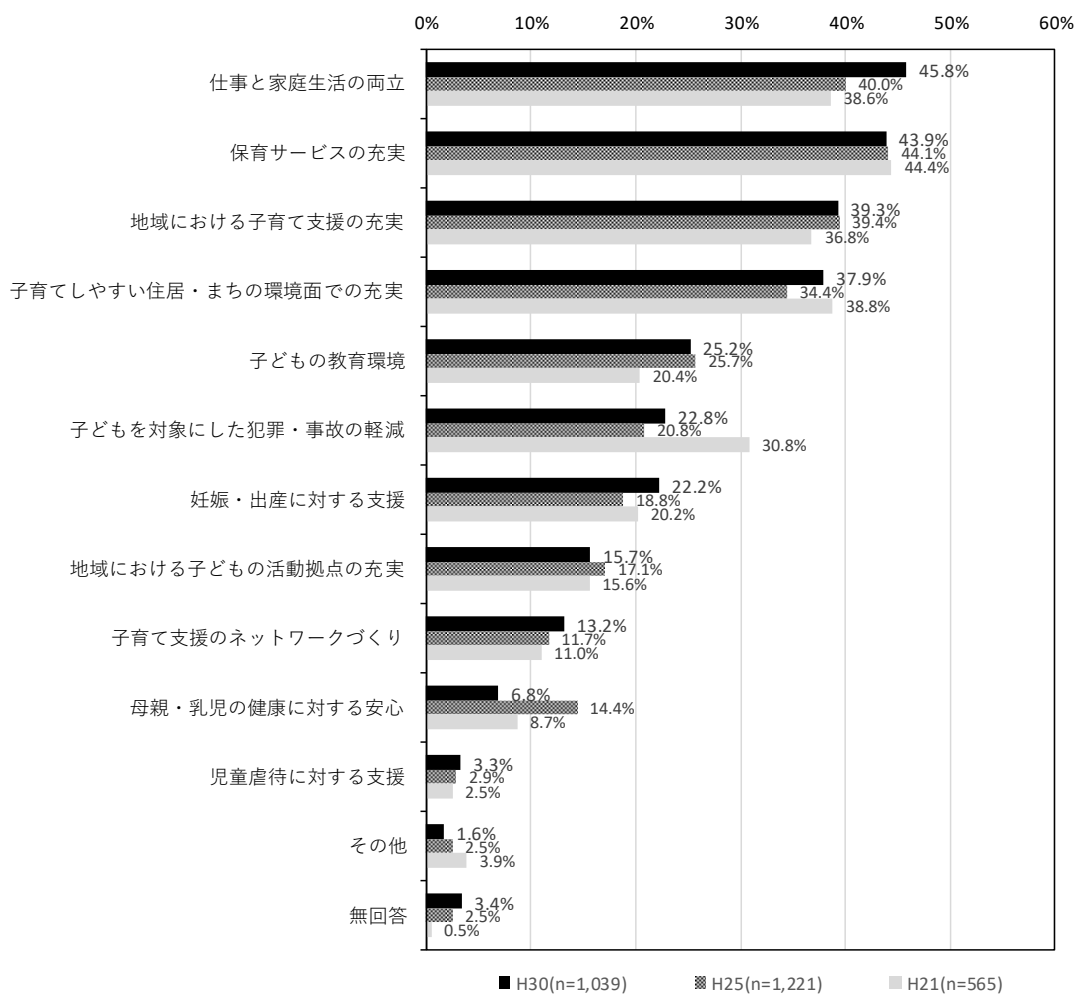
②有効と感じる子育て支援・対策について（複）

【就学前：問 35 小学生：問 28 妊産婦：問 24】

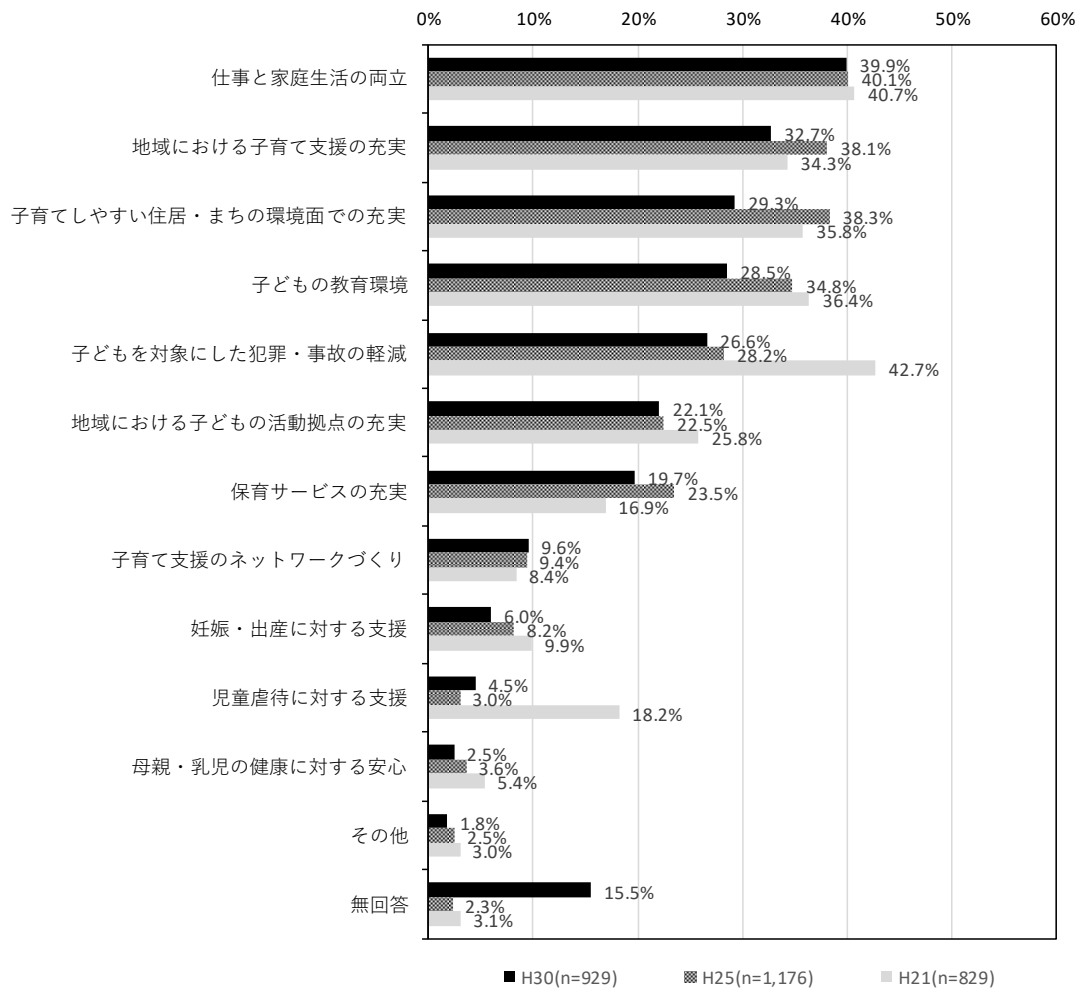
就学前児童保護者、小学生保護者ともに回答が多い項目は、それぞれ前回、前々回と同様の傾向が見られます。その中で、就学前児童保護者の「仕事と家庭生活の両立」については、前回調査での 40.0%から 5.8 ポイント増加して 45.8%と今回最も多くなっています。

妊産婦では「保育サービスの充実」、「仕事と家庭生活の両立」、「妊娠・出産に対する支援」、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が多くなっています。

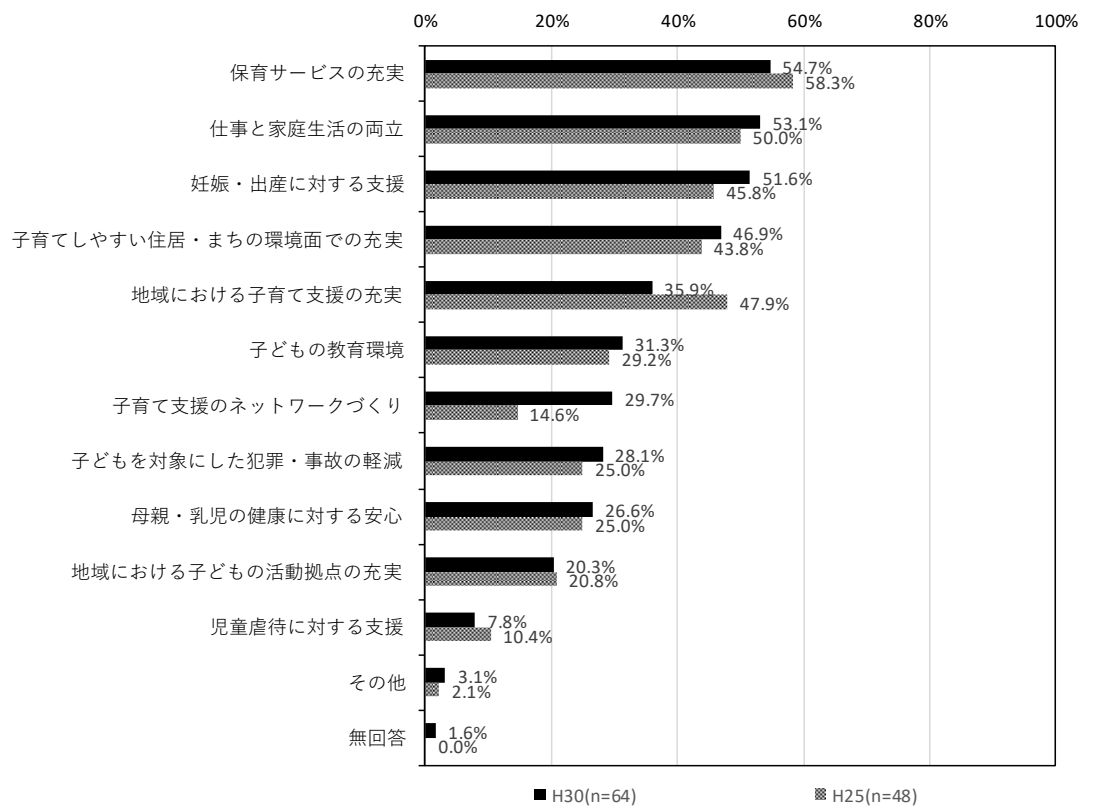
◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇



◇妊産婦◇

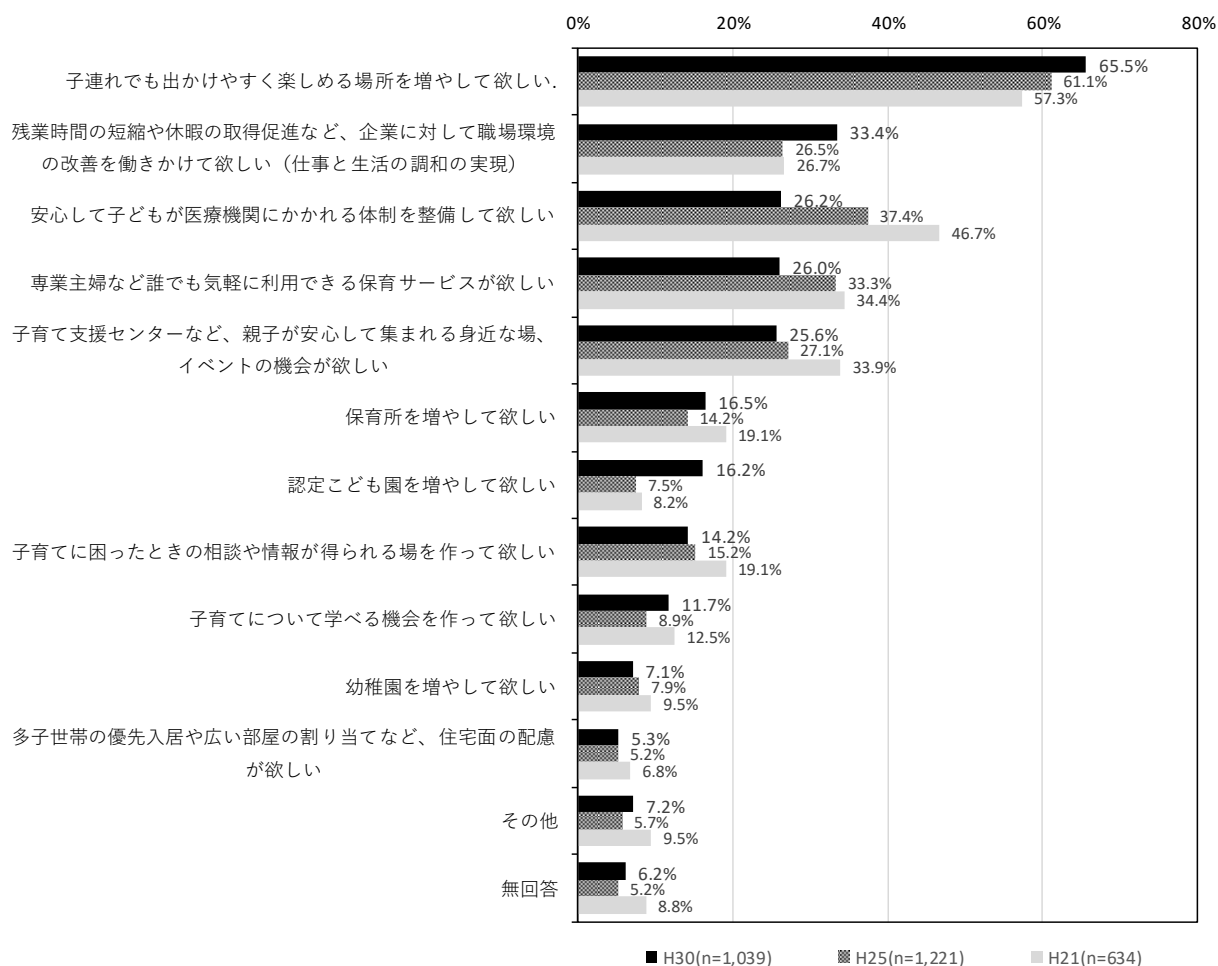


③子育て支援の充実を図ってほしいこと（複）

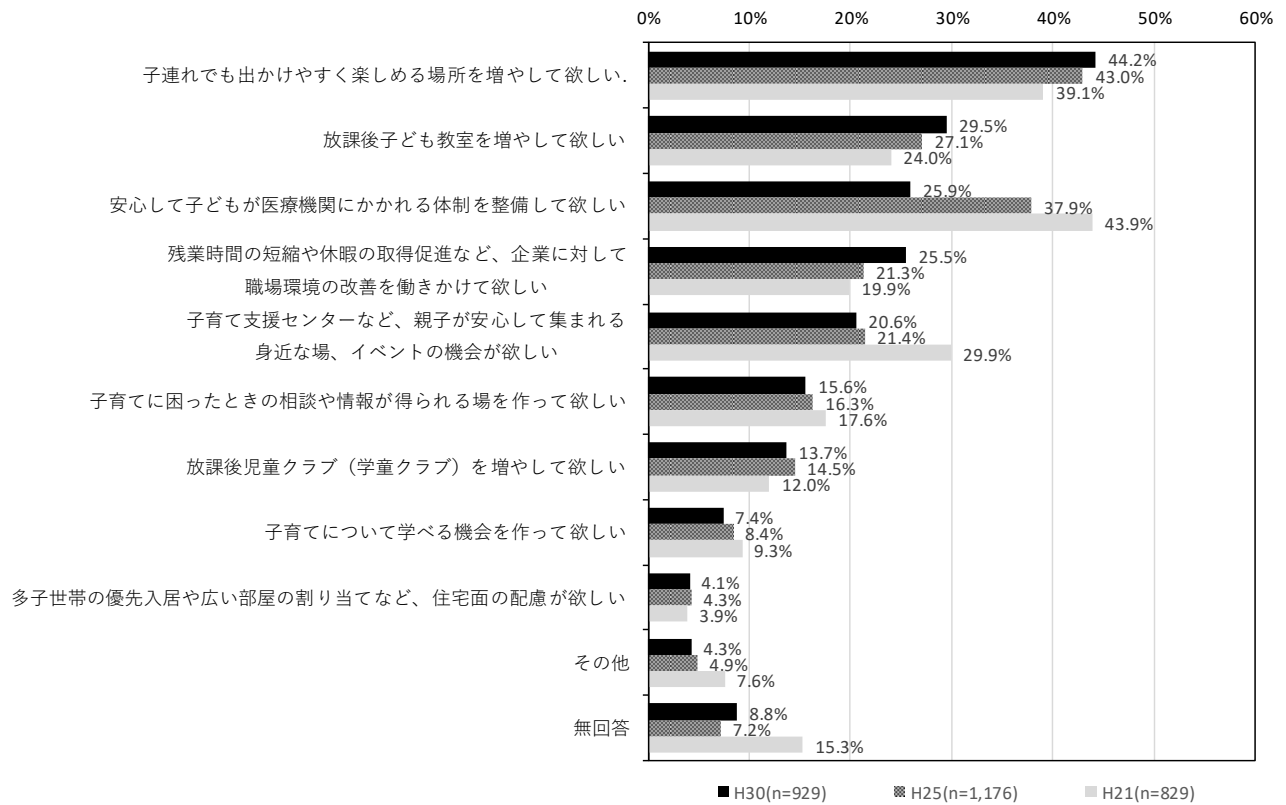
【就学前：問 39 小学生：問 32 妊産婦：問 23】

行政に対して今後充実を図ってほしい子育て支援では、就学前児童保護者、小学生保護者、妊産婦に共通して「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が最も多く、調査の度に増加しています。次いで、就学前児童保護者では「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」、小学生保護者では「放課後子ども教室を増やして欲しい」、妊産婦では「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が多く、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」は、小学生保護者や妊産婦でも多くなっています。

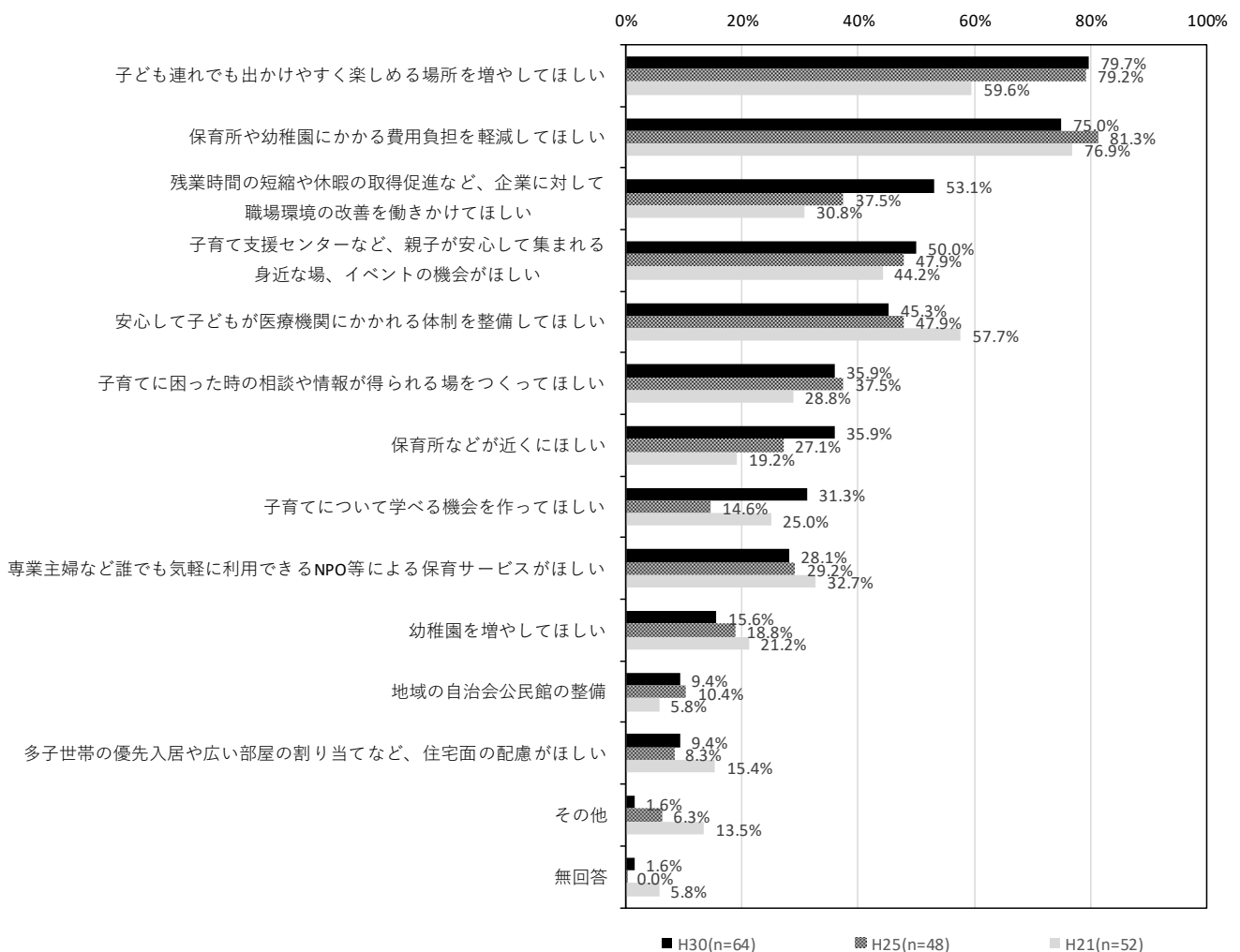
◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇



◇妊産婦◇



8. 町子ども・子育てに関する課題

- ◇ 療育手帳を持つ子どもが増加傾向にあります。教育・保育の受け皿の整備が求められる状況です。
- ◇ 母子世帯数が100世帯を超えた状態での推移が続いています。経済的に困難な状況に陥りやすいそうした世帯への支援が重要です。
- ◇ 県内における虐待の相談件数が増加しています。町における適切な支援体制の構築と対応が重要です。
- ◇ 未就学児保護者、小学生保護者とも、4割を超える人が子育てに不安を感じています。安心して子育てできる環境づくりが必要です。
- ◇ アンケートでは、子どもを連れて出かけられ楽しめる場所を求める人が、未就学児保護者で7割近く、妊産婦でほぼ8割に達しています。子どもが安全に過ごせる環境の整備が重要です。
- ◇ 就労する母親の増加を反映し、残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対する職場環境の改善を求める声が多くなっています。ワーク・ライフ・バランスを促進するための行政からの働きかけが期待されています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町は、平成28年3月に策定の「第7次総合計画」の基本構想において、町の将来像を「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」と決めました。また、基本構想に基づく基本計画では、「子育て・教育環境の充実」を重点項目のひとつに設定するとともに、基本目標2として次の内容からなる子育て支援について、その充実を図ることとしています。

上三川町第7次総合計画

基本目標2 “子ども・健康・福祉”のまちづくり

1. 子育て支援の充実

- 親や子どもの健康の確保・増進
- 子育て家庭への支援
- 支援を必要とする子どもと家庭への取り組み
- 子どもが健やかに育つための環境の整備
- 子育て地域ネットワークづくり
- 子どもの安全の確保

一方、平成27年策定の「上三川町子ども・子育て支援事業計画」では、「子どもが輝く 笑顔の地域 ～みんなで実践しよう “かみのかわ” 子育てプラン～」を基本理念として施策を推進してきました。

総合計画を支える子ども・子育ての部門計画として、本計画では第1期計画の理念を引き継ぎ、子どもが輝く地域を目指し、さらなる子育て支援の充実を図っていきます。

第2期上三川町子ども・子育て支援事業計画

基本理念

子どもが輝く 笑顔の地域

～みんなで実践しよう “かみのかわ” 子育てプラン～

2. 基本指針

計画の基本理念である「子どもが輝く 笑顔の地域」を実現するため、子ども・子育て支援法に基づく基本指針である「子どもの育ちに関する理念」、「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」、「社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割」に即し施策の推進を図ります。

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針】抜粋

■子どもの育ちに関する理念

- 発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障すること。
- 学校教育とともに、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮すること。

■子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 「保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」との基本的認識を前提とし、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援すること。

■社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- 社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすこと。

3. 基本目標

本計画の基本理念のもと、基本目標を次のとおり設定し、施策の推進を図ります。

基本目標1

子ども・子育て家庭を支える

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育の提供区域ごとに、各年度の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定め、すべての子どもと子育て家庭のニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。

また、子育て情報の収集と提供、経済的負担の軽減、児童の健全育成を推進します。

基本目標2

安心して出産・育児ができる環境を整備する

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実など、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組むとともに、母子保健の充実を図ります。

また、すべての子どもの人権が尊重され、身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童や家庭へのきめ細かな取組みを推進します。

基本目標3

子どもたちの健やかな育ちを導く

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭、学校、地域社会のしっかりとした連携のもとで、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

また、子どもを取り巻く有害環境対策も推進します。

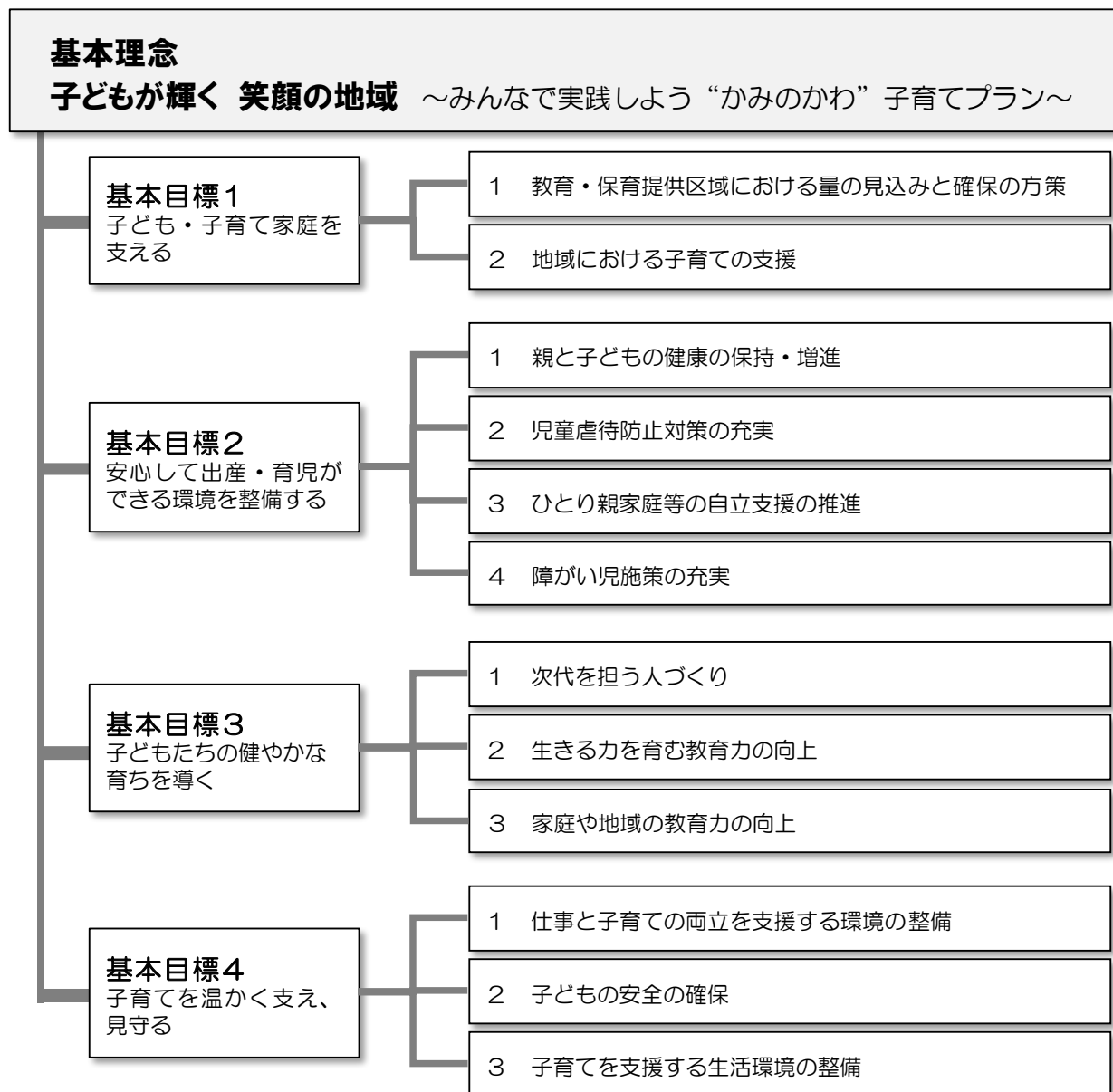
基本目標4

子育てを温かく支え、見守る

子育て家庭に配慮した取組みが促進されるよう、企業に働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保たれた社会づくりを推進します。

また、子育て家庭にやさしい地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもと子育て中の保護者が安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

4. 計画の体系



第4章 施策の展開

基本目標 1 子ども・子育て家庭を支える

1. 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

(1) 認定区分について

子ども・子育て支援法では、幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する就学前の児童について、教育・保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります(同法第19条)。その際の認定の区分は、下記のとおりとなります。

■認定区分

区分	年齢	利用先	対象家庭類型
1号認定	3～5 歳	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）	専業主婦（夫）家庭 共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3～5 歳	・保育所 ・認定こども園（保育所部分）	共働き家庭
3号認定	0～2 歳	・保育所 ・認定こども園（保育所部分） ・特定地域型保育事業	共働き家庭

■施設の類型

施設（事業）	利用先
特定教育・保育施設 （施設型給付）	・幼稚園 ・保育所 ・認定こども園
特定地域型保育事業 （地域型保育給付）	・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育 （事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
確認を受けない幼稚園	・施設型給付を受けるための確認を、町から受けない幼稚園 （私学助成の幼稚園）

(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく本町の教育・保育の提供区域は、第1期計画と同様、以下の表のとおりとします。これは、保護者や子どもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案したものです。

■事業一覧

取組み			区 域
教育・保育	特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	町全体
	特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業		町全体
	② 地域子育て支援拠点事業		町全体
	③ 妊婦健康診査		町全体
	④ 乳児家庭全戸訪問事業		町全体
	⑤ 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業		町全体
	⑥ 子育て短期支援事業		町全体
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業		町全体
	⑧ 一時預かり事業		町全体
	⑨ 延長保育事業（時間外保育事業）		町全体
	⑩ 病児保育事業		町全体
	⑪ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）		小学校区
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		町全体
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		町全体

(3) 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

国が示す基本指針等に沿って、教育・保育提供区域の、計画期間における「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等による確保の内容及び実施時期を「確保の方策」として設定します。

その他、保育の質の向上を図るうえで、安定的な保育士の確保が喫緊の課題となっています。今後の保育ニーズの状況等により、国や県の制度も活用し、施設の整備や保育士確保策を検討していきます。

① 0歳児保育（3号認定子ども）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、必要な0歳児保育利用定員の確保及び特定地域型保育事業の推進を図っていきます。

■利用実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
利用者数（人）		65	72	61	76	79
定員数 （人）	特定教育・保育施設※	61	64	61	68	75
	認可外保育施設	－	－	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	1	1	1	1

■量の見込み及び確保の方策

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）		77	75	113	115	114
確保の 方策 （人）	特定教育・保育施設※	81	90	90	90	89
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	2	2	2	8	8
確保の方策 － 量の見込み		6	17	△21	△17	△17

※特定教育・保育施設は、保育所、認定こども園（保育所部分）

② 1・2歳児保育（3号認定子ども）

育児休業明けの保育ニーズに可能な限り対応できるよう、利用定員の見直しなど既存施設を最大限に活用すること、また特定地域型保育事業による対応を組み合わせることなどにより、迅速かつ効率的な供給体制の確保を図ります。

■利用実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
利用者数（人）		219	226	240	234	244
定員数 （人）	特定教育・保育施設※1	215	213	224	217	232
	認可外保育施設※2	－	－	－	－	－
	特定地域型保育事業	0	2	2	2	2
	企業主導型保育施設 の地域枠	－	－	9	9	9

■量の見込み及び確保の方策

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）		245	244	247	243	243
確保の 方策 （人）	特定教育・保育施設※1	217	217	217	217	217
	認可外保育施設※2	－	－	－	－	－
	特定地域型保育事業	7	7	20	20	20
	企業主導型保育施設 の地域枠	9	9	9	5	5
確保の方策 － 量の見込み		△12	△11	△1	△1	△1

※1：特定教育・保育施設は保育所、認定こども園（保育所部分）

※2：企業主導型保育施設は除く

③ 3～5歳児保育（2号認定子ども）

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、必要な 3～5 歳児保育利用定員の確保を図ります。

■利用実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
利用者数（人）		280	273	276	299	369
定員数 （人）	特定教育・保育施設※	274	271	288	305	373
	認可外保育施設	－	－	－	－	－

■量の見込み及び確保の方策

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）		361	346	360	366	367
確保の 方策 （人）	特定教育・保育施設※	387	374	377	377	377
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
確保の方策 － 量の見込み		26	28	17	11	10

※特定教育・保育施設は、保育所、認定こども園（保育所部分）

④ 3～5歳児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、必要な3～5歳児教育・保育利用定員の確保を図ります。

■利用実績

		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		1号 ※1	2号 ※2	1号	2号	1号	2号
利用者数（人）		253	379	235	364	245	318
定員数 （人）	特定教育・保育施設 ※3	－		－		0	
	確認を受けない幼稚園	805		805		805	
	上記以外	0		0		0	
		平成30年度		平成31年度			
		1号	2号	1号	2号		
利用者数（人）		249	298	302	129		
定員数 （人）	特定教育・保育施設	0		120			
	確認を受けない幼稚園	805		455			
	上記以外	0		0			

■量の見込み及び確保の方策

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		1号 ※1	2号 ※2	1号	2号	1号	2号
量の見込み（人）		295	126	283	121	282	120
確保の 方策 （人）	特定教育・保育施設 ※3	104	8	104	8	116	9
	確認を受けない幼稚園	212	118	194	118	176	119
	上記以外	0	0	0	0	0	0
確保の方策 － 量の見込み		21	0	15	5	10	8
		令和5年度		令和6年度			
		1号	2号	1号	2号		
量の見込み（人）		280	120	278	118		
確保の 方策 （人）	特定教育・保育施設	116	9	116	9		
	確認を受けない幼稚園	179	120	182	120		
	上記以外	0	0	0	0		
確保の方策 － 量の見込み		15	9	20	11		

※1 1号認定は、認定こども園（幼稚園部分）、幼稚園

※2 2号認定は、保護者の就労等により2号認定対象者であるが、幼稚園等の教育の希望が強いもの

※3 特定教育・保育施設は、幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

各認定区分における教育・保育施設のニーズ量と確保策は以下のようになります。

			1 号	2 号		3 号	
				幼稚園 利用	左記 以外	0 歳	1・2 歳
令和2年度	推計児童数		782			322	
	量の見込み（①）		295	126	361	77	245
	確保 策 ②	特定教育・保育施設	104	8	387	81	217
		特定地域型保育事業				2	7
		確認を受けない幼稚園	212	118			
		上記以外					9
	②－①		21	0	26	6	△12
令和3年度	推計児童数		750			319	
	量の見込み（①）		283	121	346	75	244
	確保 策 ②	特定教育・保育施設	104	8	374	90	217
		特定地域型保育事業				2	7
		確認を受けない幼稚園	194	118			
		上記以外					9
	②－①		15	5	28	17	△11
令和4年度	推計児童数		762			360	
	量の見込み（①）		282	120	360	113	247
	確保 策 ②	特定教育・保育施設	116	9	377	90	217
		特定地域型保育事業				8	20
		確認を受けない幼稚園	176	119			
		上記以外					9
	②－①		10	8	17	△15	△1
令和5年度	推計児童数		766			358	
	量の見込み（①）		280	120	366	115	243
	確保 策 ②	特定教育・保育施設	116	9	377	90	217
		特定地域型保育事業				8	20
		確認を受けない幼稚園	179	120			
		上記以外					5
	②－①		15 3	9	11	△17	△1
令和6年度	推計児童数		763			357	
	量の見込み（①）		278	118	367	114	243
	確保 策 ②	特定教育・保育施設	116	9	377	89	217
		特定地域型保育事業				8	20
		確認を受けない幼稚園	182	120			
		上記以外					5
	②－①		20	11	10	△17	△1

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国が示す基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに確保の内容及び実施時期を「確保の方策」として設定します。

① 利用者支援事業 対象：子どもの保護者（主に就学前児童保護者）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のないサービスを提供するための相談窓口として子育て世代包括支援センターを開設し、専門知識を有する保健師・助産師が、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じるほか、各種サービスの情報提供等を実施しています。

■利用実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
提供体制 (ヶ所)	基本型・特定型	－	－	－	－	－
	母子保健型	0	0	0	1	1

■量の見込み及び確保の方策

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (ヶ所)	基本型・特定型	－	－	－	－	－
	母子保健型	1	1	1	1	1
確保の方策 提供体制 (ヶ所)	基本型・特定型	－	－	－	－	－
	母子保健型	1	1	1	1	1
確保の方策 － 量の見込み		0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業 対象：未就学児

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

町の子育て支援センターの他、平成31年度に1ヶ所を増やし、2ヶ所の体制で事業を実施していますが、今後も、乳幼児活動や相談事業、交流・参加型事業など、子育て支援の拠点として事業の充実を図ります。

■利用実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
利用者数（人/月）	767	848	958	1,016	1,136
提供体制（ヶ所）	1	1	1	1	2

■量の見込み及び確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	1,124	1,105	1,069	1,047	1,027
確保の方策	提供体制（ヶ所）	2	2	2	2
	利用者数（人/月）	1,124	1,105	1,069	1,027
確保の方策 - 量の見込み	0	0	0	0	0

③ 妊婦健康診査 対象：すべての妊婦

妊婦及び胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対し、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦の健康管理及び妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病をはじめとした妊娠中の異常や、切迫流産等ハイリスク妊婦の早期発見のため、医療機関等との連携強化を図ります。また、妊娠期間中を安心して過ごせるよう、妊婦健康診査の受診を促進します。

■利用実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
受診者数（人）	274	273	275	257	257
延べ受診件数（件）	3,057	2,999	3,109	2,855	2,855

■量の見込み及び確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数（人）	268	260	260	255	255
延べ受診件数（件）	3,010	2,910	2,910	2,855	2,855

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

対象：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、助産師等が自宅に訪問し、母子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、育児についての相談や助言、その他必要な支援を行っています。

訪問結果により特に支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

■利用実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
訪問乳児数（人）	250	248	227	242	222

■量の見込み及び確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問乳児数（人）	222	220	220	200	200

⑤ 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

⑤－〔1〕 養育支援訪問事業 対象：養育支援が特に必要な家庭（妊産婦も含む）

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要と認められる児童やその保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、当該自宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、助産師、保育士等が対象者の自宅を訪問し、事業を行っています。

引き続き、乳児家庭全戸訪問事業などから対象者の把握に努め、助産師、保育士等による支援体制を維持していきます。

なお近年は、養育支援が必要な家庭より、児童虐待防止に関する助言・指導を中心に行っている家庭が全体の半数以上を占めていることから、令和2年度以降は、そのような家庭の訪問については、虐待対応職員の訪問事業として別途実施して参ります。

■利用実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
延べ訪問人数（人）	171	228	219	260	260

■量の見込み及び確保の方策

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延べ訪問人数（人）	110	110	110	110	110

⑤－〔２〕 要保護児童等に対する支援に資する事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、関係機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

代表者会議や案件の進行管理を実施する実務者会議等を開催します。また、関係機関等の実務者を対象に、虐待防止に関する研修会を開催するなど、資質の向上に努め、児童虐待防止事業を充実させます。

■事業実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
要保護児童対策地域協議会の 開催回数	代表者会議 1 回 実務者会議 3 回	代表者会議 1 回 実務者会議 3 回	代表者会議 1 回 実務者会議 3 回	代表者会議 1 回 実務者会議 3 回	代表者会議 1 回 実務者会議 3 回

■量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
要保護児童対策地域協議会の 開催回数	代表者会議 1 回 実務者会議 3 回	代表者会議 1 回 実務者会議 3 回	代表者会議 1 回 実務者会議 3 回	代表者会議 1 回 実務者会議 3 回	代表者会議 1 回 実務者会議 3 回

⑥ 子育て短期支援事業 対象：0～5歳

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業・ショートステイ事業）です。

今後も、近隣の児童福祉施設等への委託による対応を図ります。

■利用実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
利用者数（人）	－	－	－	－	136
提供体制（ヶ所）	－	－	－	－	0

■量の見込み及び確保の方策

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）	108	105	103	101	100
確保の方策	提供体制（ヶ所）	0	0	0	0
	利用者数（人）	108	105	103	101
確保の方策 － 量の見込み	0	0	0	0	0

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 対象：就学児

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

近年利用実績はありませんが、計画期間中、利用者のニーズに対応できる人材の確保等に努めます。

■利用実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0

■量の見込み及び確保の方策

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）	10	10	9	9	9
確保の方策（人）	10	10	9	9	9
確保の方策 － 量の見込み	0	0	0	0	0

⑧ 一時預かり事業

⑧－〔１〕 一時預かり事業（幼稚園型） 対象：３～５歳

幼稚園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園で定める通常の保育時間の前後や、長期休業日に希望する在園児を預かり保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

本町の幼稚園及び認定こども園の２か所において、預かり保育を実施しています。

保護者の利用ニーズに対応できるよう、引き続き事業を実施し、事業量の確保に努めます。

■利用実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
1号認定子ども利用者（人日）	557	502	587	488	405
2号認定子ども利用者（人日）	29,960	26,991	31,588	26,240	21,782
提供体制（ヶ所）	2	2	2	2	2

■量の見込み及び確保の方策

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の 見込み	1号認定子ども利用者 （人日）	396	379	378	376	372
	2号認定子ども利用者 （人日）	21,286	20,405	20,323	20,240	20,020
確保の 方策	提供体制（ヶ所）	2	2	2	2	2
	1号認定子ども利用者 （人日）	396	379	378	376	372
	2号認定子ども利用者 （人日）	21,286	20,405	20,323	20,240	20,020
確保の方策 － 量の見込み		0	0	0	0	0

⑧－〔２〕 一時預かり事業（幼稚園型以外） 対象：１～５歳

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間保育所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現在、町内３ヶ所の保育所において預かり保育を実施し、学校行事等の行事参加やリフレッシュなど、多様な保育需要に対応しています。ファミリー・サポート・センターによる一時預かり事業と合わせ、必要な事業量の確保を図ります。

■利用実績

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
利用実績（人日）			604	549	342	560	560
	一時預かり 事業	提供体制 （ヶ所）	2	2	2	3	3
		利用者数 （人）	604	539	262	499	526
	ファミリー・サ ポート・セン ター	提供体制 （ヶ所）	1	1	1	1	1
		利用者数 （人）	0	10	80	61	34

■量の見込み及び確保の方策

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人日）			552	537	530	524	518
確保の 方策	一時預かり 事業	提供体制 （ヶ所）	3	3	3	3	3
		利用者数 （人）	516	501	494	488	482
	ファミリー・サ ポート・セン ター	提供体制 （ヶ所）	1	1	1	1	1
		利用者数 （人）	36	36	36	36	36
確保の方策　－　量の見込み			0	0	0	0	0

⑨ 延長保育事業（時間外保育事業） 対象：0～5歳

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園において保育を実施する事業です。

利用実績を踏まえるとともに、計画期間においてはニーズ量に応じた体制づくりに努めます。

■利用実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
利用者数（人）	192	193	167	198	198
提供体制（ヶ所）	7	7	7	7	8

■量の見込み及び確保の方策

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）	195	190	187	185	183
確保の 方策	提供体制（ヶ所）	9	9	9	10
	利用者数（人）	195	190	187	185
確保の方策 - 量の見込み	0	0	0	0	0

⑩ 病児保育事業 対象：0～5歳

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

体調不良児対応型については、現在、町内 2 か所で実施していますが、今後、提供体制を増やしていく予定です。また、病児・病後児対応型については、町外施設での広域利用として委託していきます。

保護者の就労が進み、保育所に通っている子どもが病気になったときに、保護者に代わって病気の子どもの世話をする病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安心・安全な施設や保育体制の充実を図っていきます。

■利用実績

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
利用実績（人日）			250	175	184	343	343
	病児・病後児 対応型	提供体制 （ヶ所）	0	0	0	0	0
		利用者数 （人日）	8	23	15	6	6
	体調不良児 対応型	提供体制 （ヶ所）	1	1	1	2	2
		利用者数 （人日）	242	152	169	337	337

■量の見込み及び確保の方策

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人日）			338	329	325	321	318
確保の 方策	病児・病後児 対応型	提供体制 （ヶ所）	0	0	0	0	0
		利用者数 （人日）	25	24	24	23	23
	体調不良児 対応型	提供体制 （ヶ所）	4	4	5	7	7
		利用者数 （人日）	313	305	301	298	295
確保の方策　－　量の見込み			0	0	0	0	0

⑪ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 対象：小学1年～6年生

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、保護者が昼間家庭にいない小学1～6年生の児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

引き続き、小学校を単位とする町内の学童クラブにおいて事業を実施するとともに、ニーズ量の充足が学校単位で図れるよう、必要に応じて空き教室の確保等に努めます。

また、「放課後児童健全育成事業」においては、「放課後子ども教室事業」と連携し、「新・放課後子ども総合プラン」の計画的な推進を図り、遊びの場の拡大と幅広い年齢での遊びの共有および共働き家庭の子どもに対する放課後の居場所の確保に向けた対応をします。

■利用実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
利用児童数（人）	220	240	263	295	313
低学年（人）	184	194	185	209	231
高学年（人）	36	46	78	86	112
提供体制（ヶ所）	7	7	7	8	9

※低学年は1～3年生、高学年は4～6年生

■小学校区別の利用実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
本郷小学校区					
利用児童数（人）	12	21	31	33	33
低学年（人）	12	18	25	24	20
高学年（人）	0	3	6	9	13
提供体制（ヶ所）	1	1	1	1	1
本郷北小学校区					
利用児童数（人）	50	49	53	67	73
低学年（人）	45	41	30	44	45
高学年（人）	5	8	23	23	28
提供体制（ヶ所）	1	1	1	2	2
上三川小学校区					
利用児童数（人）	64	60	68	62	99
低学年（人）	58	58	61	51	79
高学年（人）	6	2	7	11	20
提供体制（ヶ所）	1	1	1	1	2
坂上小学校区					
利用児童数（人）	23	30	33	31	28
低学年（人）	13	20	18	20	15
高学年（人）	10	10	15	11	13
提供体制（ヶ所）	1	1	1	1	1
北小学校区					
利用児童数（人）	27	27	28	40	39
低学年（人）	18	20	18	21	25
高学年（人）	9	7	10	19	14
提供体制（ヶ所）	1	1	1	1	1
明治小学校区					
利用児童数（人）	27	33	26	38	38
低学年（人）	25	22	17	31	27
高学年（人）	2	11	9	7	11
提供体制（ヶ所）	1	1	1	1	1
明治南小学校区					
利用児童数（人）	17	20	24	24	33
低学年（人）	13	15	16	18	20
高学年（人）	4	5	8	6	13
提供体制（ヶ所）	1	1	1	1	1

■量の見込み及び確保の方策

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
量の見込み		242	121	219	110	259	119	287	152	282	155
確保の方策	提供体制（ヶ所）	9		9		10		11		12	
	児童数（人）	385		385		420		450		450	
確保の方策－量の見込み		22		56		42		11		13	

■小学校区別の量の見込み及び確保の方策

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
本郷小学校区 量の見込み		23	12	21	11	21	14	23	13	20	15
確保の方策	提供体制（ヶ所）	1		1		1		1		1	
	児童数（人）	30		30		30		30		30	
確保の方策－量の見込み		△5		△2		△5		△6		△5	
本郷北小学校区 量の見込み		47	28	43	27	43	24	47	29	42	28
確保の方策	提供体制（ヶ所）	2		2		2		2		2	
	児童数（人）	60		60		60		60		60	
確保の方策－量の見込み		△15		△10		△7		△16		△10	
上三川小学校区 量の見込み		78	27	70	24	99	27	106	44	109	45
確保の方策	提供体制（ヶ所）	2		2		2		3		3	
	児童数（人）	140		140		140		170		170	
確保の方策－量の見込み		35		46		14		20		16	
坂上小学校区 量の見込み		19	14	17	12	18	11	16	14	17	15
確保の方策	提供体制（ヶ所）	1		1		1		1		1	
	児童数（人）	30		30		30		30		30	
確保の方策－量の見込み		△3		1		1		0		△2	
北小学校区 量の見込み		24	19	22	17	35	20	46	25	48	29
確保の方策	提供体制（ヶ所）	1		1		2		2		2	
	児童数（人）	35		35		70		70		70	
確保の方策－量の見込み		△8		△4		15		△1		△7	
明治小学校区 量の見込み		31	10	28	9	21	12	23	18	23	14
確保の方策	提供体制（ヶ所）	1		1		1		1		2 ±	
	児童数（人）	60		60		60		60		60	
確保の方策－量の見込み		19		23		27		19		23	
明治南小学校区 量の見込み		20	11	18	10	22	11	26	9	23	9
確保の方策	提供体制（ヶ所）	1		1		1		1		1	
	児童数（人）	30		30		30		30		30	
確保の方策－量の見込み		△1		2		△3		△5		△2	

量の見込みは、夏休み等の長期休業だけの利用者も含めた登録者全員について推計しています。学童クラブにおいては保育所と異なり、登録者全員が毎日利用するわけではないことから、確保の方策を超える受け入れでも対応できる見込みです。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯等の特定の世帯を対象に、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を助成する事業です。なお、副食材料費については、確認を受けない幼稚園を利用する特定の世帯について対象となります。

今後の制度動向等に注視しながら、事業を推進していきます。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育所、小規模保育事業、認定こども園や地域子ども・子育て支援事業に参入する民間事業者に対して支援を行う事業です。

今後の本町の実態等を踏まえ、必要な取組みについて検討していきます。

2. 地域における子育ての支援

【現状と課題】

子育て世代の中心となる現在の親世代が誕生した 30 年ほど前、全国の合計特殊出生率はすでに 1.5～1.6 まで低下しており、親自身、兄弟姉妹の数が少なく、赤ちゃんに接した経験が乏しいまま自身の子どもを持つ人が多くなっています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、親同士や同世代の子ども同士の交流の機会が少なかったり、子育てに関する情報や助言が得られる相談相手が不足したり、結果として子育ての不安感や負担感に悩む保護者もアンケート調査では 4 割を超えています。

そうした中、本町では、保育所に通園する前の乳幼児とその保護者の居場所となる子育て支援センターや子育て中の親子が交流すること、育児相談することができる子育てサロンなどを運営し、子育てに関する保護者の不安感の払拭・軽減に努めてきました。

第2期計画においても、引き続きすべての子育て家庭が安心して楽しい子育てができるよう、地域における子育て環境の整備や育児負担を軽減する経済的支援の充実が求められています。

【施策の方向性】

- 地域における子育て支援の環境づくりに努めます。
- 子育てしている親が気軽に交流できる場を提供します。
- 保護者の育児負担の軽減のため、子育て支援のサービスを充実します。

【具体的な取組み】

事業名	事業内容	担当課
子育てサロン事業	・子育て中の親子を対象に、親と子ども同士の交流活動や体験活動及び育児相談	生涯学習課
子ども医療費の助成	・乳児から中学生までの児童に対する、通院及び入院の医療費助成	子ども家庭課
児童手当	・中学校修了までの児童を養育している人への手当	子ども家庭課
保育料の減免	・保育所・認定こども園等に同一世帯から同時に複数人利用する場合に減免	子ども家庭課
要保護・準要保護児童生徒援助費支給	・経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に就学費用の一部を援助	教育総務課

基本目標 2 安心して出産・育児ができる環境を整備する

1. 親と子どもの健康の保持・増進

【現状と課題】

近年、初婚年齢や未婚率が上昇し、本町においても、平成 27 年の国勢調査における 25～29 歳の未婚率は、男性が 70.3%、女性が 55.7%と、平成 17 年からそれぞれ 7.2 ポイント、9.4 ポイント高くなっています。

晩婚化により、高齢で初産を迎える人を含め、すべての母親が、安心して妊娠・出産・育児に向き合っていくためには、それぞれの発達段階や状況における健康診査や保健指導の充実を図るなど、親と子どもの健康の保持・増進を図るための環境整備が重要となります。

ニーズ調査では、妊娠婦が子育てをする中で有効と感じる支援としては、「妊娠・出産に対する支援」が 51.6%と高く、「母親・乳児の健康に対する安心」も 26.6%に上っています。

こうしたことから、妊娠期から出産期、育児期まで、切れ目のない支援を行う充実した環境づくりが求められています。

【施策の方向性】

- 妊娠期から乳幼児期を通じて、段階に応じた母子保健事業を推進します。
- きめ細かな対応により、親の育児不安の軽減や育児による孤立化を防止します。
- 母子保健、医療、教育、福祉分野の連携と相談体制の充実を図ります。
- 家庭における病気やけが等への初期対応の周知を図ります。
- 乳幼児期から食に関する学習の機会や情報の提供など、食育の推進を図ります。

【具体的な取組み】

事業名	事業内容	担当課
母子健康手帳の交付	・妊娠届出時に手帳を交付し、育児情報の提供や母子の健康管理を指導	子ども家庭課
妊婦一般健康診査	・健診費用の一部助成	子ども家庭課
赤ちゃん誕生祝い金	・第3子以降の子の誕生に対し、誕生祝い金を支給	子ども家庭課
妊産婦歯科健康診査	・健診費用の助成	子ども家庭課
新生児訪問指導	・新生児期に母子の健康管理のために行う、助産師等による訪問指導 ※乳児家庭全戸訪問事業を含む	子ども家庭課
プレママ・パパ教室	・妊婦及びその夫に対する育児指導等	子ども家庭課
不妊治療費助成事業	・保険診療適用外の治療費の一部を助成	子ども家庭課
育児相談	・育児に関する個別相談	子ども家庭課
乳幼児健康診査 (4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査)	・疾病や障がいの早期発見のための集団健診：問診、計測、医師の診察、栄養・保健指導、心理相談など	子ども家庭課
予防接種 (個別接種)	・伝染のおそれのある疾患の発生及びまん延の予防	子ども家庭課
2歳児歯科健康診査 (むし歯予防教室)	・歯科健診とブラッシングの指導	子ども家庭課
フッ素塗布	・年少児から未就学児を対象としたフッ素塗布と歯の健康相談	子ども家庭課
歯科検診	・保育所・幼稚園・小中学校において、年1回歯科検診と指導	子ども家庭課 教育総務課
小児救急医療	・休日、夜間の医療の確保、小児医療体制の指導及び夜間休日診療所・救急電話相談の周知	健康福祉課
すくすく離乳食教室	・離乳食に関する講話、調理実習等	子ども家庭課
親と子の栄養相談	・妊娠中の食事、離乳食、幼児食に関する相談等	子ども家庭課
学校給食の充実	・学校給食献立の工夫や学校における食育の推進	教育総務課
産婦健康診査	・産後2週間、1か月の時期に実施する健診費用の一部助成	子ども家庭課
産後ケア	・出産後の母子の心身のケア、育児のサポート等	子ども家庭課
産後ママ応援教室	・生後2～3か月になる乳児とその保護者を対象とした産後の運動、参加者同士の交流、育児相談	子ども家庭課
新生児聴覚検査	・生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえ方を検査する費用の一部助成	子ども家庭課
ベビーギフト「ハグ・はぐ かみのかわ」	・子の出産に際し、ベビー用品や育児用品等を対象としたギフトカタログの贈呈	子ども家庭課

2. 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

親などによる子どもへの虐待が深刻な社会問題となっています。栃木県における児童虐待相談件数も増加傾向にあり、平成30年には2,844件と、前年から653件（28.5%）増加しました。

本町では、児童虐待を予防し、起きてしまった場合には可能な限り早期に発見し対応するために、地域の関係機関や団体の代表者などで構成する要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関等が連携する体制を構築しています。

児童虐待が起きる背景としては、望まない妊娠・出産、育児に対する不安や負担感、日常生活でのストレス、適切な相談先のない孤立など、さまざまな要因があります。保護者がやさらかな気持ちで子育てに向き合うことができるよう、地域の見守りや気軽に親子が交流できる場や必要な相談ができる場の充実が求められています。

【施策の方向性】

- 養育支援訪問事業や関係機関との協力により、児童虐待の未然防止・再発防止に努めます。
- 地域や関係機関、町母子保健事業と協力連携し、児童虐待の早期発見に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携した児童虐待への対応に努めます。
- 子どもの権利を擁護するため、家庭相談の機能強化に努めます。

【具体的な取組み】

事業名	事業内容	担当課
児童相談	・18歳未満の児童及び家族・関係者からの相談への対応と、継続的な指導	子ども家庭課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師等が訪問し、養育者の不安や悩みの解消と、育児の情報提供 ※新生児訪問指導を含む	子ども家庭課
関係機関との連携	・養育力が低い家庭の支援と、虐待の早期発見と早期対応の強化	子ども家庭課
虐待防止の住民への啓発	・虐待の未然防止と早期発見のため、住民への周知	子ども家庭課
子ども家庭総合支援拠点の設置	・すべての子どもの権利を擁護するために、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点の整備	子ども家庭課

3. ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

本町におけるひとり親世帯数は、平成 27 年の国勢調査において、母子世帯が 108 世帯、父子世帯が 17 世帯で平成 22 年から横ばいの状況ですが、平成 28 年の厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、ひとり親世帯の貧困率（※）は 50.8%と非常に高く、特に母子世帯では、世帯の平均の所得は全世帯の平均の 5 割に満たず、貯蓄のない世帯も 4 割近くに上っていることが明らかとなっています。

本町では、ひとり親家庭への医療費の助成などの経済的負担の軽減に努めてきましたが、子育てに加え、家事や仕事をひとりで担わなければならないひとり親の負担はそれだけに留まりません。ひとり親家庭が、社会的にも経済的にも自立できるよう、総合的な支援が必要とされています。

※貧困率とは、経済協力開発機構（OECD）の指標に基づいた「相対的貧困率」のことで、世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割った「等価可処分所得」の 1/2 に達しない世帯員の割合です。

【施策の方向性】

○自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。

○親子の暮らしの安定を支援するため、経済的な援助制度の普及に努めます。

【具体的な取組み】

事業名	事業内容	担当課
自立支援・就業相談 事業の周知	・家庭生活支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの活動内容等の情報提供	子ども家庭課
遺児手当	・15 歳以下の児童を監護、養育する母子・父子家庭への手当	子ども家庭課
児童扶養手当	・18 歳以下の児童を監護、養育する母子・父子家庭への手当に関する各種手続き	子ども家庭課
ひとり親家庭への医療費助成	・ひとり親家庭等において 18 歳以下の児童を扶養している場合に助成	子ども家庭課
母子福祉資金貸付金	・母子家庭への貸付に関する情報提供	子ども家庭課

4. 障がい児施策の充実

【現状と課題】

心身に障がいを持つ子どもが健全に育ち、持てる能力を発揮して身近な地域で安心した生活を送れるよう、乳幼児期から一人ひとりの多様なニーズに応える一貫した相談支援が求められていますが、そのためには、関係機関が連携し、障がいを早期に発見することが必要です。

本町では、「上三川町第5期障がい福祉計画・上三川町第1期障がい児福祉計画」に基づき、健康診査を通じた障がいの早期発見とその後の療育支援に努めています。

近年、発達障がいについての認識が浸透するにつれ、「集団行動ができない」、「こだわりが強い」、「多動で落ち着きがない」などの特徴をもつ子どもの保護者からの、子どもの発達に関する相談が増えています。保護者が子どもの障がいを受け入れ、子ども自身の発達にとって最適な支援が選択されるよう、保護者への働きかけも重要となっています。

【施策の方向性】

- 社会参加と自立を促進するため、発達段階や障がいの程度に応じた療育・教育環境を確保します。
- 関係機関との連携により早期発見、早期療育に取り組みます。
- 障がい児を持つ保護者の育児負担の軽減を図ります。
- 乳幼児期からの一貫した支援体制の構築を図ります。

【具体的な取組み】

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査（4 か月児、10 か月児、1 歳6 か月児、3 歳児健康診査）（再掲）	・疾病や障がいの早期発見のための集団健診：問診、計測、医師の診察、栄養・保健指導、心理相談等	子ども家庭課
5歳児発達相談	・軽度発達障がい児の早期発見、集団保育の場での行動観察等	子ども家庭課
ことばの相談	・幼児健康診査や訪問等でことばの遅れ等の問題が疑われる児とその保護者の個別指導	子ども家庭課
にこにこ相談（子育て発達支援相談）	・幼児健康診査や訪問等で精神発達遅滞や発達障がい等の問題が疑われる児とその保護者の個別指導	子ども家庭課
のびのび教室	・乳幼児健康診査等において、精神発達・運動発達等の遅れが気になる児の小集団指導	子ども家庭課
障がい児保育	・障がい児担当保育士の加配費用の一部を保育施設に助成	子ども家庭課
いちご教室	・年長児を対象にした発達が気になる児への小集団指導	子ども家庭課
就学教育相談	・小学校入学前に不安や課題等がある児童の保護者に対する就学説明会の開催、町教育研究所の相談員による教育相談等	教育総務課

障がい児通所支援事業	・障がい児が施設に通い、日常生活の基本動作や集団生活への適応訓練	健康福祉課
日中一時支援事業	・障がい児の日中一時預かり	健康福祉課
学級運営改善事業	・発達障がい等で学習面・生活面において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の個々に合わせた小集団指導又は個別指導	教育総務課
教育支援委員会	・障がいがあるために、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒に対し、学校長や専門家が、就学相談や就学後の教育的支援について助言	教育総務課
特別支援教育	・障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりのニーズに応じた指導及び支援	教育総務課

基本目標３ 子どもたちの健やかな育ちを導く

１．次代を担う人づくり

【現状と課題】

現在の子どもたちが次の時代を力強く担う人へと成長するためには、基礎学力向上や体力づくりに加え、それぞれの個性が尊重される中で、他人を思いやり、命の大切さを学ぶ経験が必要となります。

本町では、豊かな個性の育成や道德教育などに力を入れ、各種の体験学習の充実を図ってきました。今後も、引き続き児童生徒の個性を伸ばしていくとともに、基礎学力育成の下支えとなる、自ら学ぼうとする力、やり抜く力、自制心などの非認知能力や生きる力なども学ぶことができるよう、体験学習の一層の充実が必要となっています。

また、次代の親となる準備として、思春期における心身の健康教育や子ども産み育てることの意義などを学ぶ機会の拡充が求められます。

【施策の方向性】

○子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、体験する機会を充実します。

○乳幼児とのふれあい体験などにより、子どもを生み育てること、命の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。

○思春期における、心と身体の健康づくりや相談体制の充実を図ります。

【具体的な取組み】

事業名	事業内容	担当課
サマースクール保健学習（赤ちゃんふれあい体験）	・中高生と妊婦・赤ちゃん・ママとの交流、ふれあい体験	子ども家庭課
小中学生のための保健学習	・学校保健との連携による、性と生き方の考え方や正しい知識等についての講話、相談機関の紹介	子ども家庭課
思春期電話相談	・思春期の児童・保護者を対象にした電話相談	子ども家庭課
放課後子ども教室	・放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点となる居場所	生涯学習課
交流事業	・高齢者や障がい者に対する理解や思いやりの心を育てるための交流	教育総務課
ボランティア体験学習	・中学生がイベント等の手伝いなどを通して福祉の理解や意欲を育てるためのボランティア体験	教育総務課
世代間交流	・保育所・小中学校等と老人クラブ等との交流	教育総務課

2. 生きる力を育む教育力の向上

【現状と課題】

「いじめ」や「不登校」が学校における深刻な問題として認識されてから久しく、その対応のために様々な取組みがなされてきましたが、依然として解決までには至らず、いじめを原因とする若者の自殺は大きな社会問題となっています。

本町の幼児教育の場においては、基本的な生活習慣の獲得とともに、遊びを通した体験学習を重視し、子どもが自分で見たり、考えたり、工夫したりする習慣を身につけ、豊かな感性を磨き育てることを目標とした教育に取り組んでいます。また、小・中学校では、生きる力を育むために、確かな基礎学力の定着とともに、基本的な生活習慣の指導や体力づくり・健康づくりの推進に努めています。

幼児教育、学校教育の場が、これからも子どもにとって安心・安全な場であるよう、一層の環境整備を進めることが大切となっています。

【施策の方向性】

- 幼児教育では、基本的な生活習慣の育成、戸外遊びによる健康な体づくりの推進、体験学習を中心とした教育の充実を図ります。
- 子どもの一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を推進します。
- 子どもの思考力・判断力・表現力など確かな学力の育成に努めます。
- 子どもの学習に取り組む意欲を育みます。
- いじめや不登校などに対する相談体制の充実を図ります。

【具体的な取組み】

事業名	事業内容	担当課
幼稚園、保育所と小学校との連携	・市内の小学校及び幼稚園・保育所の連携を密にすることにより、不登校や問題行動などのいわゆる「小1プロブレム」を解消	子ども家庭課 教育総務課
地域福祉センター事業の充実	・健全な遊び場を提供して情操豊かな児童を育成	健康福祉課
図書館活動の充実	・児童書購入、ボランティアによる本の読み聞かせ会及び子ども参加のイベント等を実施	生涯学習課
学校図書館活動の充実	・図書の実用を図るとともに心豊かでたくましく生きる児童生徒を育成	教育総務課
道徳教育推進事業	・家庭や地域社会が学校と一体となった心の教育	教育総務課
学校保健・安全	・学校保健・安全計画を作成して、学校保健、学校の安全管理を推進	教育総務課
スポーツ活動の推進	・土曜、日曜、長期休み時の対応策として年齢、体力に応じたスポーツ活動を推進	生涯学習課
スポーツ施設の充実	・子ども向けの種目を中心に年齢や体力に応じた施設設備を整備	生涯学習課

スポーツ少年団活動の支援	子どもたちの体力向上とスポーツを通じて社会的ルールを学ぶために実施しているスポーツ少年団活動を積極的に支援	生涯学習課
芸術文化活動の振興	音楽や演劇活動など、子どもたちの芸術文化活動の振興	生涯学習課
子ども会の活性化（公民館）	子ども会の活性化のための支援	生涯学習課
キッズひろば（公民館）	子どもたちの学校外活動として、体験学習の場を提供	生涯学習課
学校運営協議会の運用	学校運営に関して、保護者を含む地域住民が参画することにより、信頼関係を深めつつ地域の特色を生かした教育活動を展開することで、地域とともにある学校づくりを一層推進するため、学校運営協議会を全小中学校に設置	教育総務課
ＩＣＴメディア情報の取扱い	- 町情報教育主任研修会の実施による、情報教育及び情報モラル教育の普及拡大 - 栃木県の生徒指導未然防止プログラムの導入による情報モラルの専門的な研修の導入	教育総務課
生活習慣病予防の教育	小児生活習慣病予防のための健康教育	教育総務課
禁煙教育	思春期の禁煙に対する正しい知識の普及及び将来への健康意識の育成	子ども家庭課
薬物乱用防止教育	喫煙、飲酒、薬物乱用についての教育	教育総務課
スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーを配置し、不登校や子育て相談など幅広い相談への対応	教育総務課
町適応指導教室「オアシス」での相談	不登校児童生徒を中心とする適応指導教室「オアシス」では、通級の生徒や不登校児童生徒の保護者を中心にして、相談を定期的実施	教育総務課
こころの相談	こころの悩みや精神疾患などについて、本人及び家族からの相談	健康福祉課

3. 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

子ども・子育て支援法に基づく基本指針が示す通り、子育てについての第一義的責任は保護者にあり、子どもたちがその発達の各段階において適切な環境と体験が得られ、自己肯定感をもって育まれるために、家庭や地域の果たす役割は重要です。しかし、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化やワーク・ライフ・バランスの現実と希望との不均衡、近所付き合いの希薄化などが進み、具体的な育児方法の伝達や子育ての悩みが共有されにくい状況となっています。ニーズ調査でも、悩みとして「子どもの教育」が24.1%、「子どもとの接し方に自信が持てない」、「育児の方法がよくわからない」がそれぞれ9.0%、5.1%となっています。

本町では、福祉、保健、教育などさまざまな分野の関係機関が講座や事業を通じて、家庭における教育の必要性や重要性についての理解を深める学習機会を提供していますが、今後も、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行い、家庭における教育力と地域における教育力の更なる向上を図ることが重要となっています。

【施策の方向性】

- 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習や情報提供に努めます。
- 地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大、地域の人材の発掘と活用に努めます。
- 青少年の健全育成と非行防止を図るため、家庭・地域・学校・関係機関と連携し、有害環境対策に努めます。

【具体的な取組み】

事業名	事業内容	担当課
家庭教育学級〔学校と連携：出前講座〕（公民館）	- 各学校の要望により、家庭教育学級の出前講座として学校で実施 - 要望内容により学校と協議の上、公民館で講師を依頼し、学校へ派遣	生涯学習課
家庭教育学級（公民館）	子どもを持つ保護者を対象に、子育てについて必要な知識や情報を提供するために家庭教育学級を実施	生涯学習課
家庭教育オピニオンリーダーの活動支援（公民館）	地域での家庭教育支援者の養成を目指した、栃木県主催「家庭教育オピニオンリーダー養成講座」修了者が、子育て支援グループとして、自主的活動ができるように支援	生涯学習課
有害環境対策	有害情報についての教育	教育総務課
立入調査強化事業	青少年の非行問題に取り組む月間にあわせ事業所等に立入り調査	生涯学習課
人権教育	家庭、学校における人権教育の推進	教育総務課 生涯学習課

基本目標 4 子育てを温かく支え、見守る

1. 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

【現状と課題】

就業する女性が増加し、平成 27 年の国勢調査によれば、本町の既婚で 30～34 歳の女性就業率は 64.9%と、平成 17 年の 45.4%から大きく上昇しています。就学前児童保護者への二一ズ調査では、子どもが生まれた時に育児休業を「取得した」母親は全体の 44.1%で、就労していた人に限るとこの割合は 8 割近くとなります。そうした多くの母親が育児をしながら就労している一方で、父親の就労時間は 1 日 10 時間以上が 58.9%、夜 8 時以降の帰宅が 52.3%となっており、父親が育児に関わることのできる時間は依然として限定的であることがうかがえ、行政に対して、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」との回答が、就学前児童保護者の 33.4%、小学生保護者の 25.5%、妊産婦の 53.1%に上っています。

これらの声に応え、企業経営者に対し、従業員のワーク・ライフ・バランス促進を働きかけるとともに、家庭においても父親の子育てへの更なる参画が成されるよう、意識の変革を促す必要があります。

【施策の方向性】

- 子育てと仕事が両立できるような職場環境づくりを促進します。
- 出産、子育てのために退職した女性の再就職の支援に努めます。
- 各種セミナーの開催、啓発資料の配布、子育てについて男女で学ぶ機会の提供により、男女が家庭における責任を共に担うことの意識を促します。
- 父親も子育て、家事に参加しやすい環境づくりに努めます。

【具体的な取組み】

事業名	事業内容	担当課
企業への意識啓発(育児・介護休業制度の周知)	・事業所内保育所の整備や男性の育児休暇等の取得推進、子育て期間中の短期勤務など、子育てをしやすい職場環境の整備についての啓発	商工課
労働者への意識啓発(育児・介護休業制度の周知)	・育児休暇や看護休暇などの取得を促す呼びかけや広報活動を行うとともに、関係団体等が行う男性が子育てに関わる必要性を伝える講演会等へ参加の呼びかけ	商工課
父親の子育て参加意識の啓発	・父親になる男性に対し、妊婦への理解及び積極的な育児参加を促す呼びかけや啓発活動	子ども家庭課
企業における両立支援	・企業に向け「仕事と子育ての両立支援をいかに行うべきか」についての呼びかけや啓発活動	商工課
保育サービス等の充実	・放課後子ども教室等の充実	生涯学習課

2. 子どもの安全の確保

【現状と課題】

子どもを事故や犯罪から守るためには、子どもに対し地域が全体で注意を払い、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を高めるとともに、防犯設備の充実、危険個所の改修などのハード面の環境を整備する必要があります。

本町では、警察や自治会、関係団体による公的または自主的な防犯パトロールや、防犯灯の計画的な設置などが行われていますが、今後もそうした取組みを継続するとともに、保育所、幼稚園、学校、警察、自治会、自主防犯組織、各家庭などが連携し、事件や事故、不審者などの情報が隅々まで共有され、不測の事態が起こることを未然に防止する体制を構築することが必要です。加えて、子どもを対象とした防犯講習の開催を通じて防犯意識をさらに高め、声かけなど、自主防犯対策を町全体で推進することが重要です。

【施策の方向性】

- 自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築します。
- 不審者情報など、いち早く関係機関に周知する必要があるものについては、情報の迅速性を高めます。
- 防犯灯の適正な管理・設置により、犯罪や交通事故を未然に防止します。

【具体的な取組み】

事業名	事業内容	担当課
防犯灯の設置	・町内各自治会より要望のあった箇所について通学路を優先に防犯灯を設置	地域生活課
交通安全教室	・全小中学校で町交通指導員や警察官により、交通ルールや横断歩道の渡り方等を教育	地域生活課
災害時要援護者等対策	・災害時における乳幼児、障がい児、児童生徒等の安全避難を確保	総務課 健康福祉課 教育総務課
防犯講習会・防犯パトロール	・学校等で警察署の協力を得て実施 ・各自治会等で警察署の協力を得て実施 ・児童の下校時に合わせ、防犯パトロール車による巡回を実施	教育総務課 地域生活課
こども110番の家	・児童生徒が不審者により「つきまとい」や「声かけ」、暴力、わいせつ行為等の被害にあいそうになった又はあったときに、逃げ込むことができる場所としてこども110番の家を設置	教育総務課

防犯機器の貸与	・学校内や周辺地域（通学路など）を見回りするスクールガードに対し、必要とする防犯機器を貸与 ・小学校新入児童全員に防犯ブザーを貸与	教育総務課
校内の危機管理体制の整備	・安全安心な学校づくりのため危機管理マニュアルを整備するとともに、スクールガードをはじめとした地域社会、保護者、警察等との連携により、通学路における児童生徒の安全を確保	教育総務課

3. 子育てを支援する生活環境の整備

【現状と課題】

ニーズ調査において、子育て支援として今後町に充実を図って欲しいことの第1位は、未就学児保護者、小学生保護者、妊産婦とも「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」となっています。

そうした要望にハード面から応えるために、公園や公共的施設、道路や交通機関などについて、子どもの視点や子育て家庭の視点を取り入れ整備を推進するとともに、ソフトの面からは、地域や町全体で子育てを応援するという気風を醸成することが求められています。

【施策の方向性】

○子どもや子ども連れにやさしい道路の整備に努めます。

○子どもや子ども連れにも安心して利用できる公共交通機関の充実努めます。

【具体的な取組み】

事業名	事業内容	担当課
道路整備事業	・道路整備事業における歩道形式について、すべての人にとって使いやすいバリアフリーを考慮したセミフラット形式を採用 ・通学路及びキッズゾーンにおいて、区画線やカラー舗装、ゾーン30の整備等による安全対策	都市建設課 子ども家庭課 教育総務課 地域生活課
子育てにやさしい公共施設の整備	・公園内トイレの整備において、子育て世代に配慮した設備	都市建設課

第5章 計画の推進に向けて

1. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 施設、事業者等との連携方策

① 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

地域型保育施設に通う0、1、2歳児が3歳児となった時に、幼稚園や保育所、認定こども園に移行するためには、施設間の連携が重要となります。本町では、地域型保育事業として事業所内保育所がありますが、3歳以降の教育・保育施設との連携は十分に図られており、今後この連携体制の維持に努めます。

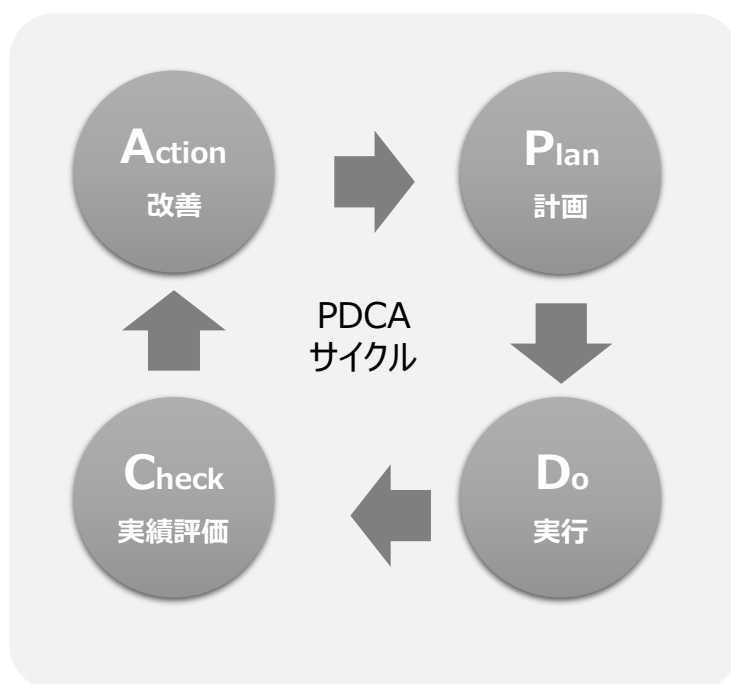
② 幼稚園、保育所、小学校の連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校と幼稚園や保育所、認定こども園が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育・保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

そのために、本町では、教育総務課が主導する「幼小連携推進研修」や子ども家庭課が主導する町内保育施設長の「園長会議」等を開催し、幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携を図っています。今後とも密な連携を通じた小学校への円滑な接続を支援していきます。

2. 計画の進捗・評価

計画を実効性の高いものとするためには、取組みを実施した後に、得られた結果を点検・評価し、目的どおりの結果が得られていない場合には改善を図った上で再び取組みを進めるという手順がきちんと果たされることが重要です。そのために、本計画の進捗・評価には、第1期計画と同様に、下図に示すPDCAサイクルを用いることとします。



また、本計画期間の終了後、総括的な最終の評価を実施します。

資料編

1. 計画策定の経過

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成30年9月26日	平成30年度第1回子ども・子育て会議	・第2期上三川町子ども・子育て支援事業計画の策定について
平成30年11月	「第2期上三川町子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査の実施	・就学前児童保護者 ・小学生保護者 ・妊産婦
平成31年2月4日	平成30年度第2回子ども・子育て会議	・アンケート結果について
令和元年7月4日	令和元年度第1回子ども・子育て会議	・計画の策定について
令和元年11月15日	令和元年度第2回子ども・子育て会議	・計画素案の検討
令和元年12月11日 ～令和2年1月10日	「第2期上三川町子ども・子育て支援事業計画」素案に関するパブリック・コメントの実施	・町ホームページ掲載 ・窓口閲覧
令和2年1月28日	令和元年度第3回子ども・子育て会議	・計画（最終案）の確認
令和2年3月	「第2期上三川町子ども・子育て支援事業計画」決定	

2. 上三川町子ども・子育て会議条例

○上三川町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 17 日

条例第 40 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、上三川町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援に携わる関係機関その他の団体を代表する者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初に招集するとき、又は会長及び副会長が欠けたときの会議は、町長が招集する。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 35 年上三川町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3. 委員名簿

(順不同 敬称略)

No.	氏 名	所 属	備 考
1	稲川 洋 (～H31. 3. 31)	町議会議員	町産業厚生常任委員長
	津野田 重一 (R1. 5. 17～R2. 1. 21)		
2	宇佐美 邦義	町民生児童委員	子育て支援部会長
3	田中 則子	町主任児童委員	主任児童委員
4	関 美恵	町教育委員会	教育委員
5	小松 俊雄	小学校校長会	本郷北小学校校長
6	柳澤 邦夫 (～H31. 3. 31)	小学校校長会	上三川小学校校長
	渡辺 恭子 (R1. 5. 17～)		
7	木村 尚史	認定こども園 しらさぎ幼稚園	園長
8	古本 文昭 (～H31. 3. 31)	やしお幼稚園	園長
	古本 裕一 (R1. 5. 17～)		
9	加藤 馨代美	あけぼし保育園	園長
10	猪瀬 英彦	上三川幼児園	園長
11	武藤 孝子	ふざかしおひさま保育園	園長
12	鶴見 絵里 (～H31. 3. 31)	認定こども園 しらさぎ幼稚園保護者	保護者代表
	桑原 良子 (R1. 5. 17～)		
13	國谷 美幸 (～H31. 3. 31)	やしお幼稚園保護者	保護者代表
	中村 麻美 (R1. 5. 17～)		
14	増田 明菜 (～H31. 3. 31)	ふざかしおひさま保育園 保護者	
	渡辺 由香理 (R1. 5. 17～)	あけぼし保育園保護者	
15	櫻井 浩教 (～H31. 3. 31)	町小学校PTA代表	坂上小学校PTA会長
	坂内 徹也 (R1. 5. 17～)		北小学校PTA会長
16	菊地 麻衣 (～H31. 3. 31)	大山保育園保護者	保護者代表
	古口 由佳 (R1. 5. 17～)	本郷小学童クラブ支援員	放課後児童支援員代表
17	齋藤 明日香 (～H31. 3. 31)	南っ子学童クラブ保護者	保護者代表
	吉田 紀子 (R1. 5. 17～)	坂上小学童クラブ保護者	
18	岡本 貞子	学識経験者	

第 2 期上三川町 子ども・子育て支援事業計画

(令和2年3月)

発 行／上三川町

編 集／上三川町 子ども家庭課

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目 1 番地

TEL : 0285-56-9111